

平成 26 年 度  
( 2 0 1 4 年度 )

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局



## 平成 26 年度監査結果報告集 目次

### 平成 26 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査等実施状況	1
3 平成 26 年度練馬区監査基本計画	2

### 定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	9
3 定期監査(3)	12
4 定期監査(4)	14
5 定期監査(5)	16
6 定期監査(6)	18
7 定期監査(7)	24
8 定期監査(8)	26
9 定期監査(9)	28
10 定期監査(10)	30

財政援助団体等監査の監査結果	33
----------------	----

例月現金出納検査結果	41
------------	----

### 決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果

	43
--	----

### 住民監査請求に係る監査結果

#### 関越自動車道高架下活用関係経費に係る損害賠償等措置請求

監査結果	51
------	----

行政監査結果

「区の刊行物について」 . . . . . 75

# 平成 26 年度監査の概要



## 1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成26年度の監査委員および任期は、つぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚（常勤・代表）  
（平成25年10月21日～平成29年10月20日）

識見を有する者 矢崎 一郎  
（平成23年10月19日～平成27年10月18日）

区議会議員 田中 ひでかつ  
（平成26年6月20日～平成27年5月29日）

区議会議員 田代 孝海  
（平成26年6月20日～平成27年5月29日）

なお、平成27年6月12日付けで区議会議員の中から新たに選任された監査委員および任期はつぎのとおりである。

区議会議員 笠原 こうぞう（平成27年6月12日～在任中）

区議会議員 斉藤 静夫（平成27年6月12日～在任中）

## 2 監査等実施状況

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

#### ア 対象

90課136施設、工事監査12か所

#### イ 監査結果

指摘事項 1件

意見 なし

### (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### ア 対象団体数 29団体

#### イ 監査結果

指摘事項・意見 なし

### (3) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

### (4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、第241条第5項）

#### ア 決算 6件

#### イ 基金 2件

- (5) 財政健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）
    - ア 実質赤字比率
    - イ 連結実質赤字比率
    - ウ 実質公債費比率
    - エ 将来負担比率
  - (6) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）
    - 「区の刊行物について」
  - (7) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）
    - 「関越自動車道高架下活用関係経費に係る損害賠償等措置請求」（棄却）
- 3 平成 26 年度練馬区監査基本計画  
3 ページ参照



## 平成 26 年度練馬区監査基本計画

### 1 基本的考え方

平成 26 年 2 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。」としている。さらに、先行きについては、「景気の回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれる。」としている。

このような経済情勢の下、今般編成された練馬区の平成 26 年度一般会計予算案の規模は、2,391 億 3,079 万円となり前年度と比べて 3.1%、72 億 8,029 万円の増となった。その財源をみると、一般財源では主要財源である特別区財政調整交付金が 31 億 8,670 万円（4.4%）の増、特別区民税が 20 億 8,649 万円（3.7%）の増を見込んでいる。

しかしながら、本区の財政状況を見ると、平成 24 年度普通会計決算における経常収支比率が前年度を 0.3 ポイント上回って過去最高の 89.8% となり、財政の硬直化が一段と進行している。加えて、社会保障関係経費のさらなる増加、小中学校の校舎をはじめとする施設の改修改築への対応など、喫緊に対処すべき課題が山積していることなどから、今後においても厳しい財政運営が予想される。このような財政状況の中、長期計画の最終年度にあたる平成 26 年度は、計画に掲げる事業の着実な実施に向け、より一層効率的で効果的な事務執行に努めることが必要である。

また、本区においては、公金に準じた金銭（準公金）の管理に関する事故が相次ぎ発生したため、統一的な管理基準として、平成 25 年 11 月に「練馬区準公金管理ガイドライン」が策定された。本ガイドラインでは、各所管における準公金の管理の適正化と事故防止を図ることにより、区民の区政に対する信頼の回復に努めるとしている。

監査委員としては、このような状況を踏まえ、区民目線での行財政運営のチェック機能としての役割を十分果たすために、公正不偏の立場から厳格かつ効果的な監査を実施することが強く期待されている。ついては、平成 26 年度の監査に当たっては、つぎの考え方に立って実施するものとする。

- (1) 長期計画および後期実施計画に掲げた施策・事業の実施に向けて「選択と集中のさらなる徹底」を基本方針とした区政運営に努めるとともに、区民福祉のさらなる向上を図る必要があることから、経済性、効率性および有効性の観点から引き続き事務事業および予算執行の十分な検証を行う。

特に財産の管理については、動産、不動産を問わずその有効性を重点的に検証する。

- (2) 昨今のコンプライアンスを巡る諸事情を踏まえ、合規性の観点からは、事務執行に当たり区の法令遵守体制が有効に機能しているかに重点を置いて監査を行う。
- (3) 平成 24 年度行政監査結果を踏まえ、目的外使用許可に係る適正な事務処理とさらなる行政財産の活用と歳入の確保に向けた取組が行われているかにも重点をおいて監査を行う。
- (4) 区立施設や区の事業について業務委託や指定管理者制度の適用が一層進められているところから、その業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。
- (5) 事務事業ならびに予算および契約の執行における違法または不適正な事項等は指摘事項として監査結果報告書に記載し改善を求める。指摘事項等の改善状況については所管部等から回答を求め、その内容が事務事業に反映されているかを確認することにより、監査の実効性を高める。
- (6) 新たに策定された練馬区準公金管理ガイドラインに基づき、準公金の管理に関するマニュアル等事務処理要領が整備されているか、準公金が適正に管理されているかについて監査を行う。
- (7) 監査結果報告およびそれに基づいて措置を講じた旨の通知に係る内容を公表する。併せて、ホームページなどを活用して監査結果等を区民に分かりやすく発信する。

## 2 実施方針

### (1) 定期監査

#### ア 財務等監査（学校等監査を含む。）

区の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証する。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証する。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査を行う。

準公金を管理する所管課等においては、必要とされる帳簿類が整備されているか、保管等は適正かに留意して監査を行う。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行う。

#### イ 工事監査

技術面より工事の計画、設計、積算および施工について対象工事が適

正に執行されているかについて監査する。

(2) 行政監査

長期計画、実施計画、各種監査の実施結果や事業の重要性等を踏まえ、時代の要請に即応した区の事務事業を取り上げて実施する。

当該事務事業が経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として、体系的かつ総合的に検証する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているかについて監査を行う。また、所管課等においては、指導監督が適切に行われているか、補助金等の交付条件の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われているかについて監査を行う。また、所管課等においては、事業報告書の点検が適切に行われているか、モニタリング制度により指定管理者に定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導が行われているか、施設の安全確保が図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

(4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、計数を確認するとともに、現金保管状況を検査する。併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を把握する。

また、支出命令書等の検査を行う。

(5) 決算審査

決算書その他決算関係書類について、計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類について、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の的確性やその算定が適切に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

### 3 執行上の留意点

監査の機能を十分に発揮するため、つぎの点に留意する。

- (1) 事業の内容、内部統制（法令遵守等を促す仕組み）の状況および過去の監査結果等を十分に勘案した実施計画を策定する。
- (2) 効率的・効果的な監査を行うため、監査対象に即した予備調査や事前調査を十分に行う。
- (3) 指摘、意見、要請等を行った事項については、所管課等が行う是正改善を継続的にフォローアップする。

### 4 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

### 5 監査の日程

#### (1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む。） 平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月

イ 工事監査 平成 26 年 5 月～平成 27 年 2 月

- (2) 随時監査 必要に応じて随時
- (3) 行政監査 平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月
- (4) 財政援助団体等監査 平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月
- (5) 例月出納検査 毎月実施
- (6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 26 年 7 月～ 8 月
- (7) 健全化判断比率審査 平成 26 年 7 月～ 8 月
- (8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時
- (9) その他の監査 必要に応じて随時

# 定期監査の監査結果



## 平成 26 年度定期監査( 1 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 1 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、福沢剛前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 4 月 16 日から同年 5 月 7 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組

方針(平成22年1月27日付け21練総経第1029号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成24年6月26日付け24練総経第261号)」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン(平成25年11月21日付け25練会第434号)」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 財政課

ウ 危機管理室

(ア) 防災課(以下の施設を含む。)

・関町北備蓄倉庫

・関町北三丁目防災井戸

・防災学習センター

(イ) 安全・安心担当課

エ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 技術監理調整課

(ウ) 国際・都市交流課

(エ) 文書法務課

(オ) 情報公開課

(カ) 職員課

(キ) 人材育成課

(ク) 経理用地課

(ケ) 人権・男女共同参画課

(コ) 施設管理課

オ 会計管理室

カ 監査事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。



## 平成 26 年度定期監査( 2 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 2 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、福沢剛前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 5 月 9 日から同年 6 月 3 日までの間において実日数 13 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組

方針(平成22年1月27日付け21練総経第1029号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成24年6月26日付け24練総経第261号)」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン(平成25年11月21日付け25練会第434号)」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育振興部

(ア) 教育総務課

(イ) 教育企画課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

(カ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)

・関教育相談室

(キ) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)

・平和台図書館

・関町図書館

イ こども家庭部

(ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)

・児童館3館

光が丘なかよし、三原台、東大泉

・学童クラブ13か所

三原台児童館、東大泉児童館、東大泉児童館第二、中村西小、北町西小、春日小、谷原小、北原小、大泉小、大泉第六小、大泉北小、早宮さくら、光が丘すずらん

(イ) 保育課(以下の施設を含む。)

・保育園14園

豊玉、春日町、春日町第二、早宮、田柄、田柄第二、光が丘、光が丘第三、光が丘第六、光が丘第七、旭町、上石神井、石神井町さくら、東大泉第二

(ウ) 保育計画調整課

(エ) 青少年課(以下の施設を含む。)

・青少年館2館

春日町、南大泉

(オ) 練馬子ども家庭支援センター(以下の施設を含む。)

・大泉子ども家庭支援センター(大泉ぴよぴよ)

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、一部の事務について不適切な事例が見られたので指導した。

## 平成 26 年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査(3)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、福沢剛前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 5 月 16 日から同年 7 月 4 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 25 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

- ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- イ 設計図書の作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。
- ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。
- エ 施工は図面、特記・標準仕様書等に基づき適切に行われているか。
- オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

- ア 街路新設(街築・舗装)工事(補助 132 - 期)

[練馬区石神井町二丁目地内]

- イ 練馬区立旭町市民農園改修工事

[練馬区旭町一丁目 12 番]

- ウ 街路新設(電線共同溝・排水施設)工事(補助 232 - - 1 期)

[練馬区石神井町三丁目地内]

- エ 街路築造および整地工事(25 区画整理その 1)

[練馬区土支田二・三丁目地内]

(5) 監査対象部課

区民生活事業本部産業経済部都市農業課

環境まちづくり事業本部土木部道路公園課

環境まちづくり事業本部土木部計画課

環境まちづくり事業本部土木部特定道路課

環境まちづくり事業本部土木部土支田中央区画整理課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査( 4 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 4 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 8 月 18 日から同年 9 月 4 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 26 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 練馬区立白百合福祉作業所大規模改修および増築工事

練馬区立白百合福祉作業所大規模改修および増築機械設備工事

練馬区立白百合福祉作業所大規模改修および増築昇降機設備工事

練馬区立白百合福祉作業所大規模改修および増築電気設備工事

練馬区立白百合福祉作業所大規模改修および増築工事監理等業務委託

[ 練馬区石神井町五丁目 13 番 10 号 ]

イ 練馬区立南町小学校給食室および給水管等改修工事

練馬区立南町小学校給食室および給水管等改修機械設備工事

練馬区立南町小学校給食室および給水管等改修電気設備工事

[ 練馬区練馬二丁目 7 番 5 号 ]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査( 5 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 5 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 8 月 21 日から同年 9 月 3 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総



経第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課

(イ) 臨時給付金担当課

(ウ) 福祉施策調整担当課

(エ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・春日町敬老館

(オ) 介護保険課

(カ) 障害者施策推進課

(キ) 障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）

・心身障害者福祉センター

・こども発達支援センター

(ク) 練馬総合福祉事務所

(ケ) 光が丘総合福祉事務所

(コ) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 光が丘保健相談所

(オ) 石神井保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査( 6 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 6 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりこれを提出する。

なお、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 10 月 14 日から同年 11 月 6 日までの間において実日数 16 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）

に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区民生活事業本部区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 6 か所

練馬、早宮、光が丘、石神井、大泉、関

・出張所 11 か所

桜台、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 区民サービス担当課

(エ) 税務課

(オ) 収納課

(カ) 国保年金課

イ 区民生活事業本部産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 区民生活事業本部地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 8 館

貫井、氷川台、光が丘、北町、北町第二、田柄、関町北、大泉学園

・地域集会所 13 か所

桜台、中村、上石神井区民、石神井台みどり、大泉北、東大泉中央、東大泉、南大泉、旭町、田柄、春日町、土支田中央、早宮

・学童クラブ 7 か所

貫井地区区民館、氷川台地区区民館、光が丘地区区民館、北町第二地区区民館、田柄地区区民館、関町北地区区民館、大泉学園地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

- ・生涯学習センター
- (ウ) スポーツ振興課
  - ・総合体育館
- (I) シティマラソン担当課
- エ 農業委員会事務局
- オ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- カ 選挙管理委員会事務局
- キ 議会事務局

## 2 監査の結果

一部に不適正な事務処理があったので、つぎの事項について改善するよう指摘する。

工事請負契約に係る契約事務の適正な執行について（指摘事項）

[監査において確認した事実]

生涯学習センターにおいて、「和室（大）空調機器入替え工事」および「和室（大）空調機器入替えによる機械設備工事」の2件の工事が行われていた。これらの工事について関係書類を確認したところ、2件とも同日に起案、決定されており、契約も同日に同一業者と締結されていた。また、工事内容も一連のものであり、2件に分割して契約することについて合理的理由は認められなかった。このことから、本件の2件の工事は1件の工事として契約すべきであり、また、予定金額の総額は所長の契約権限を超えるため、区長契約として契約すべきものであった。

[改善を求める事項]

契約事務は、競争性、透明性および公平・公正性の確保が要請される事務であり、区民に疑念を持たれないためにも、法令および規則等に基づき厳正に行う必要がある。その趣旨のもと、区では課長契約（工事）の適正な執行のため、「課長契約における分割発注等の再発防止への取組方針」を定め、平成22年1月の総務部長通知等により周知を図ってきたところである。

しかしながら、本件契約は、本来1件として契約すべき内容を特段の理由もなく分割して発注した不適切なものである。については、工事契約事務の適正な執行が図られるよう、職員への周知徹底と、組織内のチェック体制の強化に取り組まれない。（地域文化部）

## 平成 26 年度定期監査( 6 )の監査結果に基づき講じた措置

平成 26 年度定期監査( 6 )の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

### 記

#### 1 指摘の内容

工事請負契約に係る契約事務の適正な執行について(指摘事項)

[監査において確認した事実]

生涯学習センターにおいて、「和室(大)空調機器入替え工事」および「和室(大)空調機器入替えによる機械設備工事」の 2 件の工事が行われていた。これらの工事について関係書類を確認したところ、2 件とも同日に起案、決定されており、契約も同日に同一業者と締結されていた。また、工事内容も一連のものであり、2 件に分割して契約することについて合理的理由は認められなかった。このことから、本件の 2 件の工事は 1 件の工事として契約すべきであり、また、予定金額の総額は所長の契約権限を超えるため、区長契約として契約すべきものであった。

[改善を求める事項]

契約事務は、競争性、透明性および公平・公正性の確保が要請される事務であり、区民に疑念を持たれないためにも、法令および規則等に基づき厳正に行う必要がある。その趣旨のもと、区では課長契約(工事)の適正な執行のため、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止への取組方針」を定め、平成 22 年 1 月の総務部長通知等により周知を図ってきたところである。

しかしながら、本件契約は、本来 1 件として契約すべき内容を特段の理由もなく分割して発注した不適切なものである。については、工事契約事務の適正な執行が図られるよう、職員への周知徹底と、組織内のチェック体制の強化に取り組みたい。(地域文化部)

#### 2 講じた措置

(地域文化部)

(1)により対応を実施したところであるが、今後さらに(2)により改善を図ることとする。

##### (1) 講じた措置

ア 指摘事項の確認を行った結果、次の 3 点に課題があった。

(ア) 職員の担当業務が一時的に集中し、事務執行が適切に行われなかつ

た。

- (イ) 所における情報共有が不足し、所長および副所長は業務の進行管理ができていなかった。
- (ウ) 再三の通知等にもかかわらず、契約事務の適切な執行に対する意識の徹底が不十分であった。

以上を踏まえて、生涯学習センターにおいて個々の職員の担当業務の見直しを行い、業務量の平準化に努めた。さらに出来る限り複数担当制による業務執行体制をとり、情報の共有化に努めている。

生涯学習センターの全職員に対して「課長契約における分割発注等の再発防止への取組方針」(平成22年1月総務部長通知。以下「取組方針」という。)を示し、契約事務の適切な執行について改めて指導徹底を図った。

- イ 再発防止のための業務改善として、取組方針に基づき、生涯学習センターは四半期ごとの工事予定について課長へ報告し、文化・生涯学習課において工事内容を事前にチェックできるよう事務の流れを改めた。

## (2) 今後講じる措置

- ア 文化・生涯学習課において、以下の項目を重点に研修を実施する。
  - (ア) 取組方針を活用した研修を所、館、係単位で実施し、契約事務を担当する職員をはじめ全職員が事務処理に対する意識改革および適正な契約事務の執行を徹底する。
  - (イ) 緊急対応が必要となる際の契約事務の進め方について再度確認し、適正な事務執行を徹底する。
  - (ウ) 複数の職員による工程管理・執行管理を徹底し、所、館、係長への報告、連絡、相談に遺漏等のないようにする。
- イ 緊急対応が必要となる場合に備え、総務部施設管理課との密接な連絡体制を整える。

## (総務部)

今回の定期監査で指摘された課長契約の工事請負契約に関する不適切な分割発注については、以下のとおり職員への注意喚起を行い、改めて適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ることとする。

### (1) 講じた措置

- ア 契約事務の適正な執行に努めるよう、総務部長名により全管理職・職員あて通知し、管理職を含む複数職員によるチェック体制の強化を要請した。

### (2) 今後講じる措置

- ア 毎年、年度当初に経理用地課長名で通知する「契約事務の適正な執行について」の中で、不適切な分割発注等を行わないよう周知徹底する。

イ 毎年実施する契約事務研修のカリキュラムにおいて、適正な契約事務の重要性について、職員に再認識させる。

## 平成 26 年度定期監査( 7 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 7 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 11 月 12 日から同月 26 日までの間において実日数 7 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。

また、準公金（学校給食費等の学校徴収金）について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づいた点検および監査が行われているかに十分留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校文書管理規程（平成 11 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、校長、副校長および事務担当者が、準公金（学校給食等の学校徴収金）の収支状況および現金出納簿を照合し、内容を点検するとともに出納事務の処理状況について監査を受けているか。

##### (4) 監査対象部課等



ア 教育委員会

- ・小学校18校 中村西、開進第一、開進第三、練馬第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第一、大泉第四、大泉第六、大泉西、大泉南、南田中、富士見台
- ・中学校9校 豊玉第二、開進第一、練馬東、貫井、光が丘第一、石神井東、南が丘、三原台、大泉西
- ・幼稚園1園 光が丘さくら

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・小学校内学童クラブ12か所 開進第一、開進第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第六、大泉西、富士見台

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査( 8 )(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 8 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 11 月 27 日から平成 27 年 1 月 15 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 26 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書の作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 施工は図面、特記・標準仕様書等に基づき適切に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 仮称練馬区農の学校中核拠点施設整備工事

[練馬区高松一丁目 35 番 2 号]

イ 仮称平和台駅地下自転車駐車場整備工事(第一工区)

[練馬区平和台四丁目地内]

ウ 自転車走行レーン整備工事 [練馬区光が丘六・四丁目地内]

エ 仮称練馬区立土支田二丁目 1 号公園他 1 箇所整備工事

[練馬区土支田二丁目 38 番地内]

##### (5) 監査対象部課

区民生活事業本部産業経済部都市農業課

環境まちづくり事業本部都市整備部まちづくり推進調整課  
環境まちづくり事業本部土木部交通安全課  
環境まちづくり事業本部土木部道路公園課  
環境まちづくり事業本部土木部計画課

- 2 監査の結果  
適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査( 9 )( 建築工事 ) 監査結果報告書

地方自治法( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 9 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 12 月 9 日から平成 27 年 2 月 5 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 26 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

###### ア 練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事

練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築機械設備工事

練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築電気設備工事

練馬区立豊玉第二中学校太陽光発電設備設置工事

練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事監理等業務委託

[ 練馬区豊玉北二丁目 24 番 5 号 ]

イ 練馬区立桜台地区区民館・桜台第二保育園大規模改修工事

練馬区立桜台地区区民館・桜台第二保育園大規模改修機械設備工事  
練馬区立桜台地区区民館・桜台第二保育園大規模改修昇降機設備工事  
練馬区立桜台地区区民館・桜台第二保育園大規模改修電気設備工事  
練馬区立桜台地区区民館・桜台第二保育園大規模改修工事監理等業務  
委託 [練馬区桜台三丁目 39 番 17 号]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

区民生活事業本部地域文化部地域振興課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 26 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 1 月 9 日までの間において実日数 10 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務

の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 環境まちづくり事業本部環境部

- (ア) 経営課
- (イ) 環境課
- (ウ) みどり推進課
- (エ) 清掃リサイクル課
- (オ) 練馬清掃事務所
- (カ) 石神井清掃事務所（以下の施設を含む。）
  - ・谷原清掃事業所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む。）
  - ・東部土木出張所、羽沢材料置場
  - ・西部公園管理事務所、武蔵関公園
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。





# 財政援助団体等監査の監査結果



## 平成 26 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、平成 26 年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、矢崎一郎監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、一般社団法人練馬区観光協会、一般社団法人練馬区産業振興公社、練馬区商店街連合会および練馬区商店街振興組合連合会の監査ならびに監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 12 月 10 日から平成 27 年 2 月 4 日までの間において実日数 14 日間

##### (2) 監査の方針と視点

平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、以下の方針により実施した。  
ア 財政援助団体(補助団体) 出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているかについて監査を行った。また、所管課等においては、指導監督が適切に行われているか、補助金等の交付条件の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行った。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われているかについて監査を行う。また、所管課等においては、事業報告書の点検が適切に行われているか、モニタリング制度により指定管理者に定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導が行われているか、施設の安全確保が図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

##### (ア) 財政援助団体(補助団体)

##### 【団体関係】

ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に

行われているか。

ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

#### 【所管課関係】

ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。

イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。

ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ) 補助金等の効果は確認されているか。

カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。

ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

#### (1) 出資団体

##### 【団体関係】

ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。

イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ) 会計経理および財産管理は適切か。

カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

##### 【所管課関係】

ア) 出資目的および出資金額等は妥当か（変更があった場合）。

イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。

ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

(ウ) 指定管理者

【団体関係】

- ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ロ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- ハ) 事業報告書は適正に作成されているか。  
(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
- ニ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ホ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ヘ) 利用促進のための努力はなされているか。
- ヘ) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ロ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ハ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ニ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- ホ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- ヘ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 監査対象団体

別表「平成 26 年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

2 監査の結果

適正に行われていた。

実施日	団体名(施設名)	
12月10日 (水)	〔下田少年自然の家(ベルデ下田)〕 株式会社 クックランド 《指定管理者管理業務費》	
1月13日 (火)	〔太陽保育園〕 太陽保育園株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔エデュケアセンター・光が丘〕 株式会社パソナフォスター 【運営費補助金(認証保育所経費)】
1月16日 (金)	〔ゆらりん東大泉保育園〕 ライフサポート株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔おひさま保育園〕 株式会社おひさま 【運営費補助金(認証保育所経費)】
	〔大泉図書館〕 株式会社図書館流通センター 《指定管理者管理業務費》	
1月20日 (火)	〔いずみ保育園〕 A 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔ソラスト新江古田〕 株式会社ソラスト 【運営費補助金(認証保育所経費)】
	〔障害者地域活動支援センター〕 〔谷原あおぞら学童クラブ〕 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《支援センター指定管理者業務管理費》 《学童クラブ指定管理者業務管理費》	〔サンライフ練馬(東京中高年齢労働者支援センター)〕 練馬建物総合管理協同組合 《指定管理者管理業務費》
1月21日 (水)	〔社会福祉法人練馬区社会福祉事業団〕 【補助金・出捐金】	〔一般社団法人練馬区産業振興公社〕 【補助金・出捐金】
	〔東大泉デイサービスセンター〕 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 《指定管理者管理業務費》	
1月22日 (木)	〔一般社団法人練馬区観光協会〕 【補助金】	〔練馬区職員互助会〕 【補助金】
	〔公益財団法人練馬区環境まちづくり公社〕 【補助金・出捐金】	
1月26日 (月)	〔公益社団法人シルバー人材センター〕 【補助金】	

実施日	団 体 名(施 設 名)	団 体 名(施 設 名)
1月27日 (火)	〔練馬駅北口地下駐車場〕 株式会社五十嵐商会 《指定管理者管理業務費》	〔練馬区商店街連合会〕 【練馬区商店街連合会補助金】 【活力ある商店街づくり補助金】 〔練馬区商店街振興組合連合会〕 【商店街振興組合補助金】
	〔ベビーステーション石神井公園〕 有限会社ベビーステーション 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔グローバルキッズ練馬春日町園〕 株式会社グローバルキッズ 【運営費補助金(認証保育所経費)】
1月28日 (水)	〔まちの保育園小竹向原〕 ナチュラルスマイルジャパン株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔ピノキオ幼児舎関町園〕 株式会社ピノーコーポレーション 【運営費補助金(認証保育所経費)】
	〔大泉学園実習ホーム〕 特定非営利活動法人ヒュール総合 研究所 【民間施設運営費等補助金】	〔大泉学園町体育館 ほか3か所〕 ミズノグループ 《指定管理者管理業務費》
1月29日 (木)	〔さつき保育園石神井公園ルーム〕 フミ・コーポレーション株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔平和台体育館 ほか3か所〕 東京ドームグループ・大泉スワロー 共同事業体 《指定管理者管理業務費》
	〔南大泉図書館および分室〕 日本コンベンションサービス株式会社 《指定管理者管理業務費》	〔公益財団法人練馬区文化振興協会〕 【補助金・出捐金】
1月30日 (金)	〔上石神井児童館・同学童クラブ ほか 1か所〕 株式会社小学館集英社プロダクション 《児童館指定管理者管理業務費》 《同学童クラブ指定管理者管理業務費》 《上石神井小学童クラブ指定管理者 管理業務費》	〔キッズパオ石神井あおぞら園〕 株式会社マミーズファミリー 【運営費補助金(認証保育所経費)】



実施日	団 体 名(施 設 名)	団 体 名(施 設 名)
2月2日 (月)	〔ゆうゆうぽてと〕 特定非営利活動法人保育サービス ぽてと 【運営費補助金(民間学童保育経費)】	〔大泉町福祉園〕 社会福祉法人武蔵野会 《指定管理者管理業務費》
2月4日 (水)	〔一般社団法人練馬区医師会〕 【練馬区地域医療推進事業補助金】 【訪問看護ステーション事業運営費 補助金】 【マンモグラフィ機器購入費補助金】	〔光が丘障害者地域生活支援センター〕 社会福祉法人武蔵野会 《指定管理者業務管理費》

公認会計士による事前調査

実施日	団 体 名(施 設 名)
1月13日 (火)	〔平和台体育館 ほか3か所〕 東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体 《指定管理者管理業務費》
1月22日 (木)	〔光が丘障害者地域生活支援センター〕 社会福祉法人武蔵野会 《指定管理者管理業務費》



# 例月現金出納検査結果



地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

#### 1 検査年月日

- (1) 平成 26 年 5 月 26 日 (平成 26 年 4 月分)
- (2) 平成 26 年 6 月 25 日 (平成 26 年 5 月分)
- (3) 平成 26 年 7 月 25 日 (平成 26 年 6 月分)
- (4) 平成 26 年 8 月 25 日 (平成 26 年 7 月分)
- (5) 平成 26 年 9 月 22 日 (平成 26 年 8 月分)
- (6) 平成 26 年 10 月 27 日 (平成 26 年 9 月分)
- (7) 平成 26 年 11 月 25 日 (平成 26 年 10 月分)
- (8) 平成 26 年 12 月 25 日 (平成 26 年 11 月分)
- (9) 平成 27 年 1 月 23 日 (平成 26 年 12 月分)
- (10) 平成 27 年 2 月 20 日 (平成 27 年 1 月分)
- (11) 平成 27 年 3 月 26 日 (平成 27 年 2 月分)
- (12) 平成 27 年 4 月 30 日 (平成 27 年 3 月分)

#### 2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

#### 3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

#### 4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。



決算等審査結果および  
財政健全化判断比率審査結果





平成25年度決算等審査結果報告および  
財政健全化判断比率審査結果報告(概要)

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた

(2) 総括意見

【効率的な予算執行と区民福祉の向上】

平成25年度予算は、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、長期計画の体系に基づき再構築された組織体制の力を最大限発揮し、多様な行政課題に的確に対応していくため、引き続き「選択と集中のさらなる徹底」を基本方針として、つぎの点に留意し編成された。

ア 長期計画の実現に向けて、事業を着実に推進できる予算となるよう、財源の確保に努めるとともに、必要経費、スケジュールおよび実施体制等を精査し工夫すること。

イ 「事務事業の総点検の実施について（24練企財第160号平成24年8月9日付通知）」の趣旨を踏まえ、事務事業評価等により事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行い、事業の廃止・休止・縮小を含めた見直しを行うこと。

平成25年度予算に基づき執行された主な事業はつぎのとおりである。「子ども分野」では、保育所待機児童解消事業、小中学校校舎等改築推進事業、こどもほっとステーション整備事業などに取り組んだ。「健康と福祉分野」では、高齢者施設整備拡充事業、中途障害者通所事業などに取り組んだ。「区民生活と産業分野」では、区民・産業プラザ整備事業、文化芸術資産活用拠点整備事業などに取り組んだ。「環境とまちづくり分野」では、みどり

30推進事業、建築物の耐震化促進事業、大規模自転車駐車場整備事業などに取り組んだ。それぞれの事業の執行により、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価できる。

区政の課題は、多様化、複雑化の一途をたどっている。今後とも、限られた財源を優先度の高い事業に効果的に配分するとともに、職員一人ひとりが柔軟な発想と創意工夫を凝らすことにより既存の制度や組織の壁を越え、区民本位の効率的で質の高い事業の執行に努め、区民福祉の一層の向上に取り組まれない。

#### 【財政の状況】

平成25年度の練馬区普通会計決算は、歳入2,305億7,370万円、歳出2,257億7,118万円であり、形式収支48億252万円から繰越財源を除いた実質収支は43億1,045万円の黒字となり、単年度収支では5億5,901万円の赤字となった。

歳入のうち一般財源は、主要財源である特別区税において2年続けての増となったこと、特別区財政調整交付金において調整税である法人住民税の増収を受け4年続けての増となったことなどから前年度を上回った。特定財源は、国庫支出金において地域の元気臨時交付金の増、諸収入において土地開発公社資金貸付金元利収入の増などがあった一方、繰入金や特別区債の減などにより前年度を下回った。法人住民税の一部国税化など、区財政を取り巻く環境は決して楽観できるものではなく、主要財源である特別区民税や特別区財政調整交付金の動向を引き続き注視していく必要がある。

歳出においては、生活保護法にもとづく保護費や私立保育所運営経費の増などにより扶助費は増となったものの、人件費および公債費の減により、義務的経費は前年度とほぼ同じであった。なお、扶助費については、増加傾向にあるものの、その伸び率は鈍化している。また、区民・産業プラザ整備費や公園新設費などの増があったものの、密集住宅市街地整備促進事業推進費や街路新設改良費などの減により、投資的経費は前年度より若干減少した。引き続き、扶助費の動向等を注視しつつ、さらなる財政の健全化に努められたい。

財政指標の面から区の財政状況を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は前年度を3.6ポイント下回って86.2%となり、やや持ち直したものの5年続けて適正水準（70～80%）を超えている。同じく弾力性を示す「公債費比率」は、前年度を1.7ポイント下回り5.3%となった。財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」は前年度を0.4ポイント下回る2.9%となり、望ましいとされる水準（3～5%）を3年ぶりに下回った。

以上のことから、「公債費比率」は一般的に望ましいとされる水準であるも

の、「実質収支比率」は望ましいとされる水準を下回るとともに、「経常収支比率」は適正水準を超えており、依然として財政の硬直化が見られる。

財政の健全性を維持、向上していくため、今まで以上に、きめ細かく財源確保に努めるとともに、将来を見据え、なお一層効果的・効率的な財政運営に取り組まれない。

#### 【持続可能な財政運営を行っていくために】

区は、平成23年12月に策定した「練馬区行政改革推進プラン（平成23年度～平成26年度）」の中で、財政基盤の一層の強化を基本的考え方の一つとして掲げ、これに取り組んでいる。しかしながら、地方公共団体における財政力を判断する指標である「財政力指数」は、前年度を0.01ポイント下回って0.44となり3年続けて減となった。今後、法人住民税の一部国税化の影響で特別区財政調整交付金の減額が見込まれる中、財政基盤を強化するためには、さらなる歳入の確保と財源の適正配分が不可欠である。

歳入の面では、特別区財政調整交付金と並び主要財源である特別区民税の確保が重要である。平成25年度決算では、景気の緩やかな回復基調により、前年度と比較し約8億円の増収となり、2年続けて前年度を上回ったほか、収入率（対調定）も92.7%と前年度を0.7ポイント上回った。また、滞納繰越分の収入率（対調定）は26.3%と前年度を3.0ポイント上回り、2年続けて前年度を上回った。これまでも、コンビニ収納や嘱託収納員、「モバイルレジ」を使った納付方法を導入し、収入率の維持・向上を図ってきており、滞納整理の強化も含めてさらなる税収の確保に努められたい。

歳出の面では、財政の健全性の維持・向上を図るため、引き続き人件費や扶助費など経常経費の適正化に努められたい。また、平成25年2月発行の「練馬区施設白書」によると、今後、経常経費充当分を除いた一般財源全てを充てても、必要な改修費用が不足することも予想され、何らかの対策を講じなければ、新たな区民ニーズに対応した施策や事業を展開する余力が減少していく、とされており、歳出全般の一層の見直しが急がれる。

区は、平成24年度から2か年にわたり事務事業の総点検に取り組み、見直しを行ったところであるが、今後とも事業の廃止・休止・縮小を含めた抜本的な見直しを続けるとともに、多様な行政課題に的確に対応していくため、財政基盤の一層の強化に向け積極的な取組を行うことを期待する。

### (3) 個別意見

#### 【不用額への取組について】

平成25年度の一般会計不用額は71億5,979万円、特別会計不用額は30億56万

円、合計で101億6,035万円となった。前年度と比較し4億3,472万円、4.1%の減となり、2年ぶりに減少に転じ、予算現額に対して占める割合も2.8%と、前年度を0.1ポイント下回った。

一般会計の不用額を前年度と比較すると、6億8,909万円、8.8%の減となっている。構成比を事業本部等別でみると、区民生活事業本部が32.3%、健康福祉事業本部が19.4%、環境まちづくり事業本部が12.6%、教育委員会が25.9%、事業本部に属しない部等が9.8%であった。一方、特別会計の不用額を前年度と比較すると、2億5,437万円、9.3%の増となっている。

多額な不用額は、財源の配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や区民サービスの向上を妨げる要因となる可能性がある。不用額が発生した事業本部等においては、その原因を分析し、今後の予算見積りに十分生かすとともに、計画的な予算執行と進行管理に努められたい。

なお、前年度まで4年続けて一般会計不用額の構成比が増加していた区民生活事業本部は、国民健康保険事業会計繰出金の不用額が8億2,822万円減少したことを受け、構成比が前年度の40.1%から大きく減少したことは評価できる。しかし、同繰出金の不用額17億4,663万円は、予算現額97億1,732万円の約18%を占めており、予算の積算に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう引き続き精査されたい。

#### 【予算の流用について】

予算の流用は、練馬区予算事務規則（昭和59年4月練馬区規則第19号）第27条において、「歳出予算の経費の金額は、各目の間または各節の間において相互にこれを流用してはならない。ただし、歳出予算の執行上真にやむを得ない場合に限り、これらの流用を行うことができる」と規定されている。

一般会計における予算流用の状況を見ると、平成20年度以降4年続けて減少し、前年度5,794万円まで削減されてきた流用額が、25年度は2億3,017万円となった。大幅な増加となった要因を分析し、適切な予算の見積りと執行に努められたい。

また、平成25年度第3号補正予算において減額補正後、不足額が生じたため予算の流用および予備費の充用を行い執行した事例については、結果として、補正予算の見積りが適切でなかったものといわざるを得ない。今回の経緯を精査し、今後同様の事例が発生しないよう十分留意されたい。

#### 【補助金交付事務の適正な執行について】

区が交付する補助金は、その原資が税金その他貴重な財源で賄われることから、適正に執行されることが求められる。しかしながら、これまでの定期監

査や財政援助団体等監査において、所管課による実績報告書等の確認が不十分な事例が見られた。

また、区では、補助金の不正請求が行われた事案が判明したことを受け、全庁を挙げて再発防止に努めることとし、公正かつ適正な補助金の交付事務に取り組むよう依命通達（平成25年7月29日付25練総総第609号「補助金交付事務の適正な事業執行について」）を発した。この通達に基づき、補助金については、交付決定に際し明確な審査基準を設けるとともに、交付後においてはチェックリストによる履行確認や、実績報告書への証拠書類の添付を徹底するなど、補助金交付事務の適正な執行に取り組まれない。

#### 【特別会計について】

国民健康保険事業会計においては、保険料の収納率は4年続けて上昇した。現年分は前年度より0.5ポイント増の87.2%、滞納繰越分は1.6ポイント増の36.8%、合計収納率は1.1ポイント増の78.1%となった。引き続き、適切な債権管理とさらなる収納率の向上に努められたい。なお、予算の積算に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう引き続き精査されたい。

介護保険会計においては、保険料の収納率は、現年分が前年度と同じで97.6%、滞納繰越分が1.9ポイント増の15.1%となったものの、合計収納率が94.5%と前年度を0.4ポイント下回った。適切な債権管理と収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療会計においては、保険料の収納率は、現年分が0.1ポイント増の99.0%、滞納繰越分が2.3ポイント増の49.8%、合計収納率は前年度と同じ98.2%であった。引き続き、適切な債権管理に努められたい。

公共駐車場会計については引き続き適正な執行に努められたい。

#### 【財産の管理と運用について】

財産は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

行政財産である一部の施設において、新施設に移転後の旧施設の活用が十分とはいえない事例が見られた。効率的な運用が図られるよう活用策を検討されたい。

#### 【基金の運用状況について】

基金については、適正な運用を行うとともに、有効な運用に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率の審査結果について

### (1) 審査結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率 (単位 %)

	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	1.0	0.4	25.0
将来負担比率			350.0

(注) 1 「-」の記載は、実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

### (2) 審査意見

#### ア 実質赤字比率

平成25年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成25年度の数値は 2.87%であり、前年度の 3.25%より0.38ポイント黒字比率は減少したものの、早期健全化基準の11.25%を大きく下回り、良好である。

#### イ 連結実質赤字比率

平成25年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成25年度の数値は 3.41%であり、前年度の 3.72%より0.31ポイント黒字比率は減少したものの、早期健全化基準の16.25%を大きく下回り、良好である。

#### ウ 実質公債費比率

平成25年度の実質公債費比率は、1.0%となっており、前年度の 0.4%より0.6ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を大きく下回り、良好である。

#### エ 将来負担率

平成25年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が超過していることから「-」表示となっている。

ちなみに、平成25年度の数値は 86.0%であり、前年度の 85.9%より0.1ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、良

好である。

以上のとおり、平成25年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかしながら、決算審査において述べたとおり、財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」が3年ぶりに望ましいとされる水準を下回るとともに、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」が5年連続して適正水準を超えており、依然として財政の硬直化が見られる。今後、区財政は、法人住民税の一部国税化の影響による特別区財政調整交付金の減や、施設の改修改築に要する経費の増が見込まれることなどから、今まで以上に財源の適正配分と歳出全般の見直しが必要となる。このような状況を踏まえ、将来的な財政負担については十分留意し、健全な財政運営に努められたい。





# 住民監査請求に係る監査結果



# 関越自動車道高架下活用関係経費に 係る損害賠償等措置請求監査結果

(平成26年10月)

練馬区監査委員



第1 請求の受付

1 請求人

- 練馬区 A
- 練馬区 B
- 練馬区 C
- 練馬区 D
- 練馬区 E
- 練馬区 F
- 練馬区 G
- 練馬区 H

2 請求書の受付日

平成26年8月26日

3 請求の内容

請求人が提出した「住民監査請求書」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 練馬区が策定した関越自動車道高架下活用計画(以下「本件計画」という。)は、以下のとおり著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有する。

(ア) 個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は各人の人格権に根差すものであるが、本件計画は請求人らを含む周辺住民の人格権を著しく侵害する。

a 関越自動車道建設当時、高架式で道路建設がなされた理由は、地域分断を避け、災害時の避難路を確保し、住宅地の通風を確保する必要があったためであり、本件計画は建設当時の経緯・趣旨に反するもので、本件計画の実施により周辺住民の生命、身体、精神および生活が著しく害される。

b 関越自動車道が著しく老朽化していること、2012年12月2日に山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線の笹子トンネルで崩落事故が起きており社会インフラの老朽化問題は深刻であること、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が起きる現実的可能性があること等の事実を考慮すれば、利用者および周辺住民の生命、身体等の具体的な危険がある。

(イ) 本件計画は、平成21年1月26日付け国道利第19号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」(以下「19号通達」という。)の別紙1「高架下の占用許可基準等」(以下「占用許可基準」という。)を充足しておらず、ひいては道路法(昭和27年法律第180号)第33条の道路占用許可基準に違反する違法・不当なものである。

a 占用許可基準1(2)(ア)は「都市分断の防止又は空地確保を図るため

高架の道路とした場合の当該高架下の占有……でないこと」と規定しているが、関越自動車道が高架式で建設された理由は上記のとおりだから、本件計画はこの占有許可基準に反する。

- b 占有許可基準 1 (2)(イ)は「緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約 30m ごと……に横断場所を確保しておくこと」と規定しているが、本件計画では 30m ごとの横断場所が確保されていない。
- c 占有許可基準 1 (2)(カ)は「天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5m 以上空けること」と規定しているが、本件計画によれば、高架下に建築される施設の中に高架の道路の桁下から 1.5m 以上空かないものが含まれており、占有許可基準を遵守することは困難である。
- d 占有許可基準 1 (2)(キ)は「壁体は、原則として……橋脚から 1.5m 以上空けること」と規定しているが、本件計画のうち例えば高齢者センターの廊下(連絡通路を含む。)幅を 1.8m とする案によれば、橋脚から 1.5m の距離をとることはできないので、占有許可基準は遵守されない。

(ウ) 平成 21 年 1 月 26 日付け国道利第 17 号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(以下「17 号通達」という。)の「3 高架下の占有に関する留意事項」(1)は「高架の道路は橋脚によって支えられる特殊な構造の道路であり、損壊等の事故が発生した場合に被害が甚大となることから、高架下の占有については、高架の道路の保全に支障がない場合に認められるものであること」と規定しているが、本件計画は上記のとおり、主として安全確保のために定められた占有許可基準 1 (2)の(ア)(イ)(カ)(キ)に違反しているので、「高架の道路の保全に支障がない場合」に該当しない。

(エ) 練馬区福祉のまちづくり推進条例(平成 22 年 3 月練馬区条例第 16 号)第 31 条は「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は……安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない」と規定していることから、高齢者センターの廊下幅は 1.8m 程度は必要となり、仮に本件計画を変更して橋脚から 1.5m の距離をとれば、同条に違反する結果となる。

イ 以上アのとおり、本件計画は著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有するため、平成 25 年度および 26 年度の関越自動車道高架下活用関係経費に関する公金支出(以下「本件財務会計行為」という。)も違法・不当である。

## (2) 措置請求

監査委員は区長に対し、つぎの措置を講ずるよう勧告することを求める。

ア 平成 25 年度に支出した関越自動車道高架下活用関係経費である「関越高架下測量委託料」、「施設建設懇談会委員等謝礼」、「基本設計等業務委託料」について、区長、副区長および会計管理室長に支出額相当額の損害賠償を

するなどの損害を填補するための必要な措置

イ 平成 26 年度の関越自動車道高架下活用関係経費のうち未履行分については公金支出の差止め、既履行分については区長、副区長および会計管理室長に支出額相当額の損害賠償をするなどの損害を填補するための必要な措置

#### 4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、平成 26 年 9 月 10 日これを受理した。

#### 5 暫定的停止勧告に関する判断

本件財務会計行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により、区に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことから、法第 242 条第 3 項の規定による暫定的停止勧告は必要ないと判断した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件請求は、主に、本件財務会計行為の前提となる非財務会計行為（関越自動車道高架下活用計画。以下「先行行為」という。）について、違法性・不当性を主張することにより、当該財務会計行為も違法・不当であると主張している。先行行為自体は財務会計行為には当たらないが、財務会計行為との関係等を総合的に考慮し、先行行為についての違法性・不当性について判断することとした。

そのうえで、監査の対象事項を「本件財務会計行為の前提となる本件計画は、違法性・不当性を有するか」および「本件財務会計行為は、違法性・不当性を有するか」とした。

なお、本件請求は平成 26 年 8 月 26 日に受け付けた。したがって、本件請求のうち、つぎの内容については、法第 242 条第 2 項に規定する監査請求の期間（1 年間）を経過しており、かつ請求の期間徒過について正当な理由がある旨を主張していないため、監査の対象としない。

- (1) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等委託業者選定委員会委員謝礼の支払いについて（支出執行日：平成 25 年 4 月 10 日 支出金額：30,000 円）
- (2) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会委員謝礼の支払いについて（支出執行日：平成 25 年 5 月 23 日 支出金額：39,000 円）
- (3) 関越自動車道高架下活用区間用地測量委託（支出執行日：平成 25 年 5 月 27 日 支出金額：8,504,769 円）
- (4) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成 25 年 6 月 13 日 支出金額：2,485,000 円）

- (5) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成 25 年 6 月 13 日 支出金額：3,774,000 円）
- (6) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成 25 年 6 月 13 日 支出金額：1,597,000 円）
- (7) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成 25 年 6 月 13 日 支出金額：1,780,000 円）
- (8) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成 25 年 6 月 13 日 支出金額：2,264,000 円）
- (9) 第 2 回「関越自動車道高架下活用施設建設懇談会」地域交流スペース・倉庫部会の開催に伴う委員謝礼の支出（支出執行日：平成 25 年 6 月 28 日 支出金額：9,000 円）
- (10) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会スポーツ関連スペース部会に係る経費の支出について（支出執行日：平成 25 年 6 月 28 日 支出金額：10,000 円）
- (11) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会第二回リサイクルセンター部会委員謝礼の支払いについて（支出執行日：平成 25 年 7 月 3 日 支出金額：10,000 円）
- (12) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会第三回リサイクルセンター部会委員謝礼の支払いについて（支出執行日：平成 25 年 8 月 2 日 支出金額：10,000 円）
- (13) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会スポーツ関連スペース部会に係る経費の支出について（2 ヶ支出執行日：平成 25 年 8 月 23 日 支出金額：9,000 円）

なお、上記(2)、(11)、(12)および(13)について合計 11,000 円の精算戻入を行っている。

## 2 監査対象部署

企画部企画課（以下「企画課」という。）および会計管理室を監査対象部署とした。

## 3 監査対象部署からの事情聴取等

監査対象部署に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成 26 年 9 月 26 日に本件住民監査請求について事情聴取を行った。

## 4 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 9 月 22 日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠を提出するとともに、陳述においてつぎのとおり主張事実の補足を行った。

（陳述の要旨）

企画課の作成した「関越自動車道高架下活用区間環境影響調査【概要版】」では、騒音調査において最もゆるやかな環境基準値（以下「基準値」という。）「昼



間 70 デシベル、夜間 65 デシベル以下」を採用し、測定結果「昼間 63 デシベル、夜間 58 デシベル」を基準値以下としている。さらに、国土交通省の「騒音の新環境基準（抜粋）」によれば、療養施設・社会福祉施設等は地域類型「AA」の基準値「昼間 50 デシベル、夜間 40 デシベル以下」を適用するのが望ましく、この数値をはるかに超える本件計画の活用予定区間に高齢者センターを建設する区の判断は、不当である。

上記のほか、請求人は第 1 の 3 に記載の請求内容を補足する陳述を行った。

### 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認められないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象部署の見解および判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 本件計画について

区が策定した「関越自動車道高架下施設整備基本方針」によると、本件計画は、関越自動車道高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、区民生活の向上と地域の活性化を図ることを目的として、区が定めた計画である（平成 23 年 1 月策定）。

活用予定区間を大泉ジャンクションから大泉学園通りまでの延長約 1 km にわたる関越自動車道の高架下とし、整備予定施設を高齢者センター、リサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペースおよび倉庫としている。

##### < 計画策定後の主な経過 >

- |                  |  |
|------------------|--|
| 平成 23 年 2 月、8 月  | 区が「関越自動車道高架下活用区間環境影響調査」を実施   |
| 平成 25 年 1 月 18 日 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が、利用計画等検討会、意見募集を経て「関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）」（以下「機構利用計画」という。）を策定                            |
| 平成 25 年 3 月      | 区が機構利用計画に基づき「関越自動車道高架下施設整備基本方針」を策定   |
| 平成 26 年 7 月 17 日 | 区が道路法第 32 条に基づき、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）を通じ機構理事長宛て、道路占用許可申請書 5 件（高齢者センター、リサイクルセンター、スポーツ関連スペース・地域交流スペース、倉庫 1、倉庫 2）を提出 |
| 平成 26 年 10 月 3 日 | 上記申請に対し、道路法第 33 条に基づき平成 26 年 9 月 26 日付けで機構理事長から区長宛てに発出さ  |

れた道路占用許可書（総管第 7868 号、第 7869 号、第 7870 号、第 7871 号および第 7872 号により 5 件全て）を、区が受領

(2) 17 号通達について

国土交通省道路局長が、各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長および機構理事長宛てに発出した文書で、「高架の道路の路面下及び道路予定区域は、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わい創出などの観点から、その暫定利用を含め一層の有効活用を推進すべきところである。」として、基本方針や高架下等利用計画の策定、高架下の占用に関する留意事項等について示した文書である。

(3) 19 号通達について

国土交通省道路局路政課長が、各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長および機構総務部長宛てに発出した文書で、17 号通達を受けて、高架下等利用計画策定に係る留意事項や、占用許可基準等について示した文書である。

(4) 「有料道路「東京川越道路」新設の協議について」(昭和 41 年 1 月 8 日 40 建建路収第 654 号の 4 )(以下「昭和 41 年文書」という。)について

関越自動車道の前身である有料道路「東京川越道路」新設に当たり、東京都知事が日本道路公団総裁宛てに発出した文書で、「沿道住民に及ぼす影響が極めて大きいので、工事の施行に際しては、下記の事項を遵守されたい。」として 6 項目をあげている。そのうちの 1 項目として「3 盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」との記載がある。

(5) 東京都議会建設労働委員会速記録について

昭和 40 年 11 月 29 日付け昭和 40 年第 3 回定例会東京都議会建設労働委員会速記録第 19 号、同 40 年 12 月 15 日付け同第 22 号、および同 40 年 12 月 16 日付け同第 23 号において、有料道路の新設に関する協議中、当該道路に関する質疑についての記載が認められる。

(6) 騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号。以下「環境省告示」という。)について

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)を定めている。これに基づき環境省告示「第 1 環境基準」において、地域の類型と時間の区分ごとに基準値を示し、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定するとしている。

- (7) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成 11 年 3 月 10 日東京都告示第 259 号。以下「東京都告示」という。）等について

東京都知事が指定することとされた(6)の各類型について定めており、地域類型を A A、A、B および C としている。また東京都環境局のホームページによれば地域類型の当てはめ、地域の区分、時間の区分ごとの基準値を示している。併せて、幹線交通を担う道路に近接する空間については、各類型にかかわらず特例基準を適用する旨についても示している。なお、幹線交通を担う道路については、平成 10 年 9 月 30 日付け大気保全局長通知により、高速自動車国道、一般国道等が示されている。

- (8) 「高架下利用計画（案）に対する意見募集結果について」について

機構が、機構利用計画を策定するに当たり、機構利用計画（案）について平成 24 年 11 月 26 日～12 月 10 日にわたり意見募集期間を設け、提出された意見 234 件についての概要および見解を公表している。

- (9) 監査の対象とする財務会計行為について

ア 平成 25 年度予算に係る支出

- (ア) 第 3 回「関越自動車道高架下活用施設建設懇談会」地域交流スペース・倉庫部会の開催に伴う委員謝礼の支出（支出執行日：平成 25 年 8 月 29 日 支出金額：9,000 円）
- (イ) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会第四回リサイクルセンター部会委員謝礼の支払いについて（支出執行日：平成 25 年 10 月 17 日 支出金額：10,000 円）
- (ウ) 第 4 回「関越自動車道高架下活用施設建設懇談会」地域交流スペース・倉庫部会の開催に伴う委員謝礼の支出（支出執行日：平成 25 年 11 月 13 日 支出金額：9,000 円）
- (エ) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会スポーツ関連スペース部会に係る経費の支出について（3 ヶ 支出執行日：平成 25 年 11 月 18 日 支出金額：9,000 円）
- (オ) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会スポーツ関連スペース部会に係る経費の支出について（4 ヶ 支出執行日：平成 25 年 11 月 20 日 支出金額：1,000 円）
- (カ) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会高齢者センター部会委員謝礼の支払について（支出執行日：平成 25 年 12 月 16 日 支出金額：26,000 円）
- (キ) 第 5 回「関越自動車道高架下活用施設建設懇談会」地域交流スペース・倉庫部会の開催に伴う委員謝礼の支出（支出執行日：平成 26 年 1 月 23 日 支出金額：9,000 円）
- (ク) 関越自動車道高架下活用施設建設懇談会委員謝礼の支払いについて（執行年月日：平成 26 年 3 月 19 日 支出金額：39,000 円）

- (ク) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成26年4月16日 支出金額：5,846,000円）
  - (コ) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成26年4月16日 支出金額：8,880,000円）
  - (カ) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成26年4月16日 支出金額：3,758,000円）
  - (シ) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成26年4月16日 支出金額：4,187,000円）
  - (ス) 関越自動車道高架下活用施設基本設計等業務委託（支出執行日：平成26年4月16日 支出金額：5,329,000円）
- なお、上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(キ)および(ク)について合計15,000円の精算戻入を行っている。

#### イ 平成26年度予算に係る支出

- (ア)（仮称）練馬区立関越自動車道高架下地域交流スペース等新築工事許可申請等業務委託（執行年月日：平成26年5月22日 支出金額：2,100,000円）
- (イ)（仮称）練馬区立大泉リサイクルセンター(道路公園管理事務所併設)および(仮称)練馬区立大泉高齢者センター新築実施設計等業務委託(執行年月日：平成26年7月15日 支出金額：12,035,850円)
- (ウ)（仮称）練馬区立大泉リサイクルセンター(道路公園管理事務所併設)および(仮称)練馬区立大泉高齢者センター新築実施設計等業務委託(執行年月日：平成26年7月15日 支出金額：11,464,150円)

#### ウ 平成26年度予算に係る未執行分

- (ア)（仮称）練馬区立関越自動車道高架下地域交流スペース等新築工事許可申請等業務委託（執行予定金額：4,920,000円）
- (イ)（仮称）練馬区立関越自動車道高架下地域交流スペース等新築工事に伴う道路線形変更測量業務委託（執行予定金額：491,400円）

## 2 監査対象部署の見解

平成26年9月26日および10月3日付けで企画部長から提出された書面、ならびに平成26年9月19日付けで会計管理室長から提出された書面の内容は、概ねつぎのとおりである。

### (1) 企画課の見解 1

#### ア 関越自動車道高架下活用計画の概要

##### (ア) 関越自動車道高架下の活用に係る法的根拠および手続

高架の道路の路面下については、国土交通省が従来の「抑制の方針」から、まちづくり・賑わい創出等の観点から「有効活用を推進する方針」へと転換した。関越自動車道高架下を区が占用する場合は、まず、道路管理者である機構が、利用計画検討会を開催し、練馬区の要望を踏まえ

た高架下等利用計画を策定することが必要となる。そのうえで、道路法第 32 条および道路整備特別措置法第 8 条により、区が、NEXCO 東日本を經由して、機構へ占用許可申請をし、許可を取得する必要がある。機構が占用許可を行うに当たっては、あらかじめ本来道路管理者である国土交通大臣の承認を受けなければならないとされている。

#### (イ) 練馬区の検討経過

国の方針転換を踏まえ、区では関越自動車道高架下空間について「区民が利用する可能性のある貴重な空間」として位置付けて検討を開始し、3 回の住民説明会開催など区民の意見を聴取したうえで、平成 23 年 1 月に区民生活の向上と地域の活性化を図ることを目的として本件計画を定めた。同年 2 月と 8 月には騒音・振動・大気汚染・通風・側道交通量について環境影響調査を実施し、現況は環境基準等を満たし、施設整備後も環境の変化はほとんどないという結果であった。

平成 23 年 10 月には、本件計画に基づく活用の早期実現を求める陳情が区議会において採択された。

平成 24 年 11 月に、機構は利用計画等検討会を開催し、その後パブリックコメントを経て、平成 25 年 1 月に本件計画を踏まえ、当該区間に係る機構利用計画を決定した。区はこの機構利用計画に基づき、平成 25 年 3 月に「関越自動車道高架下施設整備基本方針」を策定した。

平成 25 年度には、区は公募による地域住民や関係団体等で構成する「関越自動車道高架下活用施設建設懇談会」を設置し、住民・施設利用者等の意見を聞きながら施設整備内容の検討を行った。その検討内容については、平成 26 年 4 月に区長決定し、同年 5 月 10 日に開催した住民説明会において住民に説明し、意見を聴取した。

このような検討経過を踏まえ、区として望ましい施設整備のあり方を占用許可申請書として取りまとめ、平成 26 年 7 月 17 日に区長決定し、同日、NEXCO 東日本を通じて、機構理事長宛てに提出した。

#### (ウ) 整備予定施設の概要

##### a 高齢者の健康増進施設【高齢者センター】

区内在住の 60 歳以上を対象に、介護予防、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の事業や場所の提供をする施設。区内に 4 か所設置する計画だが、大泉地区は空白地域となっている。

##### b 環境学習活動施設【リサイクルセンター（道路公園管理事務所 併設）】

地域のリサイクル活動の普及促進や環境学習活動の中心施設として、展示、家具販売、図書貸出し、学習会やイベントの実施等の事業を行う施設。区内に 4 か所設置する計画だが、大泉地区は空白地域となっている。また、水防時対策拠点として、水防用品等を格納し、対策時

には職員活動拠点とする道路公園管理事務所を併設する。

c スポーツ関連スペース

子どもから高齢者まで、地域住民およびスポーツ団体が気軽に利用できるフットサルコート・バスケットボールコート等のスポーツ施設

d 地域交流スペース

施設周辺の地域住民および地域団体が、各種イベントや防災訓練等、多目的に活用できるスペース

e 倉庫

区内の町会・自治会等の地域団体が所有するイベント用の資器材や各種防災用資機材等を収納する倉庫。

イ 本件措置請求に対する区の主張

(ア) 人格権を侵害するとの主張について

何をもって人格権を侵害するのかといった内容が抽象的であるが、理由として挙げられているのは都市分断の防止および高架道路の安全管理等である。

a 占用許可基準の一つとして、「都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。」と規定されている。

この点に関して請求人が根拠とする昭和41年文書には、「盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」と記載されている。その趣旨は、東京都議会での審議を踏まえ、将来の両側の沿道区域の土地利用および発展を促すために要請されたものであり、「都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合」には該当しないと考える。また、活用予定区間は、区道等により南北・東西とも往来可能であり、オープンスペースも充分確保されている。さらに本件計画は、現在閉鎖されている高架下空間に地域住民の交流の場を新たに創出することで、むしろ沿道地域の連続性を高め、地域の活性化に資するものである。

道路管理者であり占用の許可権者である機構が、上記の区の考え方を踏まえて機構利用計画を作成したのであるから、本件計画は占用許可基準に抵触するものではなく、「区の活用計画は著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有する」との請求人の主張は失当である。

一方、区内に整備済みの高齢者センター、リサイクルセンターやスポーツ施設等の周辺で住民の生命、身体、精神および生活が著しく害されているという事例はなく、環境影響調査においても施設整備後の環境の変化はほとんどないという結果であった。「本件計画が実施され

れば周辺住民の生命、身体、精神及び生活が著しく害される」との請求人の主張は、根拠が不明である。

b 高架道路の安全管理および耐震の状況について

活用予定区間における高架道路については、日常的な点検とともに、目視点検を年1回、たたき点検等による詳細な全体点検を5年に1回の頻度で実施し、必要な補修を行っていることをNEXCO東日本に確認している。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受け、高架橋脚の耐震設計基準の見直しが行われ、この新基準に基づき高速道路等の耐震補強が行われた結果、東日本大震災において、東北管内の高速道路および直轄国道の2,607の橋については、津波により流失した5つの橋を除き、落橋はなかったことが報告されている。

当該高架道路についても、国の技術基準（道路橋示方書）に則って耐震補強工事が行われており、東日本大震災後である平成24年に改訂された基準（平成24年2月16日国土交通省都市局長通知により通知）で想定されている地震動に対する耐震性能を有していると、NEXCO東日本に確認している。

請求人の「高架下の施設利用者および周辺住民の生命・身体等に具体的な危険がある」という主張は、上記の点検・補修や耐震補強の状況は考慮されておらず妥当でない。

(1) 占用許可基準に違反するとの主張について

区が平成26年7月17日に、機構理事長宛てに提出した占用許可申請書については、以下のとおり、各種法令・基準を踏まえて取りまとめたものであり、違反するものではない。

a 占用許可基準1(2)(ア)「都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合」には該当しない。

b 占用許可基準1(2)(イ)「緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約30mごとに横断場所を確保しておくこと。」については、南北方向の横断について約30mごとに緊急の場合に備えて横断可能な場所を確保するよう設計する。

c 占用許可基準1(2)(カ)「天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。」については、整備予定施設のうち離間距離が1.5m未満である箇所については、高架道路の点検や補修等により離隔が必要となった場合に、NEXCO東日本の指示に従って離隔を図ることができるよう、取り外し式または可倒式の構造とするよう設計している。

d 占用許可基準1(2)(キ)「壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m以上空けること。」

については、整備予定施設のうち橋脚からの離間距離が 1.5m未滿となっている箇所については、高架道路の点検や補修等により離隔が必要となった場合に、N E X C O 東日本の指示に従って離隔を図ることができるよう取り外し式の構造とし、また、通常の見視点検を行えるよう、渡り廊下と橋脚との間に 70cm 以上の離間距離を確保するよう設計している。

e 区の占有許可申請においては高架道路の見視点検等を行うスペースを確保できるように留意している。

(ウ) 高架の道路の保全に支障がない場合に認められるという規定に違反するとの主張について

請求人は、区活用計画は占有許可基準 1(2)の(ア)(イ)(カ)(キ)に違反するので、「高架の道路の保全に支障がない場合」に該当しないと主張するが、本件計画は占有許可基準に違反するものではない。

平成 26 年 7 月 17 日の占有許可申請書の提出後、N E X C O 東日本から「N E X C O 東日本が高架道路構造物の点検等を行う場合に、効率的に点検等を行うことができるよう協力してほしい」との確認があり、8 月 20 日には、占有許可申請書に添付した全ての平面図に「高所作業車による点検等を行う場合の進入場所・方法については、東日本高速道路株式会社の指示を踏まえて対応する。」と追記し、再提出した。今後、区は施設整備を行うに当たって、N E X C O 東日本の指示に基づき、高架道路の保全に支障がないよう対応していくこととしているため、高架の道路の保全に支障が生じることはないと考える。

(I) 練馬区福祉のまちづくり推進条例 31 条に違反するとの主張について

同条例第 31 条では、「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等(以下「階段等」という。)の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。」と規定している。区が機構に提出した占有許可申請書において、階段等の下に廊下等を設置する計画はないため、同条の適用はない。

一方、同条例第 37 条第 1 項第 2 号では、「当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。」とあり、「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」等としている。この規定を含めて、整備予定施設において該当する同条例の基準については、区が機構に提出した占有許可申請書において全て満たしており、条例の規定に違反するものではない。



(オ) 区の見解

上記(ア)から(イ)までのとおり、区の活用計画は何ら違法性を有するものではなく、個人の人格権を侵害するものではない。請求人の「著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有する」との主張は失当である。

区が行った財務会計行為は、区議会の議決を経て成立した予算を、長の予算執行権に基づき支出したものであり、違法・不当なものではない。

(2) 企画課の見解 2

環境省告示により、「環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。」とされている。

ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上記基準値によらない特例として、昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下という基準値が設けられている。「幹線交通を担う道路」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日 環大企第257号）により「道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道」等とされており、関越自動車道はこれに該当する。また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、「車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する」とされており、「2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路」については道路端から20mの範囲とされている。

このことから、活用予定区間については「幹線道路を担う道路に近接する空間」の基準値が適用される。区が平成23年2月に実施した環境影響調査では、活用予定区間における現況の騒音レベルについて昼間の平均値は62～63デシベル、夜間の平均値は56～58デシベルであり、昼間・夜間ともに環境基準を下回っていた。また、施設整備後の影響予測においても、騒音レベルは0.1デシベルの増加と予測しており、整備後においても環境基準を下回るという結果であった。

また、環境省告示および東京都告示によれば、地域類型「AA」を当てはめる地域は「療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域」であり、「清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域」とされており、練馬区内に地域類型「AA」に該当する地域はない。

(3) 会計管理室の見解

ア 会計管理室長の職務について

(ア) 会計管理室長は、練馬区会計管理室設置規則（平成19年6月練馬区規則第74号）第3条に基づき設置されている。そして、同条第2項において「室長は、会計管理者をもって充てる。」と規定されており、本件対象支出を会計管理者名義で行ったものである。

(イ) 会計管理者は法第168条に基づき設置されており、その職務権限は法

第 170 条に定められている。本件対象支出に関わる規定としては法第 170 条第 2 項第 6 号および同法第 232 条の 4 が挙げられる。

(ウ) これらの規定および練馬区会計事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 3 号。以下「会計規則」という。）第 12 条および第 60 条に基づき、会計管理室長は会計管理者として支出事務を担任しているものである。

#### イ 本件措置請求に対する反論

請求人は、本件計画が著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有するため本件対象支出が違法・不当である旨主張するが、当該主張は以下の理由により失当である。

(ア) 法第 232 条の 4 第 2 項は「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」と規定する。同規定を受け、会計規則第 12 条では、会計管理者の審査および確認の規定を置いている。これらの規定に基づき会計管理者が支出命令を審査する場合、原則として書類に基づく形式審査をもって足りると解されており（行政実例 昭和 33 年 2 月 8 日）必要があると認めるときは、実地調査等の方法による実質的な審査の後に確認を行うこともできると解されている。

(イ) そこで、本件対象支出については当該規定に基づき支出負担行為の確認をし、正当な債権者によって契約内容等が履行されていること、債務金額が確定していること、支払期が到来していること等を確認のうえ支出を行ったものである。また、本件対象支出に関し実地調査等を必要とする特段の事情も認められなかった。したがって、会計管理室長が会計管理者として行ったこれら一連の手続には何ら瑕疵はなく、また審査上明白な法令違反事項も存在していない。なお、本件対象支出のうち報償費については、法第 232 条の 5 第 2 項および会計規則第 82 条に定める資金前渡により行った。

(ウ) 以上のことから、会計管理室長が行った支出行為に請求人が主張するような違法・不当な事項は存在しない。

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象部署への事情聴取、関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

#### (1) 本件計画の違法性・不当性について

ア 本件計画は、請求人らを含む周辺住民の生命、身体、精神および生活に関する利益を侵害するものであるか

(ア) 請求人は、関越自動車道が高架とされた理由を「地域分断を避け、災害時の避難路を確保し、住宅地の通風を確保する必要があったため」としている。その根拠として陳述時に昭和 41 年文書を示し、補足説明を

行った。

しかしながら、当該文書には「盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」との記載があるに過ぎないこと、東京都議会建設労働委員会の議事録によれば、都道、特別区道等、在来道路との立体交差が可能な構造について配慮する旨の議論がなされていることから、昭和 41 年文書をもって、高架とされた理由を請求人の主張する事由に限定する根拠とすることは困難であり、本件計画が建設当時の経緯・趣旨に反するとは認められない。

- (イ) 請求人は中央自動車道笹子トンネルでの崩落事故や、首都直下地震の起きる現実的可能性を例示して、当該高架下利用者および周辺住民の生命、身体等の危険性を主張している。

しかしながら、機構の作成した「高架下利用計画（案）に対する意見募集結果について」によると、NEXCO東日本が、当該区間については耐震補強工事を実施し平成 24 年に改訂された国の技術基準で想定されている地震動に対する耐震性能を有するとしていること、定期的な点検および必要な補修を行っていること、今後必要な落下物対策について区と協議のうえ講ずる予定があるとしていることから、当該高架下の安全確保について対策が講じられていることが認められる。

また、区は「関越自動車道高架下施設整備基本方針」において、周辺の住環境や高架下空間の特殊性への配慮などに留意するとしている。

- (ウ) 請求人は、高齢者センターの建設地には、環境省が「騒音に係る環境基準について」で定めた地域の類型「AA」の基準値を適用するのが望ましく、区が本件計画の活用予定区間で行った騒音調査の結果はこの数値をはるかに上回るものであり、同センターを建設するのは不当であるとしている。

しかしながら、請求人が引用している環境省告示の基準によれば、「AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。」とあり、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定するとされている。東京都告示によると、「AA」を当てはめる地域を清瀬市の一部地域に限定しており、練馬区内には該当地域が無いことが認められる。また、当該活用予定区間は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当し、地域の類型にかかわらず特例基準が適用され、区が行った騒音調査結果はこの基準を満たしていることが認められる。

以上のことから、本件計画が請求人らを含む周辺住民の生命、身体、精神および生活に関する利益を侵害するとは言えず、請求人の主張は認められない。

イ 本件計画は、19号通達による占用許可基準を充足しておらず、ひいては道路法第33条の道路占用許可基準に違反する違法・不当なものであるか

占用許可基準の各項目については、区が機構に提出した道路占用許可申請書において、横断可能な場所の確保や壁体からの離隔が必要な場合の対応策など、所要の措置が講じられていることが認められる。この申請に対し、道路整備特別措置法第8条第1項第14号により国土交通大臣に代わって道路占用許可権限を行う機構理事長から、平成26年9月26日付けで道路占用許可書が発出されており、本件計画は占用許可基準に違反するものとは言えない。

以上のことから、本件計画は19号通達による占用許可基準および道路法第33条の道路占用許可基準に違反するという請求人の主張は採用できない。

ウ 本件計画は、17号通達の留意事項に該当せず、違反しているか

請求人は、本件計画が19号通達の占用許可基準1(2)の(ア)(イ)(カ)(キ)に違反しているため、17号通達の留意事項「高架の道路の保全に支障がない場合」に該当せず違反すると主張している。しかしながら、上記イで述べたとおり、本件計画は占用許可基準1(2)の(ア)(イ)(カ)(キ)に違反するものとは言えないため、請求人の主張は採用できない。

エ 本件計画は、練馬区福祉のまちづくり推進条例第31条に違反するか

区が機構に提出した占用許可申請書において、本件計画で、同条例第31条の適用を受ける計画内容は認められなかった。したがって、本件計画は同条に違反するという請求人の主張は採用できない。

なお、請求人は、高齢者センターの廊下幅は1.8m程度は必要としているが、同条例第37条第1項第2号では廊下等の幅を140cm以上と規定しており、許可申請書によれば高齢者センターの廊下幅を150cmとしていることから、同条の規定も満たしていることが認められる。

以上アからエまでで述べたとおり、本件財務会計行為の前提となる本件計画が違法・不当であるとは言えない。

(2) 本件財務会計行為の違法性・不当性について

本件財務会計行為について、起案書、契約書、支出命令書等により支出負担行為、支出等の手続について確認したところ、法令等に則って適正に処理されていることが認められた。したがって、本件財務会計行為は違法・不当であるとの請求人の主張は認められない。

以上のことから、本件財務会計行為には違法・不当な点は認められず、その前提となる先行行為である本件計画についても、違法性・不当性を有するとは認められない。したがって、請求人の主張には理由がなく、棄却するのが相当であると判断する。

#### 4 おわりに

約1 kmにも及ぶ高速道路の高架下に複数の施設を整備する事業は、区にとって初めての取組である。今後も区は、施設の整備と運営に当たり、機構やNE XCO東日本などの関係機関と十分な協議を重ねるとともに、地域住民に丁寧な説明を行うよう努められたい。

## 住民監査請求書

平成26年8月25日

請求人 A ほか7名  
(別紙請求人目録記載のとおり)

練馬区監査委員 御中

### 第1 請求の要旨

#### 1 求める措置

監査委員は区長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

平成25年度に支出した関越自動車道高架下活用関係経費である「関越高架下測量委託料」、「施設建設懇談会委員等謝礼」、「基本設計等業務委託料」について、区長、副区長及び会計管理室長に支出額相当額の損害賠償をするなどの損害を填補するための必要な措置

平成26年度の関越自動車道高架下活用関係経費のうち未履行分については公金支出の差止め、既履行分については区長、副区長及び会計管理室長に支出額相当額の損害賠償をするなどの損害を填補するための必要な措置

### 2 理由

#### (1) 監査対象となる財務会計行為の主体、時期、内容

本監査請求書が監査対象として求める財務会計行為は、平成25年度及び平成26年度に、練馬区長前川耀男、副区長山内隆夫及び会計管理室長吉本卓裕が行った「関越自動車道高架下活用関係経費」に関する公金支出である(甲1平成26年6月13日付け「関越自動車道高架下活用関係経費について」。以下「本件財務会計行為」という。 )。

#### (2) 本件財務会計行為の不当性・違法性

本件財務会計行為は、関越自動車道高架下活用計画(以下「本件計画」という。)に基づき予算として計上され現に支出又は支出予定のものであるが、関越自動車道高架下活用計画は以下の理由により著しく妥当性を欠き、重大な違法性を有するため、本件財務会計行為も不当・違法である。

第一に、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は各人の人格に本質的な人格権に根差すものであるが、本件計画は請求人らを含む周辺住民の人格権を著しく侵害する。そもそも43年前の関越道建設当時、高架式で道路建設がなされた理由は、地域分断を避け、災害時の避難路を確保し、住宅地の通風

を確保する必要があったためである。本件計画は関越道建設当時の経緯・趣旨の反するものであり、仮に本件計画が実施されれば周辺住民の生命、身体、精神及び生活が著しく害される。また本件計画によれば高架下には高齢者センター及びリサイクルセンターが建築される予定となっているが、関越自動車道が著しく老朽化していること、2012年12月2日には山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線の笹子トンネルでの崩落事故が起きていることから社会インフラの老朽化問題は深刻であること、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が起きる現実的可能性があること（内閣府・中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（2013年12月））等の事実を考慮すれば、高架下の施設利用者及び周辺住民の生命・身体等の具体的な危険がある。

第二に、本件計画は、平成21年1月26日付け「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」（国道利第19号）の別紙1「高架下の占用許可基準等」（以下「許可基準」という。）を充足しておらず、ひいては道路法33条の道路占用許可基準に違反する不当・違法なものである。許可基準1（2）（ア）は「都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用……でないこと」と規定しているが、上記のとおり、そもそも43年前の関越道建設当時、高架式で道路建設がなされた理由は、地域分断を避け、災害時の避難路を確保し、住宅地の通風を確保する必要があったためであるから、本件計画がこの許可基準に反することは明らかである。同（2）（イ）は「緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約30mごと……に横断場所を確保しておくこと」と規定しているが、本件計画では30mごとに横断場所を確保されていない。同（カ）は「天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること」と規定しているが、本件計画によれば、高架下に建築される施設の中には高架の道路の桁下から1.5m以上空かないものも含まれているのであって、この基準を遵守することは困難であると解せられる。また、同（キ）は「壁体は、原則として……橋脚から1.5m以上空けること」と規定しているが、本件計画のうち例えば高齢者センターの廊下（連絡通路を含む。）幅を1.8mとする案によれば、到底、橋脚から1.5mの距離をとることはできないので、この許可基準が遵守されていないことは明らかである。

第三に、平成21年1月26日付け「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（国道利第17号）の「3 高架下の占用に関する留意事項」（1）は「高架の道路は橋脚によって支えられる特殊な構造の道路であり、損壊等の事故が発生した場合に被害が甚大となることから、高架下の占用については、高架の道路の保全に支障がない場合に認められるものであること」と規定しているが、本件計画はこれにも違反している。すなわち前述

のとおり本件計画は、主として安全確保のために定められた許可基準 1 ( 2 ) ( ア ) ( イ ) ( カ ) ( キ ) に違反しているので、「高架の道路の保全に支障がない場合」にも該当しない。

第四に、練馬区福祉のまちづくり推進条例 3 1 条は「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は……安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない」と規定していることから、高齢者センターの廊下幅は 1 . 8 m 程度は必要となり、仮に本件計画を変更して橋脚から 1 . 5 m の距離をとれば、今度は同条例 3 1 条に違反する結果となる。

### (3) 結論

以上のとおり、本件財務会計行為の根拠となる本件計画は、個人の人格権を著しく侵害すると同時に、道路法、各種通達及び練馬区福祉のまちづくり推進条例に違反する重大な違法性を有するものであって、本件財務会計行為は違法・不当である。

よって、地方自治法 2 4 2 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

## 第 2 事実証明書目録

甲 1 号証 平成 2 6 年 6 月 1 3 日付け「関越自動車道高架下活用関係経費について」



別紙請求人目録

氏名	職業	住所	
(自署) A		〒 東京都練馬区	印
(自署) B		〒 東京都練馬区	印
(自署) C		〒 東京都練馬区	印
(自署) D		〒 東京都練馬区	印
(自署) E		〒 東京都練馬区	印
(自署) F		〒 東京都練馬区	印
(自署) G		〒 東京都練馬区	印
(自署) H		〒 東京都練馬区	印

(注1) この措置請求書は、請求人が提出した住民監査請求書の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。また、連絡先の記載は省略した。

(注2) 事実証明書の添付は省略した。



# 行政監查結果



平成 2 6 年 度  
( 2 0 1 4 年 度 )

# 行 政 監 査 結 果 報 告

「 区 の 刊 行 物 に つ い て 」

平 成 2 7 年 3 月  
練 馬 区 監 査 委 員



## 目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査とは	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象部	1
5	監査実施期間	1
6	監査の視点	1
7	監査方法	2
	(1) 課題等ヒアリング	2
	(2) アンケート調査	2
第2	調査結果	3
1	当初調査結果（概要）	4
	(1) 刊行物全件の内訳	4
	(2) ユニバーサルデザイン等の取組	5
	(3) 有料広告の導入	7
	(4) 刊行物の有償頒布	8
	(5) 判型	10
	(6) 本文の色数	11
	(7) 発行頻度	12
	(8) 1回当たりの発行部数	13
	(9) 区ホームページへの全文掲載	14
	(10) 環境配慮への取組	15

2	追加調査結果	16
(1)	配布場所	16
(2)	区民情報ひろばへの送付	17
(3)	在庫管理の方法	18
(4)	有償頒布の実施	19
(5)	有料広告の導入	20
(6)	類似の区刊行物の有無	21
(7)	刊行後の効果検証	22
(8)	仕様書の作成	23
3	電話ヒアリング調査結果	24
第3	監査委員意見	25
	参 考 資 料	31
	アンケート結果一覧表	37



## 第1 監査の概要

### 1 行政監査とは

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政の実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。また、その特質は、特定の事業または事務を取り上げ、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することである。

### 2 監査テーマ

「区の刊行物について」

### 3 選定趣旨

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、区においても印刷物以外での情報提供を多様に行うようになってきている。しかしながら、「区民意識意向調査」の結果を見ても、区民の多くは依然として「ねりま区報」をはじめとする刊行物から区政の情報を入手している。そこで、区が区民への情報提供を目的として発行している刊行物について、その経済性、効率性、有効性等について検証するとともに、刊行物のユニバーサルデザイン（※）の取組、広告媒体としての活用等についても検証する。

（※）ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等まで多岐にわたる。

### 4 監査対象部

全ての部（室・局）（行政委員会等の事務局を含む。）

### 5 監査実施期間

平成26年7月1日（火）から平成27年3月27日（金）まで

### 6 監査の視点

- (1) 誰にでも情報が正しく伝わるように配慮しているか。
- (2) 情報を手に入れやすく、扱いやすくしているか。

- (3) 経費投入により産出された資産であるという意識を持っているか。
- (4) より良い刊行物を作成するための取組をしているか。

## 7 監査方法

監査は、つぎの(1)および(2)の方法により実施した。

### (1) 課題等ヒアリング

監査委員は平成 26 年 7 月 24 日(木)および 25 日(金)に、関係所管課長から以下の課題について説明を受け、質疑を行った。

- ア 刊行物のユニバーサルデザインの取組についての現状と課題  
(区長室広聴広報課長)
- イ 刊行物の広告媒体としての活用についての現状と課題  
(企画部企画課長)
- ウ 刊行物の収集・情報提供・有償頒布についての現状と課題  
(総務部情報公開課長)

### (2) アンケート調査

監査対象部に対して、刊行物の作成・発行についてアンケート調査を行い、その集計と分析により現状把握と課題の抽出を行った。その他、監査対象部へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

なお、アンケート調査はつぎのように 3 段階で実施した。

#### ① 当初調査

平成 26 年 9 月 2 日(火)から 18 日(木)まで、区の刊行物の作成・発行状況の全体像を把握するための当初調査を実施した。

調査対象とする刊行物はつぎのとおりとした。

- ア 原則として平成 25 年度に作成した刊行物とするが、26 年度版を作成済の場合はその最新版を対象とした。また、隔年や 4 年に 1 回発行など定期的に作成しているものについては、25 年度中に作成していなくても最新版を対象とした。
- イ ポスター、地図、チラシ、リーフレット、パンフレット、小冊子等を含めた刊行物のうち、印刷を外部に発注したものを対象とした。
- ウ 小中学校・幼稚園、指定管理者が作成したものは対象外とした。

#### ② 追加調査

平成 26 年 12 月 3 日(水)から 18 日(木)まで追加調査を実施した。

追加調査では、当初調査の回答で 1 回の発行部数が 1 万部以上とされた刊行物(107 件)を対象に、当初調査の各項目の理由などを調査した。

#### ③ 電話ヒアリング

平成 27 年 2 月 16 日(月)から 18 日(水)まで電話でのヒアリング調査を

実施した。

ヒアリングでは、当初調査の回答で1回の発行部数が1万部以上とされた刊行物のうち冊子（27件）を対象に、国会図書館への納本、特別区協議会への送付、区の紋章やシンボルマークの使用状況などを調査した。

## 第2 調査結果

### (1) 当初調査結果

当初のアンケート調査の結果は「アンケート結果一覧表」（37～69ページ）のとおりであった。その概要は「当初調査結果（概要）」（4～15ページ）のとおりである。

当初調査の結果、441件の刊行物が外部発注により印刷・発行され、概ね2億円の経費が支出されていることが分かった（各種委託契約の中に印刷物作成が含まれるなどの理由により、印刷費分が不明のものが一部あった。）。調査項目としては、ユニバーサルデザイン等の取組、有料広告の導入、有償頒布の実施などについて調査した。

### (2) 追加調査結果

追加アンケート調査の結果は「追加調査結果」（16～23ページ）のとおりである。

追加調査では、1回の発行部数が1万部以上の107件に絞って、有料広告が未導入、有償頒布が未実施の場合の理由などについて調査を行った。

### (3) 電話ヒアリング調査結果

電話ヒアリング調査の結果は「電話ヒアリング調査結果」（24ページ）のとおりである。

電話ヒアリングでは、国会図書館への納本や特別区協議会への送付などについて調査した。

※ 以下のグラフ中の比率は、小数点第2位以下を四捨五入したもので、合計が合わない場合がある。

## 1 当初調査結果（概要）

### (1) 刊行物全件の内訳

【表 1】（単位：件）

部(室・局)	冊子	チラシ等	ポスター	地図	その他	計
区長室	7			1	2	10
企画部	6	1	1			8
危機管理室	5	4		1		10
総務部	12	7	2		1	22
区民部	3	6	3			12
産業経済部	7	6	11	1	2	27
地域文化部	28	25	14	4	1	72
福祉部	19	15	5		2	41
健康部	19	42	10	1	4	76
地域医療担当部		2	1			3
環境部	7	19	9	1	2	38
都市整備部	18	23		2	3	46
土木部	1	2		1		4
会計管理室	2					2
教育振興部	21	12	2			35
こども家庭部	12	3	4		1	20
選挙管理委員会事務局	2	1	2	3	1	9
監査事務局	2					2
農業委員会事務局		1				1
議会事務局	3					3
合計	174	169	64	15	19	441

刊行物の作成・発行状況の全体像を把握する調査を実施した結果、【表 1】のとおり、441 件の刊行物が外部発注により印刷・発行されていた。441 件のうち、冊子が 174 件 (39.5%) で最も多く、次いでチラシ等が 169 件 (38.3%)、ポスターが 64 件 (14.5%)、地図が 15 件 (3.4%)、その他が 19 件 (4.3%) であった。

また、部（室・局）別では、健康部が 76 件で最も多く、次いで地域文化部が 72 件、都市整備部が 46 件、福祉部が 41 件などであった。

## (2) ユニバーサルデザイン等の取組

【表2】

刊行物の名称	カラーUD 【注ア】	UDフォント 【注イ】	音声コード 【注ウ】	点字版	外国語版	その他
練馬区わたしの便利帳				○ (4年に1回)		テープ版、 デージー版 【注エ】
練馬区全図および練馬区防災 地図						デジタル版
ねりま区報	○	○		○	○	
国保のしおり					○	
アニメ・イチバンのまち練馬区					○	
指定保養施設案内-旅-						デージー版
文化交流ひろばのしおり					○	
地域情報誌ねりま	○					
建物利用ガイド(谷原フレンド)	○					
まちを笑顔にするアイデア・企画 に助成します		○				
ふくまち ニュースレター		○				
UDアクション		○				
フォトコンテスト募集チラシ	○					
第5期練馬区高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画(概要 版)			○			
すぐわかる介護保険						テープ版、 デージー版
介護サービスの正しい利用法		○				
障害者福祉のしおり			○	○		テープ版、 デージー版
練馬区障害者基礎調査報告書 (概要版)			○			
母子健康手帳					○	
育児と離乳食 2回食～3回食	○					
うちのごはんはおいしいね！～ すこやか親子の食事講習会～	○					
健康的な食習慣を身につけるた めに＝幼児期の食育＝	○					
フッ素を使った虫歯予防	○					
歩行喫煙およびたばこのポイ捨 ての禁止に関するチラシ					○	
練馬区立牧野記念庭園	○					
牧野記念庭園の植物	○					
資源・ごみの分け方と出し方					○	
教育だより						音声版
図書館だより						音声版
としょかんへおいでよ						英語同時表記
子ども医療費助成のてびき	○					
選挙公報				○		音声版
区議会だより				○		音声版
ねりま区議会のしおり			○			
合計 34件	11	5	4	5	7	10

【注ア】 カラーUD（カラーユニバーサルデザイン）

色覚のタイプを問わず、より多くの人に利用しやすい製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

【注イ】 UDフォント

読みやすさの向上と誤読防止のため、デザインに工夫をしたフォント

【注ウ】 音声コード

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元バーコードで、活字文書読み上げ装置を利用して音声で内容を聞くことができる。

【注エ】 デイジー

Digital Accessible Information Systemの略で、CDに音声や動画を収録し、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができるのが特徴

441 件の刊行物のうち、何らかのユニバーサルデザイン等の取組をしていると回答したものは【表2】のとおり34件（7.7%）であった。34件のうちカラーUDを採用しているものが11件、UDフォントが5件、音声コードが4件、別に外国語版を発行しているものが7件、点字版が5件、その他が10件あった（複数回答あり。）。

なお、「ねりま区報」については、カラーUDおよびUDフォントを採用するとともに、点字版や外国語版（英語版、中国語版）を発行していた。また、「資源・ごみの分け方と出し方」のように、英語版および中国語版のほかにハンゲル版、タガログ語版を発行しているものもあった。

## (3) 有料広告の導入

【表 3】

刊行物の名称	判型/ページ	発行頻度	1回あたりの発行部数	1回あたりの印刷費(千円)	1回あたりの広告収入(千円)
練馬区わたしの便利帳	A4/160	年1回	48,000	6,739	725
ねりま区報	タブロイド/ 2・4・8・12	年36回	242,700	1,432	275
防災の手引	A4/40	不定期	400,000	15,477	450
防犯・防火ハンドブック	A4/32	3年に1回	20,000	2,205	400
MOVE	A4/8	年2回	21,000	277	【注ア】 0
ねりま区消費者だより「ぶりずむ」	A4/6	年5回	20,000	199	30
ブルーベリー観光農園紹介冊子	A5/44	年1回	16,000	2,678	30
農産物直売所マップ	その他/両面	2年に1回	30,000	1,248	624
指定保養施設案内-旅-	B6/64	年1回	30,000	1,742	810
スポーツガイドブック	A4/62	年1回	12,000	699	325
ひとり親家庭のしおり	A4/71	2年に1回	3,000	347	【注ア】 0
高齢者の生活ガイド	A4/112	年1回	26,000	2,472	420
高齢期を安心して過ごすための住まいのガイドブック	A4/50	3年に1回	10,000	681	250
すぐわかる介護保険	A4/36	年1回	35,000	1,360	240
障害者福祉のしおり	A4/157	2年に1回	15,000	2,450	163
資源・ごみの分け方と出し方	A4/36	年1回	50,000	1,363	90
ねりまの環	A4/4	年1回	60,000	279	40
図書館だより	A4/8	年3回	11,000	260	【注イ】 0
ねりまエンゼル・ナビ	A4/64	年1回	15,000	1,468	【注ウ】 0
合計 19件			1,064,700	43,376	4,872

【注ア】「MOVE」と「ひとり親家庭のしおり」は、平成 25 年度は広告の応募なし

【注イ】「図書館だより」は平成 26 年度から広告を導入したが、7月号は広告の応募なし

【注ウ】「ねりまエンゼル・ナビ」は事業者との協働発行のため区の広告収入なし

441 件の刊行物のうち有料広告を導入していると回答したものは、【表 3】のとおり 19 件で、全体の 4.3%（1 回の発行 1 万部以上の刊行物 107 件のうちでは、18 件で 16.8%）であった。「農産物直売所マップ」、「指定保養施設案内-旅-」、「スポーツガイドブック」のように、印刷費の 50%程度の広告収入を得ているものもあった。

## (4) 刊行物の有償頒布

【表4】

刊行物の名称	印刷費(千円)	発行部数	単価(円) 【注ア】 (A)	頒布価格(円) (B)	B/A	有償頒布 実績数【注イ】
平成25年度区民意識意向 調査報告書	250	300	833	800	0.96	不明
ねりま区報縮刷版	390	320	1,219	1,200	0.98	7 (平成24年度)
練馬区統計書平成25年版	205	240	854	800	0.94	4
練馬区勢概要平成26年版	1,059	900	1,177	1,100	0.93	10月1日 頒布開始
練馬区の遺跡地図	551	2,000	276	100	0.36	100
特別展「懐かしの風景」図 録	1,012	1,500	675	700	1.04	167
特別展「江戸の食文化」図 録	1,156	1,500	771	800	1.04	717
ふるさと練馬探訪(増刷)	214	350	611	500	0.82	不明
絵図に見る練馬①②(第2 刷)	693	各300	1,155	1,200	1.04	不明
石神井公園歴史自然マップ	441	15,000	29	30	1.03	253
鹿島茂コレクション展3ポス ター	250	1,050	238	200	0.84	28
鹿島茂コレクション展特別 出品衣装解説BOOK	179	2,000	90	300	3.33	39
宮芳平展ポスター	116	800	145	200	1.38	14
渡辺千尋展ポスター	90	500	180	200	1.11	20
渡辺千尋展リーフレット	273	800	341	500	1.47	372
野口哲哉展ポスター	177	1,030	172	200	1.16	213
松林桂月展ポスター	226	1,030	219	200	0.91	64
練馬区高齢者基礎調査報 告書	240	400	600	630	1.05	6
第5期練馬区高齢者保健福 祉計画・介護保険事業計画	550	1,000	550	500	0.91	25
練馬区障害者基礎調査報 告書【注ウ】	454	500	—	400	—	8
練馬区都市計画図1	460	1,000	460	500	1.09	不明
練馬区都市計画図2	570	1,000	570	600	1.05	175
合計 22件	9,556	33,820				2,212

【注ア】単価＝印刷費／発行部数

【注イ】有償頒布実績数は平成26年9月の調査時点の数

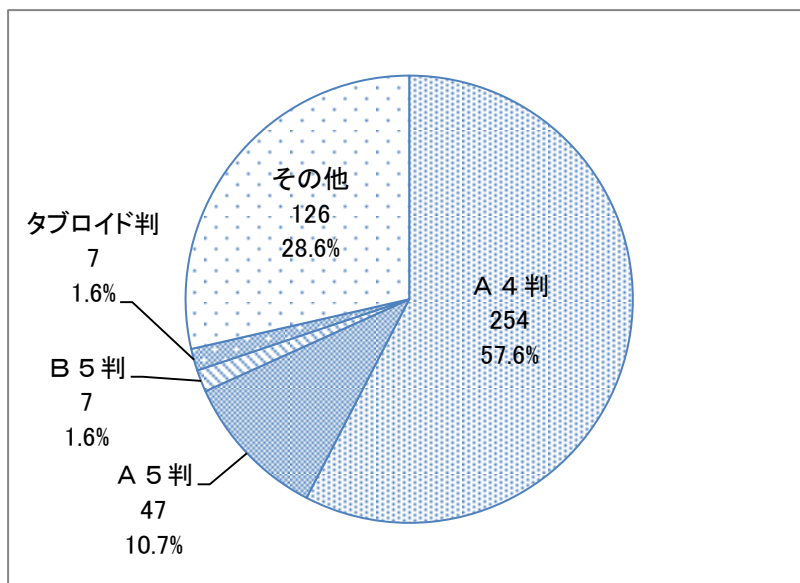
【注ウ】「練馬区障害者基礎調査報告書」については、報告書概要版の印刷が含まれている



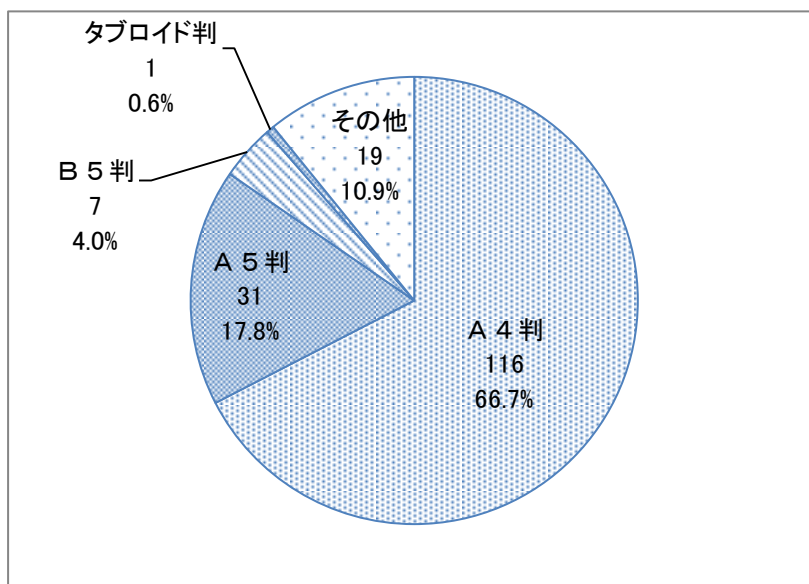
刊行物の有償頒布については、現在のところ実施方針等は定められておらず、441 件の刊行物のうち、有償頒布を行っているとは回答したものは【表 4】のとおり 22 件(5.0%)であった。22 件のうち 13 件については、頒布価格を単価で除した値が 0.90 から 1.10 までの範囲内であった。

(5) 判型

全刊行物 (n=441) 【グラフ1】



冊子のみ (n=174) 【グラフ2】



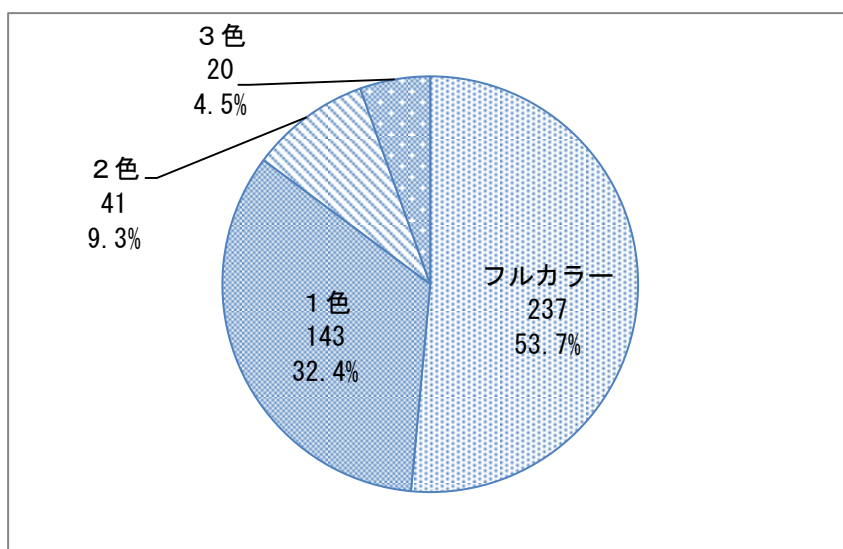
刊行物の判型について全刊行物 441 件でみると、【グラフ1】のとおり「A 4判」が 254 件 (57.6%)、「A 5判」が 47 件 (10.7%) であり、合わせると 7 割近くを占めていた。「その他」が 126 件 (28.6%) と多いのは、ポスターで A 3 判以上を採用しているものが多いことなどによる。

冊子のみ 174 件でみると、【グラフ2】のとおり「A 4判」が 116 件 (66.7%)、「A 5判」が 31 件 (17.8%) で合わせると 8 割以上を占めていた。

(6) 本文の色数

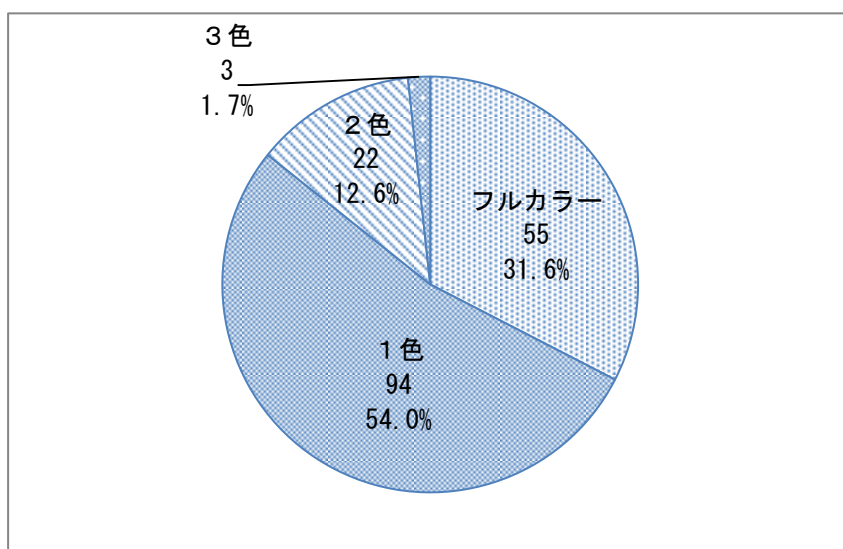
全刊行物 (n=441)

【グラフ3】



冊子のみ (n=174)

【グラフ4】



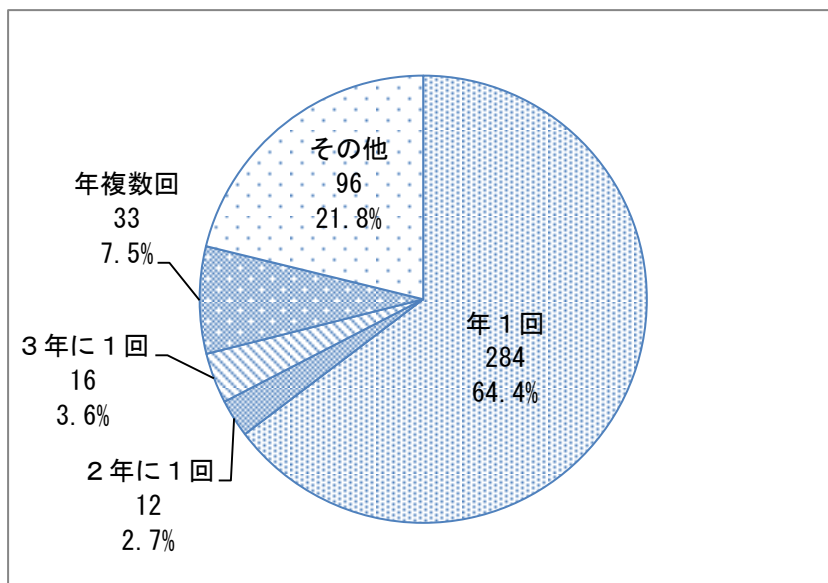
本文の色数について全刊行物 441 件でみると、【グラフ3】のとおり「フルカラー」が 237 件 (53.7%) で過半を占めていた。

冊子のみ 174 件でみると、【グラフ4】のとおり「1色」が 94 件 (54.0%) で過半を占めていた。

(7) 発行頻度

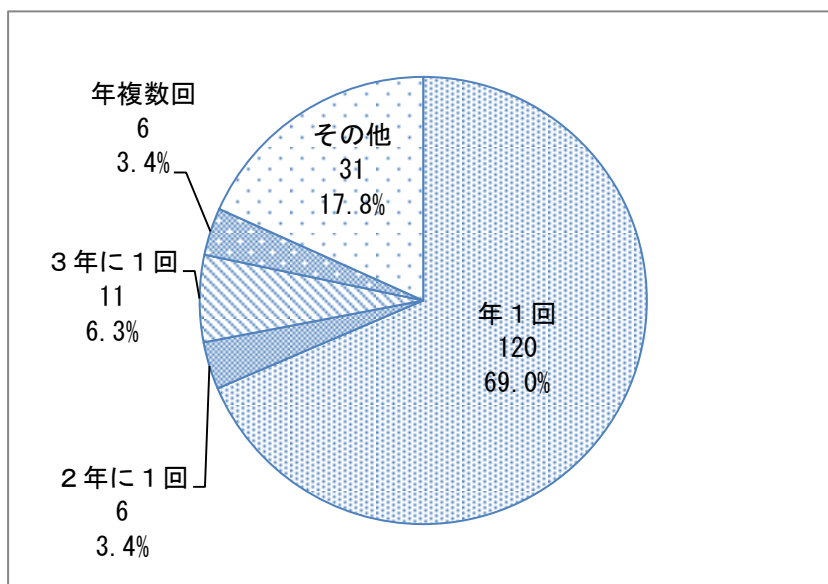
全刊行物 (n=441)

【グラフ5】



冊子のみ (n=174)

【グラフ6】



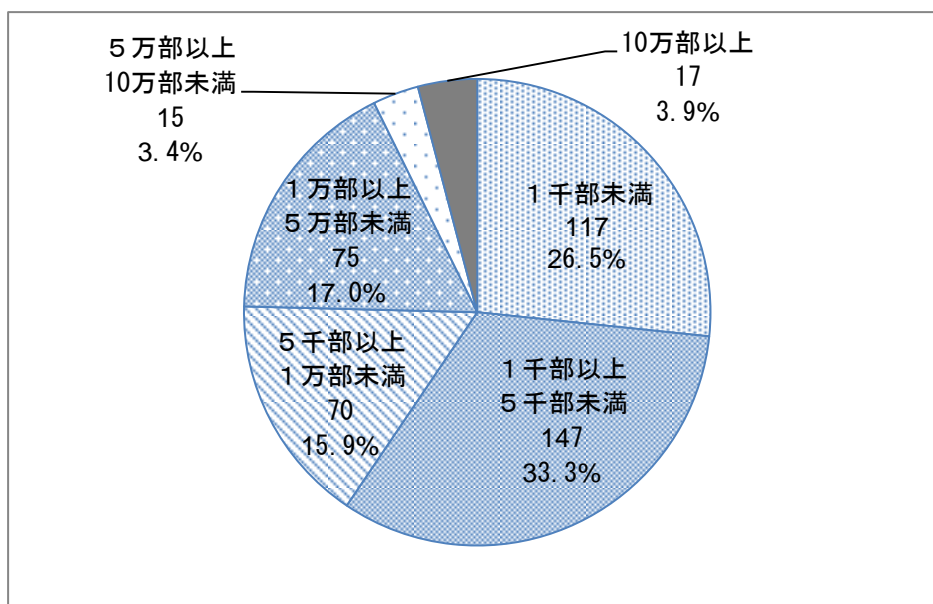
発行頻度について全刊行物 441 件でみると、【グラフ5】のとおり「年1回」が 284 件 (64.4%) で約3分の2を占めていた。

冊子のみ 174 件でみると、【グラフ6】のとおり「年1回」が 120 件 (69.0%) で更に比率が高かった。

(8) 1回当たりの発行部数

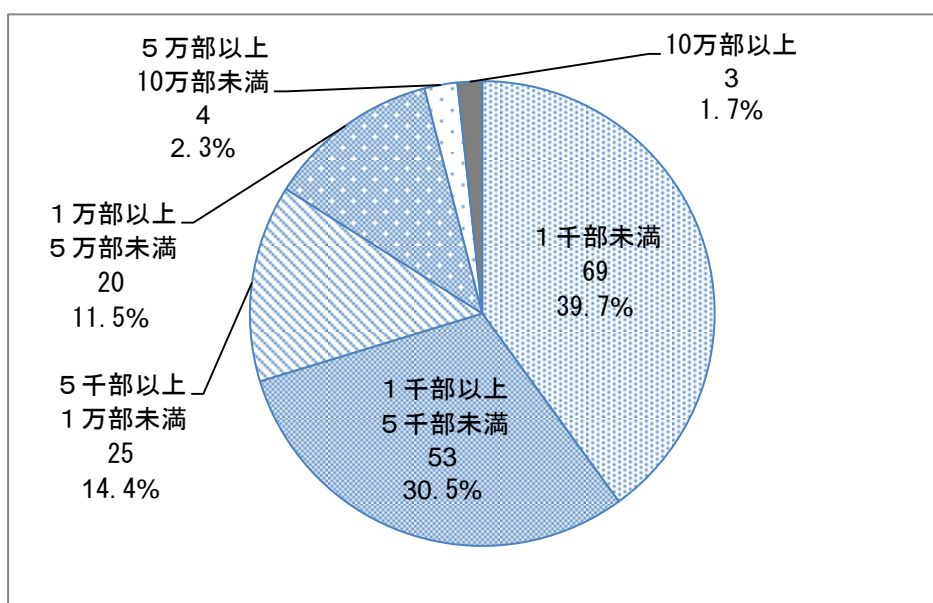
全刊行物 (n=441)

【グラフ7】



冊子のみ (n=174)

【グラフ8】



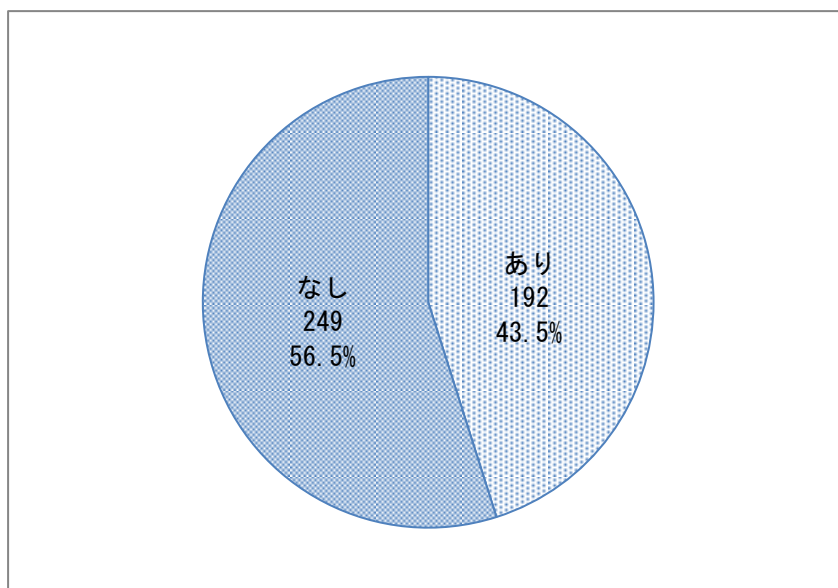
1回当たりの発行部数について全刊行物 441 件でみると、【グラフ7】のとおり「1千部以上5千部未満」が147件(33.3%)、次いで「1千部未満」が117件(26.5%)で合わせて約6割を占めていた。1回当たり1万部以上発行するものは107件(24.3%)であった。

冊子のみ 174 件でみると、【グラフ8】のとおり「1千部未満」が69件(39.7%)、次いで「1千部以上5千部未満」が53件(30.5%)で合わせて約7割を占めていた。1回当たり1万部以上発行するものは27件(15.5%)であった。

(9) 区ホームページへの全文掲載

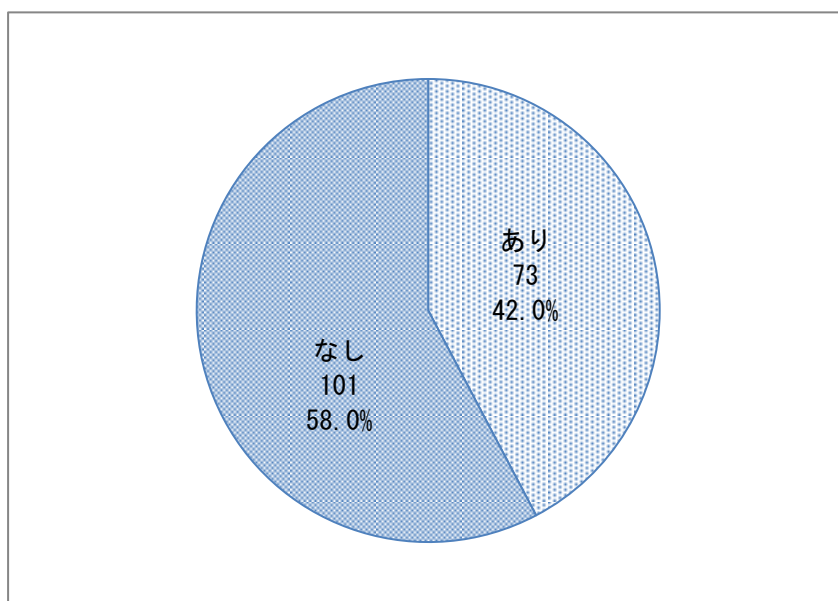
全刊行物 (n=441)

【グラフ 9】



冊子のみ (n=174)

【グラフ 10】



区ホームページへの全文掲載について全刊行物 441 件でみると、【グラフ 9】のとおり「あり」が 192 件(43.5%)であった。

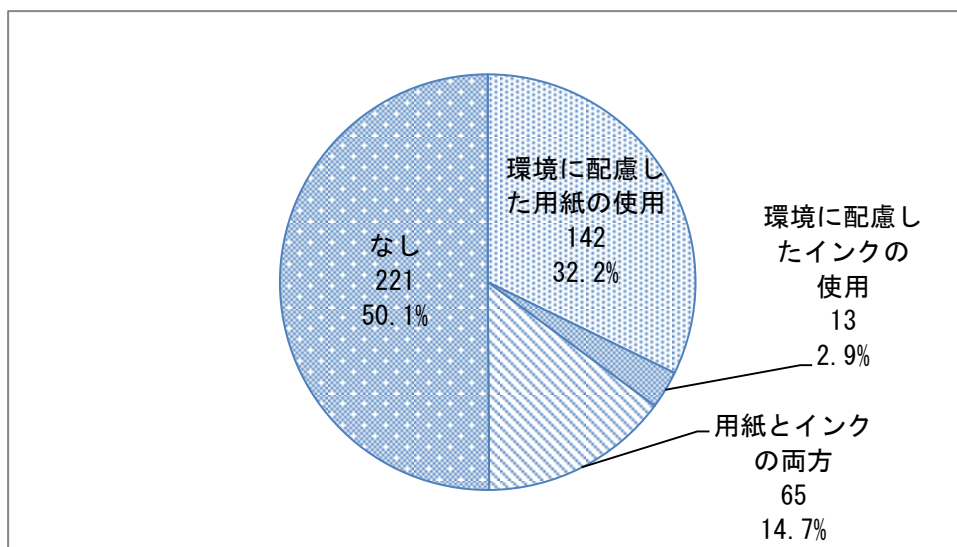
冊子のみ 174 件でみると、【グラフ 10】のとおり「あり」が 73 件(42.0%)であった。

いずれの場合においても、区のホームページに全文掲載していないとする回答が 5 割を上回っていた。

(10) 環境配慮への取組

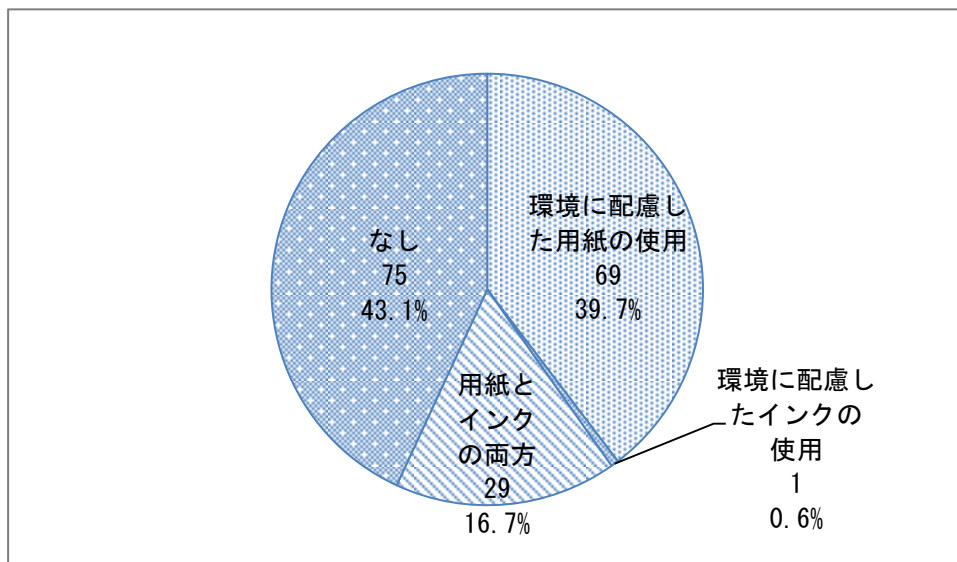
全刊行物 (n=441)

【グラフ 11】



冊子のみ (n=174)

【グラフ 12】



環境配慮への取組としては、再生紙や大豆油インクの使用などがある。

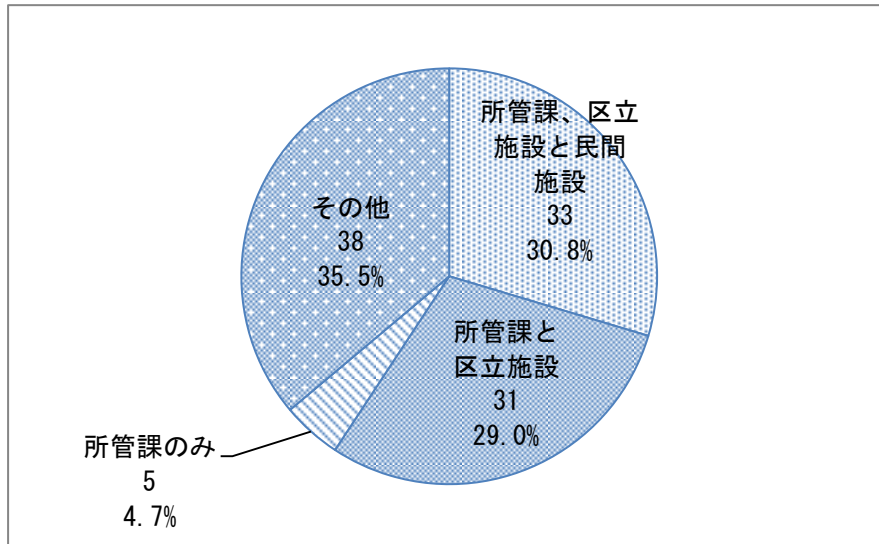
環境配慮への取組について全刊行物 441 件でみると、【グラフ 11】のとおり「環境に配慮した用紙の使用」が 142 件(32.2%)、「環境に配慮したインクの使用」が 13 件(2.9%)、「用紙とインクの両方」が 65 件(14.7%)で合わせても 5 割に満たなかった。

冊子のみ 174 件でみると、【グラフ 12】のとおり「環境に配慮した用紙の使用」が 69 件(39.7%)、「環境に配慮したインクの使用」が 1 件(0.6%)、「用紙とインクの両方」が 29 件(16.7%)で合わせて 5 割を上回った。

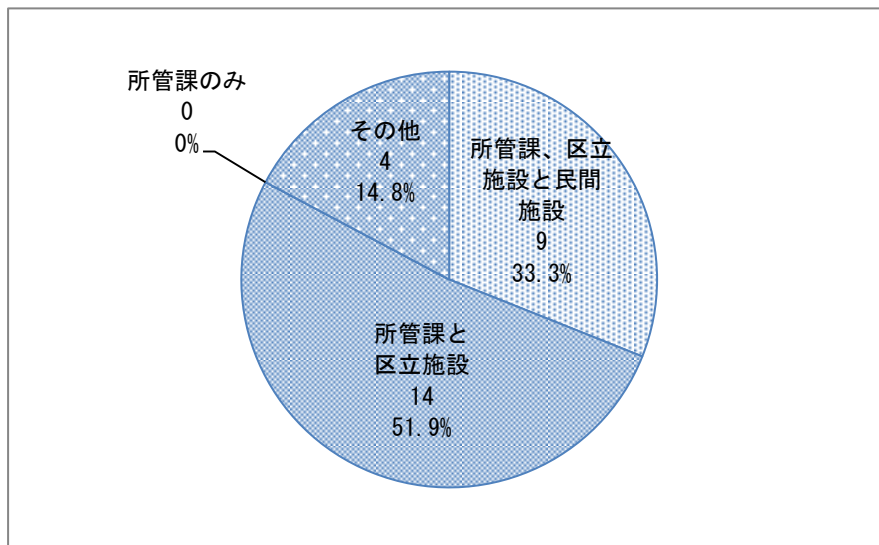
## 2 追加調査結果

### (1) 配布場所

1回の発行1万部以上の刊行物（n=107）【グラフ13】



1回の発行1万部以上の冊子のみ（n=27）【グラフ14】



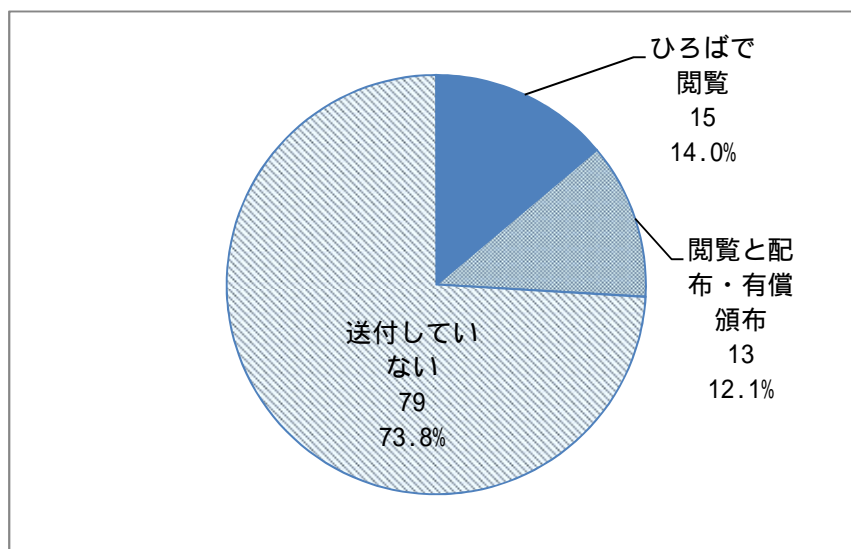
配布場所について、1回の発行1万部以上の刊行物107件でみると、【グラフ13】のとおり「所管課、区立施設と民間施設」が33件(30.8%)、「所管課と区立施設」が31件(29.0%)、「所管課のみ」が5件(4.7%)だったが、所管課や施設以外でも配布という「その他」が38件(35.5%)あった。「その他」の件数が多いのは、健康部等のお知らせ類で、対象の区民に郵送で配布しているものが多いことなどによる。

冊子のみ27件でみると、【グラフ14】のとおり「所管課と区立施設」が14件(51.9%)であった。

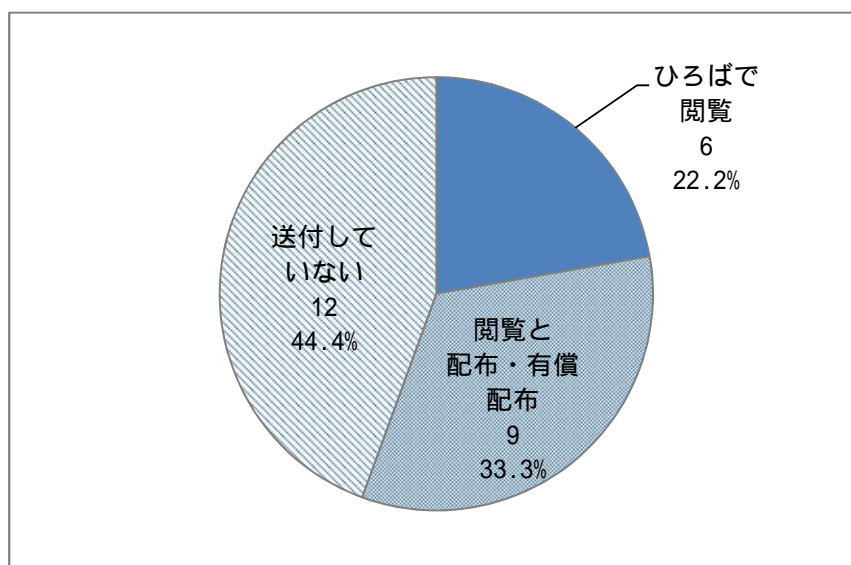


(2) 区民情報ひろばへの送付

1回の発行1万部以上の刊行物 (n = 107)【グラフ 15】



1回の発行1万部以上の冊子のみ (n = 27)【グラフ 16】



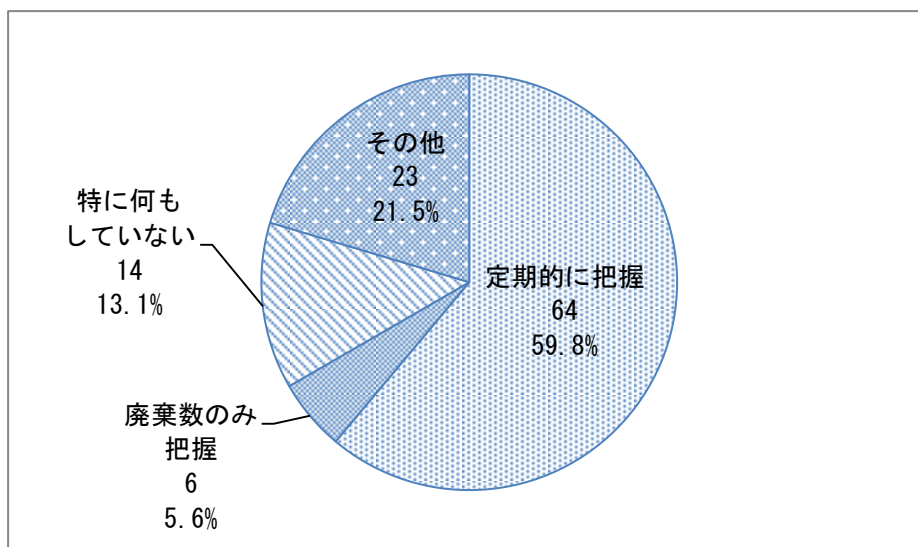
区民情報ひろばには、区政に関する資料の閲覧コーナーがあり、資料の貸出しや区が作成した有償刊行物の販売も行っている。

区民情報ひろばへの送付について、1回の発行1万部以上の刊行物107件でみると、【グラフ 15】のとおり「送付していない」が79件(73.8%)であり、「ひろばで閲覧」と「閲覧と配布・有償頒布」を合わせても28件(26.2%)であった。

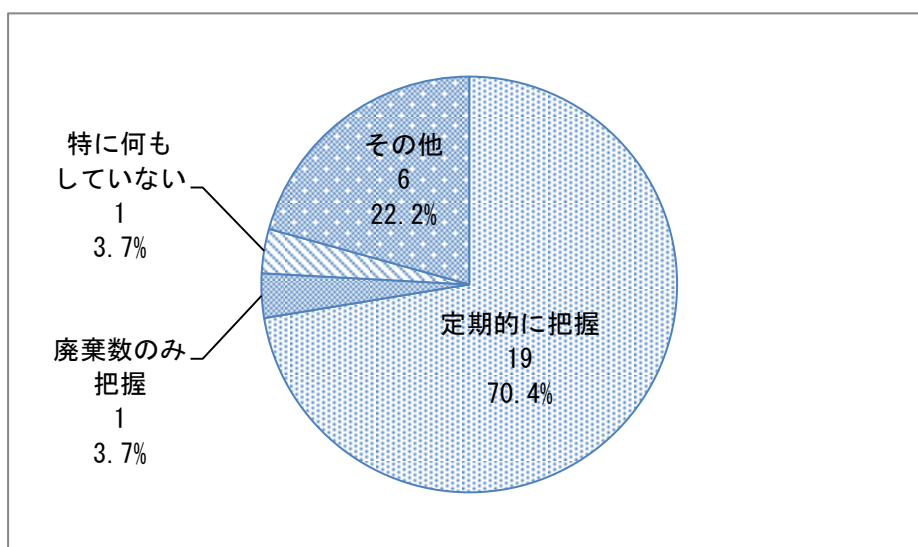
冊子のみ27件でみると、【グラフ 16】のとおり「送付していない」が12件(44.4%)であった。

(3) 在庫管理の方法

1回の発行1万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 17】



1回の発行1万部以上の冊子のみ (n=27) 【グラフ 18】

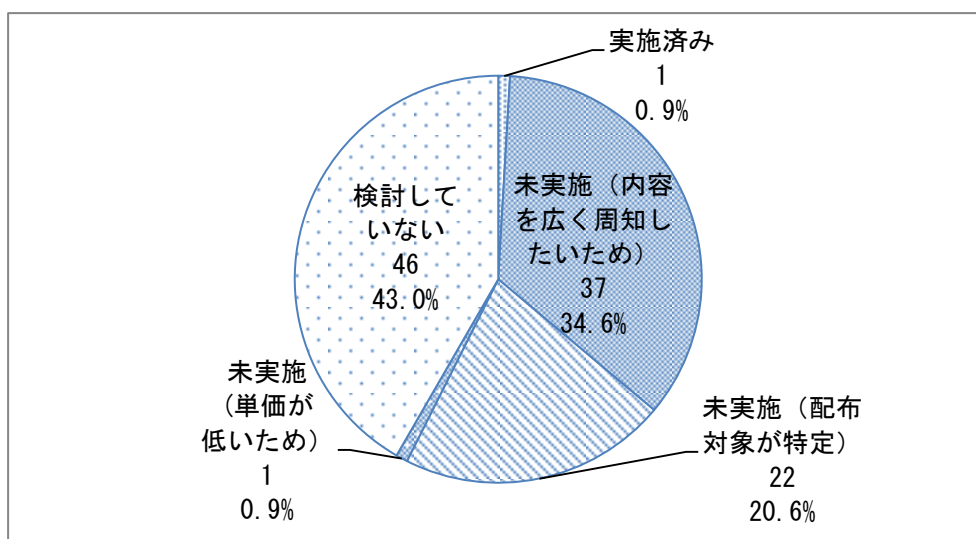


在庫管理の方法について、1回の発行1万部以上の刊行物107件でみると、【グラフ 17】のとおり「定期的に把握」が64件(59.8%)である一方、「特に何もしていない」が14件(13.1%)であった。「その他」はチラシなどで、保存分以外は全て配布してしまうとした回答が多かった。

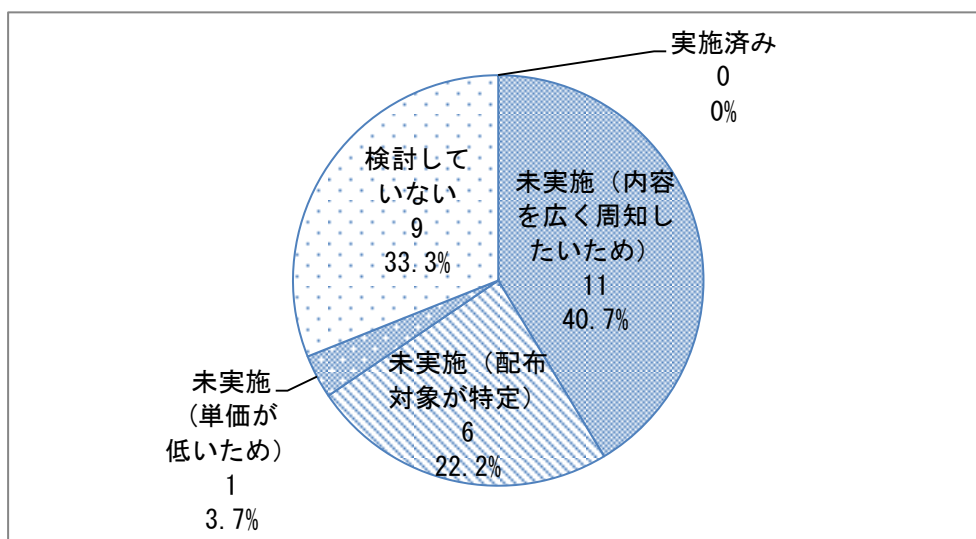
冊子のみ27件でみると、【グラフ 18】のとおり「定期的な把握」が19件(70.4%)であった。

#### (4) 有償頒布の実施

1回の発行1万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 19】



1回の発行1万部以上の冊子のみ (n=27) 【グラフ 20】

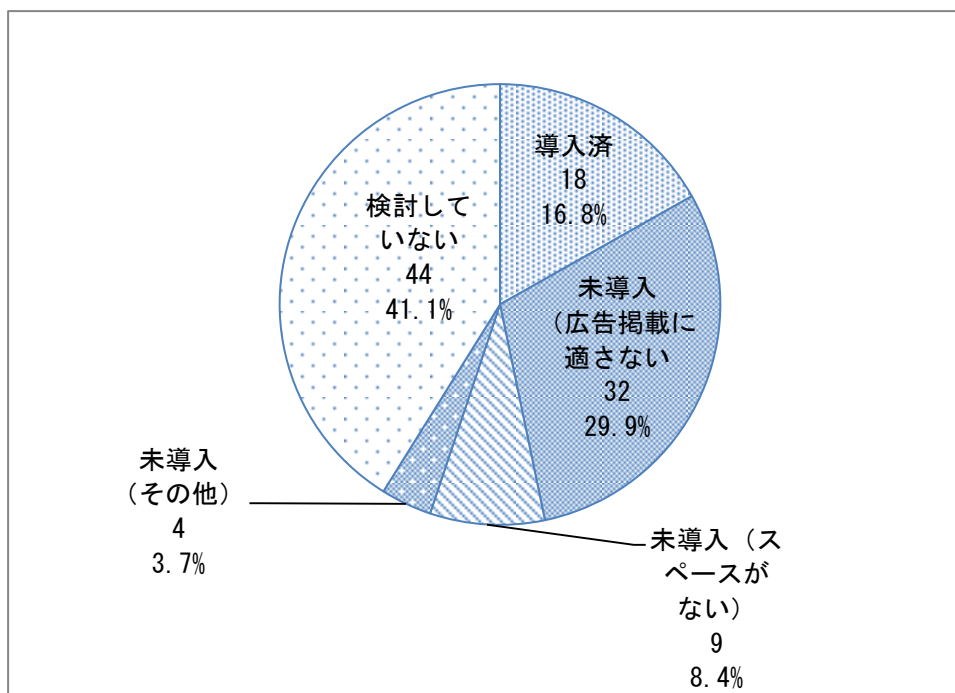


有償頒布の実施について、1回の発行1万部以上の刊行物107件でみると、【グラフ 19】のとおり「実施済み」は1件(0.9%)であった。一方、「検討していない」が46件(43.0%)であった。検討した結果「未実施」は60件(56.1%)であり、理由についてみると「内容を広く周知したいため」が37件(34.6%)、「配布対象が特定」が22件(20.6%)などであった。

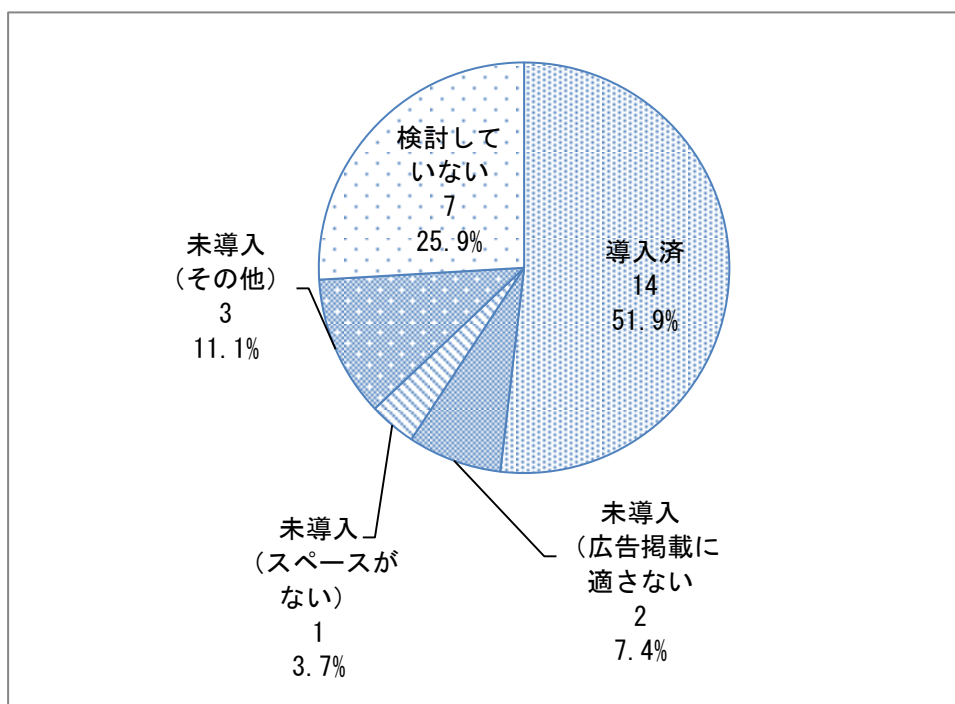
冊子のみ27件でみると、【グラフ 20】のとおり「実施済み」は0件(0%)であった。一方、「検討していない」が9件(33.3%)であった。検討した結果「未実施」は18件(66.7%)であり、理由についてみると「内容を広く周知したいため」が11件(40.7%)、「配布対象が特定」が6件(22.2%)などであった。

(5) 有料広告の導入

1回の発行1万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 21】



1回の発行1万部以上の冊子のみ (n=27) 【グラフ 22】



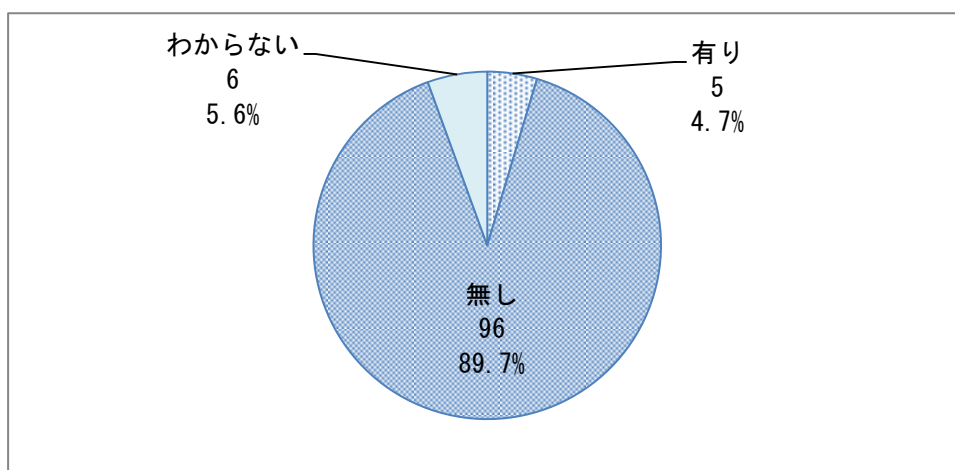
有料広告の導入について、1回の発行1万部以上の刊行物107件でみると、【グラフ 21】のとおり「導入済」は18件(16.8%)であった。一方、「検討していない」が44件(41.1%)であった。検討した結果「未導入」は45件(42.1%)であり、理由についてみると「広告掲載に適さない」が32件(29.9%)、「スペースがない」が9件(8.4%)などであった。なお、健康推進課では、チラシ

自体には有料広告を導入していないが、区民に発送する際の封筒に導入を予定しているとの回答であった。

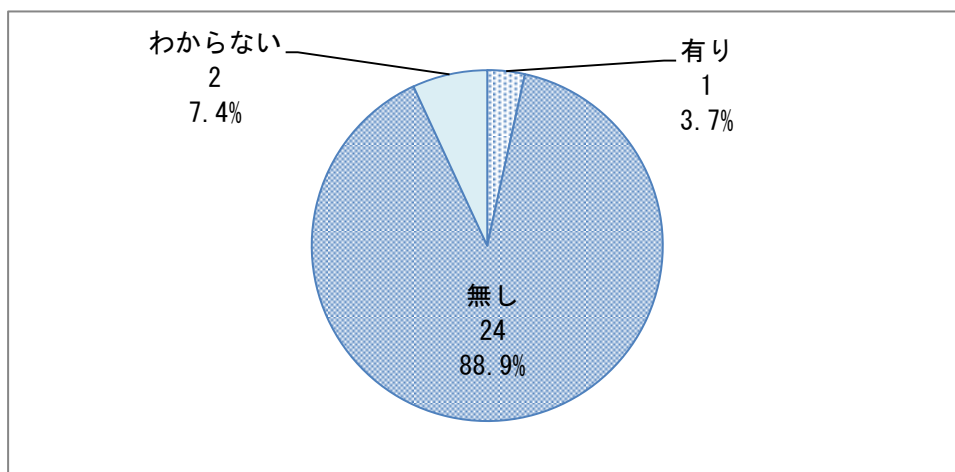
冊子のみ 27 件でみると、【グラフ 22】のとおり「導入済」は 14 件(51.9%)であった。一方、「検討していない」も 7 件(25.9%)あった。検討した結果「未導入」は全体で 6 件(22.2%)であり、理由についてみると「広告掲載に適さない」が 2 件(7.4%)などであった。

(6) 類似の区刊行物の有無

1 回の発行 1 万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 23】



1 回の発行 1 万部以上の冊子のみ (n=27) 【グラフ 24】

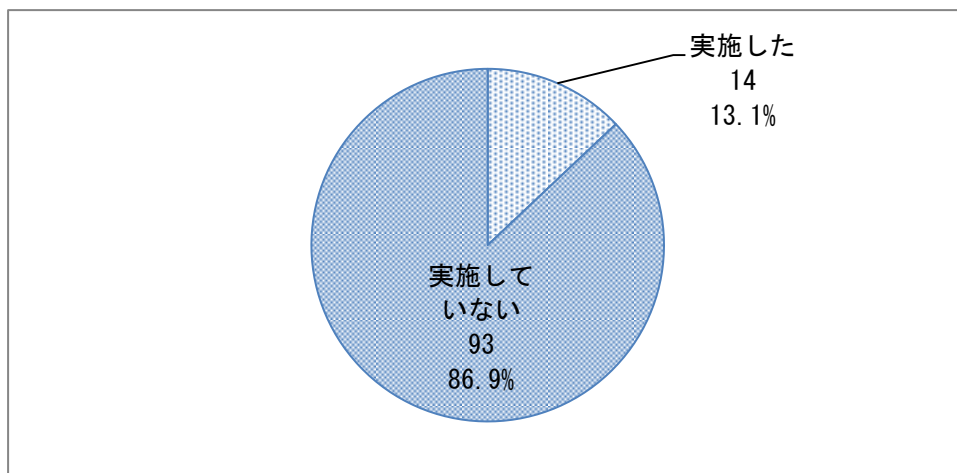


類似の区刊行物の有無について、1 回の発行 1 万部以上の刊行物 107 件でみると、【グラフ 23】のとおり「無し」が 96 件(89.7%)であった。「有り」と回答した 5 件のうち 3 件はまちづくり関連のチラシ、1 件は公金の納入通知書であり、冊子は 1 件であった。

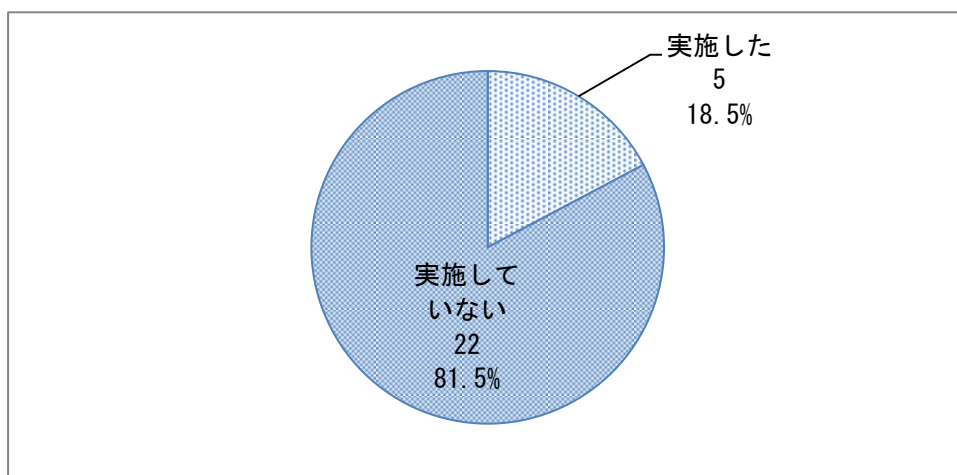
冊子のみ 27 件でみると、【グラフ 24】のとおり「無し」が 24 件(88.9%)であった。「有り」1 件はスポーツ振興課発行の「スポーツガイドブック」であり、文化・生涯学習課発行の「学習・文化ガイドブック」と類似しているとの回答であった。

(7) 刊行後の効果検証

1回の発行1万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 25】



1回の発行1万部以上の冊子のみ (n=27) 【グラフ 26】



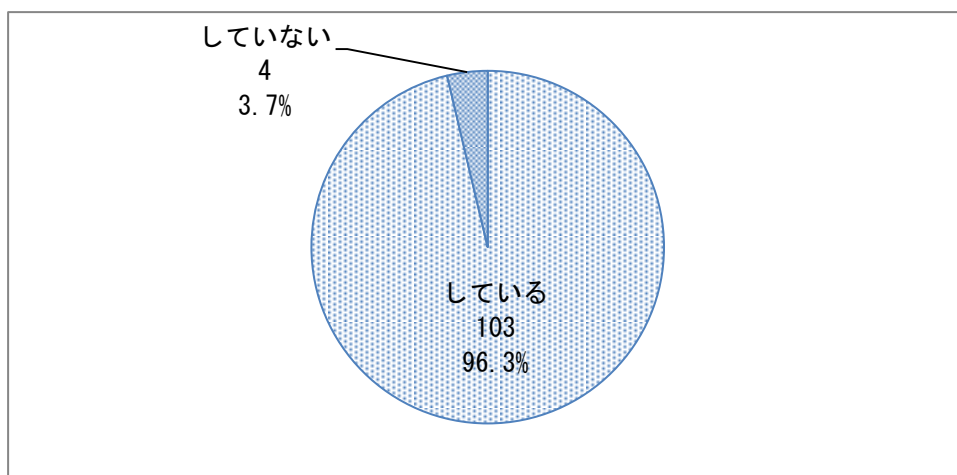
刊行後の効果検証について、1回の発行1万部以上の刊行物107件で見ると、【グラフ 25】のとおり「実施していない」が93件(86.9%)であった。

冊子のみ27件で見ると、【グラフ 26】のとおり「実施していない」が22件(81.5%)であった。

検証方法を見ると、区民意識意向調査で毎年度実施(ねりま区報)、刊行物を使って料理教室を開催し終了後アンケートを実施(食と防災)、町会、自治会、商店会を対象にアンケートを実施(ねりま区消費者だより「ぷりずむ」)などであった。

(8) 仕様書の作成

1回の発行1万部以上の刊行物 (n=107) 【グラフ 27】



仕様書の作成について、1回の発行1万部以上の刊行物 107 件でみると、【グラフ 27】 のとおり「している」が 103 件(96.3%)、「していない」が 4 件(3.7%)であった。

### 3 電話ヒアリング調査結果

1回の発行が1万部以上の冊子27件について、電話ヒアリングにより再調査した結果は次表のとおりであった。

【表5】

	している	していない	不明	備 考
国会図書館への納本	3	24	0	
特別区協議会への送付	4	23	0	
区立図書館への送付	17	10	0	
配布期間の明示	9	18	0	
区の紋章やシンボルマーク等の使用	21	6	0	ねり丸16件、区の紋章8件、その他3件(複数回答あり)
刊行物作成に当たり何らかの手引を参考にしたか	4	22	1	
区民情報ひろばへの送付	15	12	0	17ページ【グラフ16】から再掲

国会図書館および特別区協議会への送付については、「していない」という回答が24件および23件でいずれも8割以上を占めていた。区立図書館への送付については、「している」が17件と過半数であるものの、区民情報ひろばへの送付と同様に「していない」が4割程度あった。

刊行物の配布依頼をする場合、依頼先に対し配布期間の明示をしているかについては、「していない」が18件で3分の2であった。

シンボルマーク等の使用については、「ねり丸」が一番多く使われており、「区の紋章」の使用件数を上回っていた。

刊行物作成に当たり何らかの手引を参考にしたかについては、「していない」との回答が多かった。



### 第3 監査委員意見

平成26年度の行政監査は、「区の刊行物について」をテーマとして実施した。テーマ選定の理由は、情報通信技術（ICT）の進展に伴い情報提供の手段が多様化する中においても、依然として刊行物は区民が区政情報を入手するための重要な手段となっているからである。このことは、先頃発表された平成26年度区民意識意向調査の結果でも裏付けられており、区政情報の主な入手先（複数回答あり。）は「ねりま区報」とする回答が74.4%で、「区ホームページ」とする36.8%を大きく引き離して最多であった。

監査を行うに当たっては、必要な情報を多面的に収集するため、3次にわたり区の各部に対し調査を実施した。結果は「第2 調査結果」としてまとめたとおりであり、区の各部の主体的な判断に基づき、それぞれの事業目的に応じて刊行物が作成・発行されていることが分かった。

一方、調査の結果、区では平成25年度（または最新版発行年度）に外部発注により441件の刊行物が作成・発行され、概ね2億円の費用が投じられていたことが分かった。これだけの費用をかけて多くの刊行物が発行されているが、これまで区の刊行物の全体像が、作成から発行後の効果検証までの過程を通して明らかにされることはなかった。

今回の行政監査において調査・分析を行う中で浮かび上がった課題等について、以下のとおり意見を述べるので、区は、より効果的で効率的な刊行物の作成・発行を目指し、一層の改善に取り組まれない。

#### 1 誰にでも情報が正しく伝わるように配慮する視点

刊行物による区政情報の提供は、区が行う行政サービスの一つであり、区は全ての区民がサービスを受けることができる環境を整える必要がある。このため、利用する人の年齢、障害の有無、使用言語の違い等にかかわらず情報を受け取れる刊行物の作成を目指すべきであり、それが優しい行政や住みよいまちのイメージの向上にもつながることになる。

##### (1) ユニバーサルデザインの取組

カラーユニバーサルデザイン、UDフォントまたは音声コードの取組は、少しずつ導入が進んできているものの、調査結果によると全刊行物441件中19件（4.3%）にとどまっている（5ページ【表2】）。導入を促進するためには、刊行物の内容や目的に応じてどのようなユニバーサルデザインの手法を採用するかの基準づくりが必要である。現在区が計画している「情報提供のユニバーサルデザインガイドライン」の策定を進め、引き続き導入に取り組まれない。

## (2) 外国人、視覚障害者等への配慮

平成 32 年（2020 年）には東京でオリンピックとパラリンピックが開催されることもあり、多言語や点字、音声により行政情報を提供する必要性は今後さらに高まるものと考えられる。しかし、刊行物の外国語版または点字版の作成には相応の経費がかかるなどの理由によると思われるが、調査結果によるとその数はユニバーサルデザインよりもさらに少なく 11 件（2.5%）であった（5 ページ【表 2】）。一方、区のホームページにおいては、外国語への翻訳機能や音声読み上げ機能などが備えられており、外国人や視覚障害者がアクセスしやすくするための方策が講じられている。そこで、刊行物の外国語版や点字版等については作成基準を定め、ホームページとの関係や費用対効果を勘案した上で、必要性の認められる場合は作成を検討されたい。

## 2 情報を手に入れやすく、扱いやすくする視点

刊行物は、まず区内で閲覧・配布されることになるが、そのほかにも多様な伝達手段が確保されていれば、区は区外の方も含めて広く情報を周知することができる。また、刊行物は政府や他の自治体も発行しており、さらに民間も含めれば年間約 8 万点もの書籍・雑誌が発行されている（出版年鑑平成 25 年版）。発行直後だけでなく、その後も練馬区の刊行物として見つけ出し、手に取り、読んでもらうための工夫が求められる。

### (1) 区ホームページへの掲載

調査結果によると、刊行物の内容全部を区のホームページに掲載しているものは 5 割に満たなかった（14 ページ【グラフ 9】）。いつでもどこでも区民や区外の方が練馬区の最新の情報を入手しやすくするために、可能な限り掲載するなど、刊行物の電子的提供を進められたい。また現在、有償刊行物の一覧は区のホームページに掲載されているが、無償も含めた刊行物の一覧は掲載されていない。ポスターやチラシなどは別として、現時点で発行されている冊子や地図の一覧表があれば、区民等にとって利便性が高まるだけでなく、区が新たな刊行物を作成するに当たっても参考となるため、今後、その必要性について検討されたい。なお、全刊行物の一覧を作成するためには、いずれかの部署で刊行物の発行状況を一括して把握する必要がある。他自治体では、発行年ごとに刊行物登録を行うとともに、刊行物番号を付与して刊行物を管理している事例がみられたので研究されたい。

## (2) 刊行物の関係機関への送付

地方公共団体の機関が出版物を発行したときは、直ちに国会図書館に納入するものとされている（国立国会図書館法第24条の2）。また、区が作成した行政情報資料は、（公財）特別区協議会からの依頼（平成26年6月5日付け26協事調第65号）に基づき、同協議会へ送付することとされている。しかし、調査結果によると、1回の発行1万部以上の冊子でも、国会図書館への納本および特別区協議会への送付は約1割しか行われていなかった（24ページ【表5】）。必要な送付が行われていない主な原因は、どこに何を送付すべきかが、刊行物作成部署に確実に伝わっていないためである。送付物、送付部数、送付先、送付方法を明示したチェックリストを作成するなど、必要な送付に遺漏のないようにされたい。

区民情報ひろばおよび区立図書館へは刊行物作成部署の判断に基づいて送付されており、その比率は約6割であった（24ページ【表5】）。しかし、区民情報ひろばは「区民等が区政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ること」を目的としており（練馬区区民情報ひろば運営要綱第1条）、今後、より積極的に刊行物を収集し、区の刊行物の情報センターとしての役割を果たすことが求められる。なお、刊行物発行後、区民情報ひろばや区立図書館へ送付し配布等を依頼するに当たっては、受入先の便宜を考慮し、配布等の期間を明示することを検討されたい。

## (3) シンボルマーク等の使用

刊行物へのシンボルマーク等の使用は、区の刊行物であることを示すほか、区のイメージを高めたり、区への愛着を深めたりする上でも効果がある。調査結果によると、1回の発行1万部以上の冊子27件のうち、区の公式アニメキャラクターである「ねり丸」を使用しているものは16件、区の紋章を使用しているものは8件であった（24ページ【表5】）。区の紋章を含めたシンボルマークの使用等の指針について検討されたい。

## (4) 刊行物の大きさ（判型）

刊行物の判型は、調査結果によるとA4判およびA5判で約7割を占めているが、刊行物の内容により、または訴求効果を高めるため、その他の様々な判型が採用されている（10ページ【グラフ1】）。しかし、刊行物が他の刊行物とともに保管され、閲覧に供される場面を考えると、多種類の判型では受入先において管理や美観面での支障が生じる場合もある。読む人の使い勝手、家庭や配布場所での取扱いやすさなども考慮し、判型の種類を制限することも検討されたい。

#### (5) 環境配慮の取組

区は「練馬区環境方針」の中で、事務事業に伴う環境への負荷を低減することとしており、刊行物については使用する用紙やインクの配慮が考えられる。調査結果によると、環境に配慮した用紙やインクの使用に取り組んでいるものは約5割であった。(15 ページ【グラフ 11】)。刊行物の作成においても環境配慮について可能な限り取組を進められたい。

#### (6) 仕様書の作成

仕様書は契約の具体的内容を明確にし、トラブルを防止するために必要なものである。1回の発行1万部以上の刊行物の調査結果によると、発注するに当たり、前回印刷した刊行物に加除訂正文言を直接記入して手渡すだけであったケースなど、印刷契約の仕様書を作成していないものが約4%あった(23 ページ【グラフ 27】)。刊行物の印刷等を発注する際は、必ず仕様書を作成されたい。

### 3 経費投入により産出された資産であるという視点

刊行物を作成・発行した場合、区の財務書類上の処理としては、行政コスト計算書上での費用計上のみであり、決算時に在庫があっても貸借対照表上の資産としては計上していない。しかし、刊行物は税金等の財源を使用して産み出された成果物であり、在庫についてはその資産価値を最大限に生かすよう適切な管理を実施し、作成・発行については経費節減に努める必要がある。

#### (1) 有料広告の導入

区の資産としての刊行物を有効に活用する方策の一つは、広告媒体として使用し、歳入増や経費節減を図るのみならず、区内事業者等に広告掲載の機会を提供することである。調査結果によると、広告掲載は刊行物の約4%にとどまっており(7 ページ【表 3】)、また、1回の発行1万部以上の印刷物について未掲載の理由としては、「広告掲載に適さない」が最多であった(20 ページ【グラフ 21】)。区では、平成26年3月に「練馬区有料広告事業に関する基本方針」(平成26年3月17日付け25練企企第611号)を策定し、「1回の発行部数が10,000部以上の場合は広告の掲載を必ず検討すること」としている。有料広告導入の趣旨を踏まえ、未導入の理由を精査した上で、原則として広告掲載をする方向で検討されたい。なお、今回の調査において、刊行物であるチラシ自体には広告を導入していないが、区民に発送する際使用する封筒に導入を予定しているとの回答もあったので、このような方法の導入も検討されたい。

## (2) 有償化の拡大

刊行物は税金等の財源を使用して産み出された資産である。このため、全世帯へあまねく配布されるべきものなどを除いて、受益者負担の観点から有償化を検討すべきである。調査結果によると、有償頒布されているのは全刊行物の5%にとどまっている(8ページ【表4】)。1回の発行1万部以上の刊行物について未実施の理由としては、「内容を広く周知したいため」または「配布対象が特定」が大半だが、有償化自体を「検討していない」との回答が4割以上あった(19ページ【グラフ19】)。刊行物を有償で頒布することの趣旨を踏まえ、有償化の適否、頒布価格決定の基準等について検討し、有償化の拡大に取り組みたい。

## (3) 在庫管理

適切な在庫管理の実施は、刊行物発行部署や受入先の整理整頓につながるだけでなく、職員のコスト意識の啓発や刊行物発行の効果検証にも寄与することとなる。1回の発行1万部以上の刊行物についての調査結果によると、在庫状況を「定期的に把握している」が約6割を占めているものの、「特に何もしていない」も1割以上であった(18ページ【グラフ17】)。刊行物は資産であるという意識を持って、在庫管理を適切に行われたい。特に、定期的に発行する刊行物については、発行自体が慣例的に行われがちであるため、在庫チェックをして最適部数の把握に努め、次回発行の部数を精査されたい。また、有償頒布している刊行物で、例えば向こう10年以内に完売できる見通しが立たないものは、改めて刊行物のPRをした上で、値引き販売により頒布を促進することなども検討されたい。既に美術館では、相当年数の経過した展覧会図録を半額で頒布して売行き良好とのことなので、参考にされたい。

## 4 より良い刊行物を作成するための視点

刊行物の作成・発行は区の事務事業として行われるものであり、他の事務事業と同様、その経済性、効率性および有効性を常に検証し、継続的な改善に努めていく必要がある。特に、今回の調査対象の約7割は毎年発行される刊行物であり(12ページ【グラフ5】)、検証が欠かせない。区政情報提供の貴重な手段である刊行物をより良くするため、改めて作成・発行の内容や方法について見直すことが求められる。

### (1) 類似の刊行物についての調整

区の刊行物の中に類似するものがある場合には、それらを統合することにより、少ない経費で大きな効果が得られる可能性がある。1回の発行1

万部以上の刊行物についての調査結果によると、類似の刊行物はないとの回答が約9割であった(21 ページ【グラフ 23】)。一方、「スポーツガイドブック」と「学習・文化ガイドブック」などは類似しているとの回答があった。また、今回は調査対象としなかった練馬区観光協会発行の「まち歩き観光まっぷ」と区発行の「農産物直売所マップ」は内容の類似点が多い。このほかにも類似する刊行物が存在する可能性があるため、この行政監査結果も参考にした上で、組織の壁を越えて統合などについて検討されたい。

## (2) 刊行後の効果検証

刊行物の作成・発行も行政活動の一つであり、その効果を検証し評価することが刊行物の質の向上と区政の透明性確保につながる。1回の発行1万部以上の刊行物についての調査結果によると、効果検証を「実施していない」が約9割を占めるが、様々な方法で効果を検証している例もあった(22 ページ【グラフ 25】)。実施例を参考にして、できる限り効果の把握に取り組み、改善に結び付けられたい。

## 5 全般に関わる視点

情報通信技術(ICT)を用いた区政情報の提供について、区は「情報化基本計画」に基づき情報発信の充実に取り組んでいる。また、広聴広報会議を通じて、区ホームページの各コンテンツ、ツイッター、フェイスブックによる区政情報の発信状況を全庁的に共有できる体制を整えている。

一方、アナログ情報ともいえる区の刊行物については、各部がそれぞれ責任を持って判断し、作成・発行している。しかし、刊行物の作成・発行に関しては、その内容のほか、規格、表記、周知、歳入増の方策など考慮すべき事項が少なくない。また、発行した刊行物は国会図書館などへ送付すべきこととなっているが、区の各部に十分徹底されているとはいえない。そこで、刊行物の作成・発行に関して準拠すべき事項を方針などの形で取りまとめ、各部が考慮すべき事項を容易にもれなくチェックできる方策を検討されたい。

# 参 考 資 料

- 資料 1 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）抜粋
- 資料 2 練馬区有料広告事業に関する基本方針

## 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）抜粋

## 第 10 章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第 24 条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、30 部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- (1) 図書
- (2) 小冊子
- (3) 逐次刊行物
- (4) 楽譜
- (5) 地図
- (6) 映画フィルム
- (7) 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- (8) 蓄音機用レコード
- (9) 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

（第 2 項以下略）

第 24 条の 2 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第 1 項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては 5 部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては 3 部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

（第 2 項以下略）



## 練馬区有料広告事業に関する基本方針

### I 有料広告事業の概要と広告媒体

- (1) 有料広告事業とは、印刷物やホームページへの広告掲載をはじめ、区が所有する様々な財産や事業で使用する有体物等を広告媒体として積極的に活用し、財源の確保と地域経済の活性化を目的として、民間事業者等の広告を掲載・掲出することをいう。
- (2) 地方公共団体が発行する印刷物等や所有する財産等を広告媒体にすることを考慮して、広告の内容については、別に定める「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に基づき掲載・掲出の可否を判断する。
- (3) 広告媒体は広告掲載・掲出の対象となるもの全般とし、具体的には、印刷物やホームページのほか、設置、作成、所有、使用する有体物および庁舎等の区立施設を含む。  
(例 看板、掲示板、建物)
- (4) つぎの項目に該当する印刷物等は、有料広告掲載の対象外とする。
  - ア 区の政策に関する基本方針、基本的な計画  
(例) 練馬区長期計画 実施計画 高齢者保健福祉計画
  - イ 申請書・申告書に類するもの
  - ウ 通知書・納付書に類するもの (送付用の封筒は対象)

### II 有料広告掲載・掲出

#### 1 広告媒体の選定

効果的に財源の確保が図れるもの、または区内事業者等のPR効果の高いものについて、事業または施設の所管部において検討の上、決定する。

印刷物については、1回の発行部数が10,000部以上の場合は広告の掲載を必ず検討することとし、発行部数が10,000部に満たない場合においても、媒体としての特性により広告掲載による経費の増額分以上の広告収入が見込まれるものについては、積極的に広告の掲載を検討する。

#### 2 広告掲載・掲出の位置および規格等

広告媒体を所管する部において、広告媒体の性質、特徴を考慮したうえで定める。

区の財産を活用して行う有料広告事業について、広告代理店等民間からの提案に基づき実施する場合も、提案内容を所管部において検討のうえ定める。

### 3 広告料

- (1) 広告料は、以下のいずれかの方法により決定する。
- ア 所管部において、広告媒体の種類・規格・数量、他自治体および民間との料金比較、その他、諸々の条件（例 掲載期間の長短）を総合的に勘案して決定する。
  - イ 所管部において広告媒体の仕様を定めて公募を行い、これに対する広告主または広告代理店（以下「広告主等」という。）の応募額により決定する。
- (2) 屋内広告等で行政財産を使用する有料広告事業においては、行政財産の使用について練馬区公有財産管理規則に基づく使用許可手続を行い、広告主等に対し、練馬区行政財産使用料条例の規定に基づく使用料の納付を求める。なお、当該使用料は、(1)の広告料に含まない。

### 4 広告主等の条件および優先順位

- (1) 広告主等については、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に抵触しないことを条件とする。
- (2) 広告の掲載・掲出について複数の団体から申込みがあった場合は、以下により広告主等を選定する。
- ア 所管部においてあらかじめ広告料を決定している場合
    - 原則として、公共性を基準にした以下の優先順位に基づき広告主等を選定する。
      - 1位 区内に事業所等を有する公益法人および区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
      - 2位 区内に事業所等を有する民間事業者等および団体等
      - 3位 上記順位以外の公益法人、民間事業者等および団体等
  - イ 広告主等の応募額により広告料を決定する場合
    - 最も高い広告料を提示した広告主等を選定する。ただし、複数の団体から同額の広告料が提示された場合には、当該広告料を提示した団体の中で、アの優先順位に基づき広告主等を選定する。
  - ウ ア、イいずれの場合も、同順位の団体が複数ある場合は抽選により広告主等を決定する。
- (3) (2)にかかわらず、必要な場合には、広告媒体の特性、目的等に則した優先順位を別途設けることができる。

### 5 広告の募集方法／内容の審査

広告媒体を所管する部において、以下の点を考慮しながら決定する。

- (1) 募集方法
- 機会の公平を期すために原則として、ホームページ等での公募とする。ただし、広告媒体の特性や広告主等の集まりやすさに応じて、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載依頼することもできる。
- また、採算性を考慮した上で、広告代理店等へ委託することも可能とする。

## (2) 内容の審査

ア 「練馬区有料広告掲載・掲出基準」等に基づき、所管部において広告内容の審査を行う。

イ 審査の結果、広告掲載・掲出にふさわしくない内容と認められる場合、または不適切な表現がある場合には広告主等に対し修正を求める。修正に応じない場合には、広告掲載・掲出は行わないこととする。

ウ 特に全庁的な「広告審査委員会」のような組織は設置しない。

## 6 苦情等への対応

広告の掲載・掲出を行うことにより、区民から広告主や広告内容に関する苦情が寄せられる可能性がある。そこで、広告へは必ず、以下のような対応を施し、責任の所在を明確にする。

### (1) 広告主等に対して

「区は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「苦情等については、広告主等が責任を持って誠実な対応をとること」、「区の基準に抵触することが判明した場合には、広告主等の責任において直ちに広告の撤去（印刷物の場合には回収）を行う等必要な対応をとること」などを募集要項に明記して周知の徹底を図る。

### (2) 区民に対して

広告掲載媒体には、「区は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「広告内容に関する問い合わせは、広告主にすること」、「広告掲載期間中に名称、住所、問合せ先等、法人情報に変更が生じる場合があること」などの注記を付すものとする。

## 7 指定管理者制度適用施設における有料広告

指定管理者制度適用施設においては、指定管理者の自主事業として有料広告事業を行うことを可能とする。

広告主等および広告内容は「練馬区有料広告掲載・掲出基準」を遵守することとし、広告収入については、その一部を指定管理業務における収入として積算することにより、施設運営の効率化を図る。

## Ⅲ 民間との協働により経費削減を図る方法・形態

### 1 印刷物等の寄贈・協働発行

これまで、区が作成・発行していた印刷物等を区が資料提供、監修し、民間事業者等が広告掲載募集を行い、その広告掲載料で印刷・発行経費を賄う、または経費を低減する方法・形態である。

この方法では、広告収入が区に入ることはないが、これまでかかっていた作成費用の全額または一部を削減することができる。

この方法を行う場合には、後々のトラブルを未然に防止するため、広告募集を行う民

間事業者等と必ず協定書を交わすこととする。協定書には、以下のことを盛り込む。

- ア 「Ⅱ 有料広告掲載・掲出」に記載した内容（広告の規格、広告主の条件および優先順位、広告内容、苦情への対応等）についての規定
- イ 広告主が不祥事を起こした場合の回収方法
- ウ 在庫がなくなった場合の補充の有無および方法

## 2 その他の民間提案等の活用

新たな財源の確保、事業経費の削減および区民サービスの向上を図るため、区の財産を活用して行う有料広告事業等、広告代理店等民間からの提案を積極的に取り入れるよう努めるものとする。

その際には法令等の規定に抵触することのないよう細心の注意を払うとともに、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に基づき適切に事業を実施する。

## IV この基本方針の取扱い

この基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する有料広告事業に対して適用する。

# アンケート結果一覧表

(※この表は、当初アンケート調査結果を一覧にしたものである。)

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
1	区長室	広聴広報課	庶務係	練馬区わたしの便利帳	区が提供している多様なサービス等について、一冊にわかりやすく集約し、区民に情報提供することを目的とする。	26年8月	冊子	A4判	160	フルカラー	2色	年1回	1回
2	広聴広報課	庶務係	練馬区全図および練馬区防災地図	1 練馬区全図 公共施設の所在地および町区域などの現況を地理的に基礎情報として区民に提供するため 2 練馬区防災地図 練馬区地域防災計画第2部第5章(地域防災力向上計画)の第3節第3項に基づき、防災関係情報の区民への周知を図るため	26年8月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
3	広聴広報課	ねりまプロモーション係	練馬区広報戦略基本方針	区の広報に関し、戦略的に取り組み、区のイメージアップを図るため	25年9月	冊子	A4判	28	フルカラー	フルカラー	その他		
4	広聴広報課	広聴担当係	平成25年度(2013年度)区民意識意向調査報告書	区民の意識・意向を統計的のらえ行政運営の基礎資料とするため	25年11月	冊子	A4判	350	1色	1色	年1回	1回	
5	広聴広報課	広聴担当係	平成25年度(2013年度)区民意識意向調査(概要版)	区民の意識・意向を統計的のらえ行政運営の基礎資料とするため	25年11月	冊子	A4判	16	1色	1色	年1回	1回	
6	広聴広報課	広聴担当係	モニターアンケート報告書 平成25年度(2013年度)	区政モニターに協力いただいた区政に関するアンケートの結果をまとめたもの	26年3月	冊子	A4判	78	1色	1色	年1回	1回	
7	広聴広報課	広報係	ねりま区報	区民に区政情報を周知するため	毎月1日・11日・21日	その他	タブロイド判	2または4または8または12ページ	フルカラー	フルカラー	年複数回	36回(必要に応じて臨時号の発行あり)	
8	広聴広報課	広報係	練馬区のお知らせ 点字版	ねりま区報の点字版。視覚障害者に区政情報を周知するため	毎月1日・11日・21日	冊子	B5判	区報のページ数により異なる。	1色	1色	年複数回	36回(必要に応じて臨時号の発行あり)	
9	広聴広報課	広報係	AZALEA(英語版)ドウゼンホァ(中国語版)	外国人住民に区政情報を周知するため	4月・7月・10月・1月	その他	タブロイド判	4	1色	1色	年複数回	4回	
10	広聴広報課	広報係	ねりま区報縮刷版	ねりま区報の1年分紙面。区報の記録を保存するため	26年3月	冊子	A4判	392	1色	1色	年1回	1回	
11	企画部	企画課	企画担当係	シンポジウム「ゆるやかにつながる～地域の新しい支えあいのかたち～」に係るチラシ	25年10月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他		
12	企画部	企画課	企画担当係	シンポジウム「ゆるやかにつながる～地域の新しい支えあいのかたち～」に係るポスター	25年10月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他		
13	財政課	財政担当係	平成26年度当初予算・同説明書	練馬区予算を周知するため	26年2月	冊子	A4判	407	1色	1色	年1回	1回	
14	財政課	財政担当係	平成26年度当初予算付属資料	練馬区予算を周知するため	26年2月	冊子	A4判	42	1色	1色	年1回	1回	
15	財政課	財政担当係	平成25年度補正予算・同説明書(第2回)	練馬区予算を周知するため	25年1月	冊子	A4判	82	1色	1色	年1回	1回	
16	財政課	財政担当係	平成25年度補正予算・同説明書(第4回)	練馬区予算を周知するため	26年3月	冊子	A4判	188	1色	1色	年1回	1回	
17	財政課	財政担当係	平成25年度主要事業成果報告書	主要な事業の成果を説明する書類	26年9月	冊子	A4判	105	1色	1色	年1回	1回	
18	財政課	財政担当係	財政白書	区財政の現状や課題などについて広く周知するため	25年2月	冊子	A4判	75	1色	1色	その他	不定期(4、5年に1回)	
19	危機管理室	防災課	庶務係	練馬区浸水ハザードマップ	東海豪雨の降雨を想定し、浸水の予想される区域とその深さ、地域の避難所等を示し、区民の日頃の備えに役立ててもらうため	25年2月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	その他	2回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
48,000 (26年度)	なし	6,739	なし			あり	725	その他	用紙とインクの両方	約23,000	テブ版・デジ版を作成。点字版は、4年に1回作成	1
56,000 (26年度)	なし	3,024	なし			なし		その他	用紙とインクの両方	約7,000	デジタル版を作成 [印刷紙数] 7色	2
100	あり	200	なし			なし		なし	なし	31		3
300	あり	250	あり	800	不明	なし		なし	なし	8		4
1,900	あり	95	なし			なし		なし	なし	3		5
450	あり	99	なし			なし		なし	なし	5		6
242,700 (26年9月1日現在)	あり	1,432(26年9月1日現在)配送料を含む。	なし			あり	275	カラーUD UDフォント	環境に配慮した用紙の使用	約200		7
73 (26年9月1日現在)	なし	115(26年9月1日現在)点訳料を含む。	なし			なし		点字版	なし	0		8
英語版、中国語版とも各3,500	あり	265 編集委託料を含む。	なし			なし		外国語版	環境に配慮した用紙の使用	英語版、中国語版とも約240		9
320	なし	390	あり	1,200	7 (24年分)	なし		なし	なし	15		10
4,000	なし	28	なし			なし		なし	なし	0	発行頻度欄が「その他」である理由は、イベント開催の周知目的の発行であるため	11
1,100	なし	30	なし			なし		なし	なし	0	発行頻度欄が「その他」である理由は、イベント開催の周知目的の発行であるため	12
615	あり	620	なし			なし		なし	なし	50		13
615	なし	62	なし			なし		なし	なし	70		14
530	なし	150	なし			なし		なし	なし	0		15
530	なし	268	なし			なし		なし	なし	0		16
470	なし	189	なし			なし		なし	なし	40		17
1,800	あり	181	なし			なし		なし	なし	450		18
6,000 3,000	あり	545	なし			なし		なし	なし	3,300	発行頻度は特に決まっておらず、残部数の様子を見て発注する。25年度は2回	19

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
20	防災課	区民防災第二係	食と防災	災害時を想定した食材・調理器具により簡単に調理でき、かつ栄養面にも配慮した「サバイバルレシピ集」を作成し、区民に周知するため	26年1月	冊子	A5判	48	2色	2色	その他		
21	防災課	区民防災第一係	避難拠点運営の手引	避難拠点運営やマニュアル作りの参考としてもらうため	26年4月	冊子	A4判	84	フルカラー	2色	その他		
22	防災課	防災学習センター	防災学習センターパンフレット	防災学習センターおよびセンターの事業紹介	26年5月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他	適宜	
23	震災対策担当課	防災カレッジ担当係	防災の手引	区民等に防災に関する知識の普及および意識啓発	26年2月	冊子	A4判	40	フルカラー	フルカラー	その他	1回未満	
24	安全・安心担当課	安全・安心担当係	防犯・防火ハンドブック	犯罪や火災の対策を分かりやすくまとめ、区民の生活の安全に資するため	23年3月	冊子	A4判	32	フルカラー	フルカラー	3年に1回		
25	安全・安心担当課	安全・安心担当係	防犯用品などのあっせん	区民が安心して防犯用品を購入できるよう「練馬区防犯用品あっせん事業」を実施	25年3月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他		
26	安全・安心担当課	地域連携推進担当係	消火器あっせん事業パンフレット	区民が安心して消火器を購入できるよう「練馬区消火器あっせん事業」を実施	26年4月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他		
27	安全・安心担当課	安全・安心担当係	暴力団排除条例中学生用冊子	中学生に対し、暴力団から身を守るための「青少年への教育」を実施するため	25年3月	冊子	A4判	10	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
28	安全・安心担当課	安全・安心担当係	振り込め詐欺防止啓発チラシ	後期高齢者に対し、振り込め詐欺の注意喚起を行うため	25年6月	チラシ等	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
29	総務部	総務課	総務係	第22回平和祈念コンサートプログラム	コンサート来場者へ配付するため	26年9月	その他	A5判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
30	総務課	総務係	平成26年新年賀詞交換会名簿	区政進展に協力している各分野の方々の交流のため	26年1月	冊子	A4判	223	1色	1色	年1回	1回	
31	総務課	統計係	練馬区統計書 平成25年版(2013年版)	練馬区の人口・産業・教育など各分野にわたる総合的かつ基本的な統計資料を収集し、区の現況や推移を明らかにするため	26年3月	冊子	A4判	264	1色	1色	年1回	1回	
32	文書法務課	文書法務担当係	練馬区例規集(1)・(2)	練馬区の条例・規則等を体系的に整理し収録したもの	26年7月	冊子	A5判	合計約4,200	1色	1色	年1回	1回	
33	情報公開課	情報公開担当係	練馬区勢概要平成26年版	区政に対する理解と関心を深め、同時に、区の行政運営向上のための総合的な資料とすることを目的とする。	26年9月	冊子	A4判	253	1色	1色	年1回	1回	
34	情報公開課	情報公開担当係	練馬区情報公開および個人情報保護審査会答申(答申第36号から第42号)	審査会答申第36号から第42号をまとめたもの。参考資料として	25年11月	冊子	A4判	64	1色	1色	その他		
35	職員課	人事係	Nerima City Today	職員募集案内	25年12月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	2年に1回		
36	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	MOVE	区民への男女共同参画の啓発	4月・10月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回	
37	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画	暴力の未然防止に向けた普及啓発、早期発見のための取組計画	24年5月	冊子	A4判	75	1色	1色	その他		
38	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	第3次練馬区男女共同参画計画	男女共同参画施策の取組計画	23年3月	冊子	A4判	135	2色	2色	その他		
39	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	第3次練馬区男女共同参画計画概要版	男女共同参画施策の取組計画の概要版	23年3月	冊子	A4判	15	フルカラー	フルカラー	その他		
40	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	2014Memory女性手帳	男女共同参画社会の推進	25年12月	冊子	その他	85	1色	2色	年1回	1回	
41	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	ねりまフォーラムポスター	行事(ねりまフォーラム)周知のため	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
42	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当係	ねりまフォーラムチラシ	行事(ねりまフォーラム)周知のため	25年9月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
43	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	平成24年人権週間記念行事講演録「音のない世界」～心のふれあいから聞えてくるもの～	人権尊重意識高揚のため	25年11月	冊子	A5判	37	1色	1色	年1回	1回	



1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
10,000	あり	410	なし			なし		なし	なし	6,000	当冊子は協働事業により当初2万部を印刷。反響の大きさと、区事業への活用も可能なことから、1万部を追加印刷している。	20
5,000	あり	2,520	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	不明		21
24,000	なし	154	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	8,000		22
400,000	あり	15,477	なし			あり	450	なし	用紙とインクの両方	8,000		23
20,000	なし	2,205	なし			あり	400	なし	環境に配慮した用紙の使用	2,000		24
5,000	あり	142	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	4,000		25
10,000	あり	81	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	7,000		26
5,500	なし	332	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	100		27
75,000	なし	117	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	100		28
1,550	なし	75	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	20		29
1,600	なし	488	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	229		30
240	あり	205	あり	800	4	なし		なし	なし	29		31
80	あり	1,356	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	6	ホームページにはインターネット版例規集として掲載。経費は例規検索システムデータ更新委託料の一部	32
900	あり	1,059	あり	1,100	10月1日頒布開始	なし		なし	用紙とインクの両方	配布中	通常700冊、区政モニターへ配布する年度は900冊	33
200	あり	67	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	20		34
2,000	なし	200	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	881		35
21,000	あり	277	なし			あり		なし	用紙とインクの両方	500	1社につき18,000円	36
400	なし	126	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		37
1,000	なし	603	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		38
4,500	なし	191	なし			なし		なし	なし	50		39
4,500	なし	624	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	10		40
1,210	なし	57	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	A3判、A2判	41
4,000	なし	36	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		42
2,000	なし	95	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	200		43

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	平成25年度人権週間記念行事ポスター	人権週間記念行事周知のため	25年10月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	平成25年度人権週間記念行事チラシ	人権週間記念行事周知のため	25年10月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	人権ポケットブック「高齢者と人権」	人権についての正しい認識・知識を啓発するため	25年12月	チラシ等	A5判	15	2色	3色	その他	
	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	人権ポケットブック「障害のある人と人権」	人権についての正しい認識・知識を啓発するため	25年12月	チラシ等	A5判	15	2色	3色	その他	
	人権・男女共同参画課	相談支援担当係	暴力相談カード	暴力相談窓口について広く周知するため	26年5月	チラシ等	その他	2	フルカラー	フルカラー	その他	
	人権・男女共同参画課	相談支援担当係	ジャバラ折相談パンフレット	相談窓口や支援の流れについて広く周知するため	26年5月	チラシ等	その他	8	フルカラー	フルカラー	その他	
	人権・男女共同参画課	相談支援担当係	相談パンフレット	相談窓口について広く周知するため	26年5月	チラシ等	その他	6	フルカラー	フルカラー	その他	
区民部	税務課	管理係	区税つうしん2014	区民に区税に関する理解を深めてもらうため	26年3月	冊子	A5判	96	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	税務課	管理係	自動交付機利用周知ポスター	区民に自動交付機で住民税の証明書が発行可能になったことを周知するため	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	1回
	国保年金課	管理係	国保のしおり	国民健康保険制度の趣旨普及のため	26年4月	冊子	その他	48	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	管理係	国保のお知らせ(6月発行)	国保加入者に対する制度案内、納入通知書に同封	26年6月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	管理係	国保のお知らせ(11月発行)	国保加入者に対する制度案内、後半納付書送付時に同封	25年11月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	管理係	外国語版ガイドブック	外国人住民に対する国民健康保険制度の趣旨普及のため	26年4月	冊子	A5判	24	1色	1色	年1回	1回
	国保年金課	保健事業担当係	特定健診・保健指導勸奨リーフレット	国民健康保険料の納入通知に同封し、全世帯に配布するため	26年6月	チラシ等	その他	両面	2色	2色	年1回	1回
	国保年金課	保健事業担当係	健康診査・がん検診ポスター	健診実施医療機関および公設掲示板に掲示するため	26年5月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	保健事業担当係	健康診査・がん検診バス掲示用ポスター	バスの窓上に広告として掲載するため	26年7月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	保健事業担当係	動画広報用チラシ	25年度に製作した動画をPRするため	25年9月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
	国保年金課	国民年金係	国民年金だより	国民年金の加入・変更、免除、受給案内で、区民の理解を深め事務の効率化を図る。	25年7月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	国保年金課	国民年金係	国民年金だより	国民年金の加入・変更、免除、受給案内で、区民の理解を深め事務の効率化を図る。	26年4月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他	
産業経済部	経済課	消費生活係	ねりま区消費者だより「ぶりずむ」	消費者啓発のため	26年9月	チラシ等	A4判	6	2色	2色	年複数回	5回
	経済課	消費生活係	ねりま区消費者だより「ぶりずむ」特集号	消費者啓発のため	25年11月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	経済課	消費生活係	くらしの豆知識	消費者啓発のため	25年12月	冊子	A5判	264	フルカラー	2色	年1回	1回
	経済課	消費生活係	消費生活展ねりま2014ポスター	消費生活展事前周知のため	26年5月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	経済課	消費生活係	消費生活展ねりま2014チラシ	消費生活展事前周知のため	26年5月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
	経済課	消費生活係	消費生活アドバイスカレンダー	悪質商法被害防止啓発のため	25年11月	冊子	A4判	16	フルカラー	フルカラー	その他	1回
	経済課	産業施設担当係	区民・産業プラザ貸出施設案内	区民・産業プラザ開設に向けて周知を図るため	25年1月	チラシ等	その他	2	フルカラー	フルカラー	その他	1回
	経済課	産業計画係	伝統工芸展ポスター	伝統工芸展の周知のため	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	経済課	産業計画係	伝統工芸展リーフレット	伝統工芸展の周知のため	25年9月	チラシ等	A5判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	経済課	産業計画係	伝統工芸展チラシ	伝統工芸展の周知のため	25年9月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	経済課	産業計画係	伝統工芸体験講座「練伝まなび塾」ポスター	講座の周知のため	26年5月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
1,150	なし	34	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	10	判型はA3判	44
4,000	なし	37	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	10		45
1,000	なし	101	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	500		46
1,000	なし	101	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	500		47
100,000	なし	183	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		48
10,000	なし	106	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		49
30,000	なし	179	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		50
4,000	あり	529	なし			なし		なし	なし	500	残部数については、税務課のみの残部数。他課へ配布を依頼した分は除く。	51
1,150	なし	33	なし			なし		なし	なし	38	判型:A3 発行頻度:単発	52
25,000 (~180,000)	なし	799	なし			なし		なし	なし	約6,300	保険証更新時年に納入通知書に同封するため隔年で部数変動する。	53
126,000	なし	734	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明	ページ数は隔年で変更	54
65,000	なし	301	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		55
3,000	なし	480	なし			なし		外国語版	環境に配慮した用紙の使用	不明	英・中・韓の3か国語	56
126,000	なし	444	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	100	26年度最新版	57
1,500	なし	92	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	50	26年度最新版	58
420	なし	54	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	10	26年度最新版	59
1,000	なし	50	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	50		60
18,000	なし	263	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		61
22,000	なし	275	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	4,500	国民年金法の大幅な改正に伴う臨時作成(区民事務所再編で部数増)	62
20,000	あり	199	なし			あり	30	なし	環境に配慮した用紙の使用	600	1回あたりの印刷費には、イラスト、レイアウトデザイン等の費用を含む。	63
20,000	あり	239	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	30		64
400	なし	118	なし			なし		なし	なし	126		65
500	あり	38	なし			なし		なし	なし	41	サイズはA3	66
5,500	なし	37	なし			なし		なし	なし	36		67
2,200	なし	439	なし			なし		なし	なし	0		68
8,000	あり	315	なし			なし		なし	なし	80	1回あたりの印刷費には、イラスト、レイアウトデザイン等の費用を含む。	69
1,500	あり	114	なし			なし		なし	なし	1	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	70
3,000	あり	126	なし			なし		なし	なし	50	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	71
7,000	あり	130	なし			なし		なし	なし	50	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	72
1,000	あり	22	なし			なし		なし	なし	20	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	73

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
	74	経済課	産業計画係	公衆浴場季節湯ポスター	公衆浴場季節湯事業の周知のため	26年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年複数回	5回
	75	経済課	産業計画係	一般社団法人 練馬産業連合会会員企業のデータベース作成に伴う基礎調査報告書	次期策定のための基礎資料としてデータベースの情報を活用するため	26年3月	冊子	A4判	155	1色	1色	年1回	1回
	76	経済課	産業計画係	平成25年度練馬のものづくり産業等実態調査報告書	次期計画策定のための基礎資料とするための調査の報告書	26年3月	冊子	A4判	147	1色	1色	年1回	1回
	77	経済課	産業計画係	起業家セミナー「創業！ねりま塾」ポスター	セミナー受講生募集のため	25年4月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	78	経済課	産業計画係	経営者・後継者育成セミナーポスター	セミナー受講生募集のため	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	79	経済課	産業計画係	コミュニティビジネス入門講座	講座受講生募集のため	25年7月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	80	経済課	産業計画係	コミュニティビジネス実践講座	講座受講生募集のため	25年8月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	81	経済課	産業計画係	中小企業サポートガイドブック	区内産業施策の周知のため	26年9月	冊子	その他	30	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	82	都市農業課	農業振興係	ブルーベリー観光農園紹介冊子	ブルーベリー観光農園を広く周知し、観光交流型農業を推進するため	26年7月	冊子	A5判	44	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	83	都市農業課	農業振興係	ブルーベリー観光農園紹介ポスター	ブルーベリー観光農園を広く周知し、観光交流型農業を推進するため	26年7月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	84	都市農業課	農業振興係	農産物直売所マップ	区民等の地産地消の推進や地場農産物の流通促進を図るため	24年11月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	2年に1回	
	85	都市農業課	農業振興係	J A東京あおばが行う農業祭PRポスター	J A東京あおばが行う農業祭を広く周知することを通じて、区内農業振興を図るため	25年11月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	86	都市農業課	農業振興係	区民農園・市民農園利用案内および申込書	区民農園・市民農園の利用案内用	25年11月	その他	A4判	8	2色	2色	2年に1回	
	87	商工観光課	まつり係	地区祭ポスター	17地区祭の周知用ポスター	25年7月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	88	商工観光課	アニメ産業振興係	アニメ・イチバンのまち練馬区	練馬区とアニメの深い関わり、その魅力を区内外に発信するため	25年11月	冊子	A4判	20	フルカラー	フルカラー	3年に1回	
	89	商工観光課	商工係	ねりま産業情報「べがさず」	区内の中小企業経営の健全化、近代化の一助とするため	26年7月	その他	タブロイド判	4	フルカラー	フルカラー	年複数回	3回
地域文化部	90	地域振興課	地域コミュニティ支援係	練馬区町会・自治会エリアマップ	町会・自治会のエリアを掲載した地図	26年6月	地図	その他	B2 両面	フルカラー	フルカラー	その他	年1回程度
	91	地域振興課	地域コミュニティ支援係	みんなで住みよいまちづくり	町会・自治会への加入を促進するため	不明	チラシ等	その他	A4 両面 3ツ折り	フルカラー	フルカラー	年複数回	3回
	92	地域振興課	地域コミュニティ支援係	ようこそねりまのまちへ	地域の取組を紹介する冊子	26年3月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
	93	地域振興課	事業推進係	指定保養施設案内「旅」	利用方法や各施設の紹介	26年3月	冊子	その他	B6 64	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	94	地域振興課	事業推進係	指定保養施設ポスター	事業の概要についての周知	26年3月	ポスター	その他	A3 1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	95	文化・生涯学習課	管理係	学習・文化ガイドブック	生涯学習に関する情報提供	26年5月	冊子	A4判	120	フルカラー	1色	年1回	1回
	96	文化・生涯学習課	文化振興係	文化交流ひろばのしおり	25年度に開設した文化交流ひろばの施設案内	25年4月	チラシ等	A4判	三ツ折り	フルカラー	2色	その他	
	97	文化・生涯学習課	伝統文化係	ねりまの文化財	文化財に関する情報	26年1月	チラシ等	A4判	4～6	フルカラー	2色	年複数回	3回
	98	文化・生涯学習課	伝統文化係	練馬区の遺跡地図	埋蔵文化財の遺跡範囲を示す地図	26年3月	地図	その他	両面	フルカラー	2色	その他	
	99	文化・生涯学習課	伝統文化係	埋蔵文化財調査報告28	24年度中に調査した埋蔵文化財の報告	26年3月	冊子	A4判	56	1色	1色	年1回	1回
	100	文化・生涯学習課	伝統文化係	郷土芸能ねりま座公演ポスター	郷土芸能ねりま座公演の周知	26年1月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
	101	文化・生涯学習課	伝統文化係	郷土芸能ねりま座公演プログラム	郷土芸能ねりま座公演の周知	26年1月	冊子	A5判	8	1色	1色	年1回	1回
	102	文化・生涯学習課	伝統文化係	文化財あんない	登録・指定文化財の紹介と地図	24年3月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
	103	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「懐かしの風景」図録	特別展展示内容解説	25年9月	冊子	A4判	55	フルカラー	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
1,200	あり	74	なし			なし		なし	なし	50		74
50	なし	30	なし			なし		なし	なし	50	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	75
200	なし	200	なし			なし		なし	なし	150	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	76
800	あり	75	なし			なし		なし	なし	0	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	77
820	あり	192	なし			なし		なし	なし	0	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	78
1,000	あり	35	なし			なし		なし	なし	0	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	79
1,000	あり	35	なし			なし		なし	なし	0	業務委託費の印刷費にかかる経費を記入	80
8,000	あり	423	なし			なし		なし	なし	7,900	今後配布の予定	81
16,000	あり	2,678	なし			あり	30	なし	なし	100	印刷費は、作成業務委託費を記載	82
700	なし	62	なし			なし		なし	なし	40	印刷費は、作成業務委託費を記載	83
30,000	あり	1,248	なし			あり	624	なし	用紙とインクの両方	120	印刷費は、作成業務委託費を記載	84
465	なし	47	なし			なし		なし	なし	1	JA東京あおばがデザイン作成したものを、公設掲示板張り出し分を単純印刷している。	85
8,000	あり	239	なし			なし		なし	なし	200		86
3,000	なし	65	なし			なし		なし	なし	500		87
日本語版55,000、英語版8,000、中国語版3,000、日本語概要版30,000	あり	4,674	なし			なし		外国語版	環境に配慮した用紙の使用	日本語版25,000、英語版6,000、中国語版1,000、日本語概要版12,000		88
8,000	あり	594	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	56	1回あたりの印刷費には、企画編集、取材、撮影等の費用を含む。	89
約5,000	なし	270	なし			なし		なし	なし	4,250	残部数は9/4時点地域振興課での在庫数	90
約10,000	なし	107	なし			なし		なし	なし	12,670	残部数は9/4時点地域振興課での在庫数	91
約10,000	なし	165	なし			なし		なし	なし	11,580	残部数は9/4時点地域振興課での在庫数	92
30,000	なし	1,742	なし			あり	810	その他	なし	7,500	デジ版作成	93
1,200	なし	158	なし			なし		なし	なし	150		94
8,000	なし	755	なし			なし		なし	なし	不明		95
5,000	なし	150	なし			なし		外国語版	なし	不明	外国語版は地域振興課で別途作成	96
2,500	あり	55	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	50		97
2,000	なし	551	あり	100	100	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	800		98
300	なし	126	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	10		99
1,200	なし	38	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		100
500	なし	32	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		101
8,000	あり	655	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	4,000		102
1,500	なし	1,012	あり	700	167	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		103

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
104	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「懐かしの風景」ポスター	特別展の周知	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
105	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「懐かしの風景」チラシ	特別展の周知	25年9月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
106	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「江戸の食文化」図録	特別展示内容解説	26年1月	冊子	A4判	119	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
107	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「江戸の食文化」ポスター	特別展の周知	26年1月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
108	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	特別展「江戸の食文化」チラシ	特別展の周知	26年1月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
109	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	ねりま手工芸公募展募集要項	ねりま手工芸公募展の作品募集	25年8月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	1色	年1回	1回
110	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	ねりま手工芸公募展ポスター	ねりま手工芸公募展の周知	25年8月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
111	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	ねりま手工芸公募展チラシ	ねりま手工芸公募展の周知	25年8月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	1色	年1回	1回
112	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	ふるさと練馬探訪(増刷)	区内の旧跡等紹介	26年2月	冊子	その他	不明	フルカラー	フルカラー	その他	
113	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	絵図に見る練馬(第2刷)	江戸・明治の絵図からかつての様子を解説	26年3月	冊子	A4判	41 43	フルカラー	フルカラー	その他	
114	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	石神井公園ふるさと文化館ニュース	館のお知らせ・催し物案内	26年3月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年複数回	3回
115	文化・生涯学習課	石神井公園ふるさと文化館	石神井公園歴史自然マップ	石神井公園紹介地図	25年11月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
116	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭ポスター	区民文化祭の周知	26年3月	ポスター	その他	1	2色	2色	年1回	1回
117	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭チラシ	区民文化祭の周知	26年3月	チラシ等	A5判	1	1色	1色	年1回	1回
118	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「いけ花とお茶の会」プログラム	大会プログラム	26年3月	チラシ等	その他	2つ折り	1色	1色	年1回	1回
119	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「合唱祭」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A4判	18	1色	1色	年1回	1回
120	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「三曲演奏会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	B5判	12	1色	1色	年1回	1回
121	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「詩吟剣舞詩舞大会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	28	1色	1色	年1回	1回
122	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「手工芸作家展」プログラム	大会プログラム	26年3月	チラシ等	A5判	2つ折り	1色	1色	年1回	1回
123	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「川柳大会」大会報	大会報	26年3月	冊子	B5判	16	1色	1色	年1回	1回
124	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「太鼓フェスティバル」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	14	1色	1色	年1回	1回
125	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「大正琴の会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	20	1色	1色	年1回	1回
126	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「日本舞踊の会」プログラム	大会プログラム	26年3月	チラシ等	A4判	3つ折り	1色	1色	年1回	1回
127	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「俳句大会」大会報	大会報	26年3月	冊子	B5判	14	1色	1色	年1回	1回
128	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「フォークダンス大会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	8	1色	1色	年1回	1回
129	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「邦楽演奏会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	16	1色	1色	年1回	1回
130	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「民謡大会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A4判	24	1色	1色	年1回	1回
131	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「民謡大会」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	B5判	8	1色	1色	年1回	1回
132	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「謡曲大会」プログラム	大会プログラム	26年3月	チラシ等	A5判	2つ折り	1色	1色	年1回	1回
133	文化・生涯学習課	生涯学習センター	区民文化祭「洋舞フェスティバル」プログラム	大会プログラム	26年3月	冊子	A5判	18	1色	1色	年1回	1回
134	文化・生涯学習課	生涯学習センター	練馬児童合唱団定期演奏会プログラム	演奏会プログラム	26年6月	冊子	B5判	8	フルカラー	1色	年1回	1回
135	文化・生涯学習課	美術館	練馬区立美術館コレクション展ポスター	展覧会周知のため	25年6月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	
136	文化・生涯学習課	美術館	練馬区立美術館コレクション展リーフレット	展覧会観覧の補助	25年6月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	その他	
137	文化・生涯学習課	美術館	美術家協会展ポスター	展覧会周知のため	25年5月	ポスター	その他	1	3色	3色	年1回	1回
138	文化・生涯学習課	美術館	美術家協会展ちらし	展覧会周知のため	25年5月	チラシ等	その他	両面	1色	3色	年1回	1回
139	文化・生涯学習課	美術館	鹿島茂コレクション展3ポスター	展覧会周知のため	25年4月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	
140	文化・生涯学習課	美術館	鹿島茂コレクション展3チラシ	展覧会周知のため	25年4月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
141	文化・生涯学習課	美術館	鹿島茂コレクション展特別出品衣装解説BOOK	展覧会観覧の補助	25年7月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
142	文化・生涯学習課	美術館	宮芳平展ポスター	展覧会周知のため	25年8月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
2,170	なし	183	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		104
20,000	なし	170	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		105
1,500	なし	1,156	あり	800	717	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		106
2,470	なし	391	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		107
22,000	なし	572	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		108
3,000	なし	203	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		109
600	なし		なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		110
3,000	なし		なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		111
350	なし	214	あり	500	不明	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		112
各300	なし	693	あり	各1,200	不明	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		113
7,000	なし	115	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		114
15,000	なし	441	あり	30	253	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		115
1,400	なし	735	なし			なし		なし	なし	10		116
3,500	なし	294	なし			なし		なし	なし	10		117
300	なし	16	なし			なし		なし	なし	2		118
1,700	なし	75	なし			なし		なし	なし	2		119
550	なし	40	なし			なし		なし	なし	2		120
350	なし	53	なし			なし		なし	なし	2		121
1,400	なし	30	なし			なし		なし	なし	2		122
350	なし	42	なし			なし		なし	なし	2		123
350	なし	34	なし			なし		なし	なし	2		124
650	なし	58	なし			なし		なし	なし	2		125
550	なし	22	なし			なし		なし	なし	2		126
100	なし	36	なし			なし		なし	なし	2		127
500	なし	34	なし			なし		なし	なし	2		128
600	なし	47	なし			なし		なし	なし	2		129
1,100	なし	97	なし			なし		なし	なし	2		130
600	なし	28	なし			なし		なし	なし	2		131
200	なし	29	なし			なし		なし	なし	2		132
2,000	なし	110	なし			なし		なし	なし	2		133
1,300	なし	123	なし			なし		なし	なし	200		134
10,000	あり	226	なし			なし		なし	なし	2,800		135
2,000	なし	74	なし			なし		なし	なし	400		136
550	あり	35	なし			なし		なし	なし	0		137
3,400	あり	42	なし			なし		なし	なし	0		138
1,050	あり	250	あり	200	28	なし		なし	なし	0		139
40,000	あり	221	なし			なし		なし	なし	0		140
2,000	なし	179	あり	300	39	なし		なし	なし	0		141
800	あり	116	あり	200	14	なし		なし	なし	0		142

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
143	文化・生涯学習課	美術館	宮芳平展チラシ	展覧会周知のため	25年8月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他		
144	文化・生涯学習課	美術館	渡辺千尋展ポスター	展覧会周知のため	25年1月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他		
145	文化・生涯学習課	美術館	渡辺千尋展チラシ	展覧会周知のため	25年1月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他		
146	文化・生涯学習課	美術館	渡辺千尋展リーフレット	展覧会観覧の補助	25年11月	冊子	その他	23	フルカラー	フルカラー	その他		
147	文化・生涯学習課	美術館	区民美術展ポスター	展覧会周知のため	25年1月	ポスター	その他	1	3色	3色	年1回	1回	
148	文化・生涯学習課	美術館	区民美術展チラシ	展覧会周知のため	25年1月	チラシ等	その他	両面	1色	1色	年1回	1回	
149	文化・生涯学習課	美術館	野口哲哉展ポスター	展覧会周知のため	26年1月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他		
150	文化・生涯学習課	美術館	野口哲哉展チラシ	展覧会周知のため	26年1月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他		
151	文化・生涯学習課	美術館	松林桂月展ポスター	展覧会周知のため	26年3月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他		
152	文化・生涯学習課	美術館	松林桂月展チラシ	展覧会周知のため	26年3月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他		
153	文化・生涯学習課	美術館	美術館ニュース平成26年度版	美術館広報用	26年3月	冊子	A5判	16	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
154	文化・生涯学習課	美術館	軽井沢お泊りワークショップチラシ	ワークショップ周知のため	25年9月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他		
155	スポーツ振興課	管理係	スポーツガイドブック	スポーツ施設の利用方法等や事業の概要を周知するため	26年4月	冊子	A4判	62	フルカラー	1色	年1回	1回	
156	スポーツ振興課	管理係	練馬区サンクスマッチチラシ	練馬区サンクスマッチ事業の周知	26年7月	チラシ等	その他	両面	1色	1色	年1回	1回	
157	スポーツ振興課	施設計画担当係	(仮称)練馬総合運動場公園内屋外スポーツ施設整備基本構想	施設整備基本構想冊子	26年3月	冊子	A4判	38	1色	フルカラー	その他	1回	
158	スポーツ振興課	施設計画担当係	練馬区立総合体育館改築事業実施に係る調査報告書	調査報告書	26年3月	冊子	A4判	68	1色	フルカラー	その他	1回	
159	スポーツ振興課	振興係	練馬区スポーツ推進ビジョン	第2期スポーツ振興基本計画冊子	26年3月	冊子	A4判	61	1色	1色	その他	1回	
160	スポーツ振興課	振興係	練馬区スポーツ推進ビジョン概要版	第2期スポーツ振興基本計画概要版	26年3月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	その他	1回	
161	スポーツ振興課	振興係	練馬区スポーツ情報誌「ねりすば」	スポーツ情報誌	26年4月	その他	タブロイド判	4	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回	
162	福祉部	経営課	経営係	災害時要援護者名簿登録票案内文書	区民に災害時要援護者名簿登録票を周知するため	26年5月	その他	その他	両面	2色	2色	年1回	1回
163	経営課	地域福祉係	練馬区おでかけハンドブック 第5版	公共交通機関を用いた移動に困難のある方への情報提供のため	25年3月	冊子	A4判	60	1色	1色	2年に1回		
164	経営課	地域福祉係	おたすけサービスご紹介 第4版	家事援助や見守りなど保険外サービスの情報提供のため	26年4月	冊子	A4判	53	1色	1色	2年に1回		
165	経営課	地域福祉係	ひとり親家庭のしおり	母子家庭、父子家庭、寡婦、寡夫が利用できる各種制度の紹介	25年5月	冊子	A4判	71	2色	2色	2年に1回		
166	経営課	地域福祉係	練馬区民生委員児童委員名簿	練馬区内の民生児童委員名、住所、電話番号を記載。情報を民生児童委員相互および関係機関で共有する。	26年2月	冊子	A4判	65	1色	1色	3年に1回		
167	経営課	地域福祉係	練馬区民生委員担当地域表	練馬区内の民生児童委員の担当区域を記載。情報を民生児童委員相互および関係機関で共有する。	26年2月	冊子	A4判	68	1色	1色	3年に1回		
168	経営課	地域福祉係	練馬区民生児童委員リーフレット	区民へ広く民生児童委員の紹介を行うため	26年3月	チラシ等	A4判	二つ折り両面	フルカラー	フルカラー	その他		
169	経営課	ひと・まちづくり推進係	地域情報誌ねりま	区民に地域福祉活動を広く周知するため	4・7・10・1月の1日	その他	タブロイド判	両面	フルカラー	フルカラー	年複数回	4回	
170	経営課	ひと・まちづくり推進係	建物利用ガイド(谷原フレンド)	利用者が安全・安心・快適に建物を利用するため必要な情報を提供する。	26年3月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	1色	その他	1回	



1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
36,000	あり	227	なし			なし		なし	なし	0		143
500	あり	90	あり	200	20	なし		なし	なし	0		144
12,500	あり	279	なし			なし		なし	なし	0		145
800	なし	273	あり	500	372	なし		なし	なし	150		146
570	あり	30	なし			なし		なし	なし	0		147
7,200	なし	93	なし			なし		なし	なし	0		148
1,030	あり	177	あり	200	213	なし		なし	なし	0		149
40,000	あり	152	なし			なし		なし	なし	0		150
1,030	あり	226	あり	200	64	なし		なし	なし	0		151
30,000	あり	252	なし			なし		なし	なし	0		152
10,000	なし	261	なし			なし		なし	なし	1,000		153
5,000	あり	115	なし			なし		なし	なし	0		154
12,000	なし	699	なし			あり	325	なし	なし	2,070	残部数は10/10現在 スポーツ振興課での在庫数	155
A4 53,000 B4 70,000	あり	264	なし			なし		なし	なし	0		156
200	あり	105	なし			なし		なし	なし	47	残部数は10/10現在	157
50	なし	11	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		158
500	あり	146	なし			なし		なし	なし	0		159
3,000	あり	600	なし			なし		なし	なし	480	残部数は10/10現在	160
10,000	あり	146	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		161
30,700	なし	556	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	12,000	返信用封筒(フルカラー)の中に、案内文書(両面1枚)、登録票(片面1枚・緑1色)を封入し配布している。ここでは案内文について回答するが、1回の印刷費については封入まで含めた金額	162
3,000	あり	208	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	450		163
5,000	あり	273	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	300	次回の発行予定なし	164
3,000	あり	347	なし			あり	0	なし	環境に配慮した用紙の使用	5	次回発行時は音声コードを導入予定	165
1,100	なし	189	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	80	民生児童委員の一斉改選時に発行	166
1,100	なし	161	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	80	民生児童委員の一斉改選時に発行	167
20,000	なし	80	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	11,200		168
15,000	あり	444	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	0		169
3,000	なし	136	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	0		170

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
171	経営課	ひと・まちづくり推進係	まちを笑顔にするアイデア・企画に助成します	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業の募集案内パンフレット	25年4月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
172	経営課	ひと・まちづくり推進係	ふくまち ニュースレター	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業の紹介冊子	26年3月	冊子	A4判	12	1色	1色	年1回	1回
173	経営課	ひと・まちづくり推進係	UDアクション	福祉のまちづくりを普及・啓発するため	25年8月・12月	チラシ等	A4判	4	1色	1色	年複数回	2回
174	経営課	ひと・まちづくり推進係	フォトコンテスト募集チラシ	ユニバーサルデザインに関する写真コンテストの募集案内チラシ	25年9月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	1色	年1回	1回
175	経営課	ひと・まちづくり推進係	みんなに優しい ねりまのまちづくり展	ユニバーサルデザインに関するアトリウム展示会の案内チラシ	25年12月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	1色	年1回	1回
176	経営課	ひと・まちづくり推進係	ポッチャ交流会	ポッチャ交流会事業の案内募集チラシ	25年8月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
177	経営課	ひと・まちづくり推進係	カレッジ祭	パワーアップカレッジ祭の案内チラシ	25年4月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
178	経営課	ひと・まちづくり推進係	カレッジ祭	パワーアップカレッジ祭の案内ポスター	25年4月	ポスター	その他	片面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
179	経営課	ひと・まちづくり推進係	カレッジ生募集チラシ	パワーアップカレッジ学生の募集案内チラシ	25年5月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
180	経営課	ひと・まちづくり推進係	カレッジ生募集ポスター	パワーアップカレッジ学生の募集案内ポスター	25年5月	ポスター	その他	片面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
181	経営課	ひと・まちづくり推進係	地域福祉パワーアップカレッジねりまのご案内	パワーアップカレッジ事業の概要紹介パンフレット	25年8月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	1色	年1回	1回
182	福祉施策調整担当課	高齢調整係	こんにちは高齢者相談センターです	高齢者相談センター(地域包括支援センター)の周知	不定期	チラシ等	A4判	8	2色	2色	年1回	1回
183	高齢社会対策課	管理係	すまいる！敬老館	練馬区立敬老館のご案内	25年4月	冊子	A4判	16	フルカラー	フルカラー	その他	
184	高齢社会対策課	計画係	高齢者の生活ガイド	区が行っている高齢者向けの保健・福祉サービスの概要を1冊にまとめたもの	26年7月	冊子	A4判	112	フルカラー	2色	年1回	1回
185	高齢社会対策課	計画係	練馬区高齢者基礎調査報告書	第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料を得るために実施した高齢者基礎調査の結果報告書	26年3月	冊子	A4判	238	1色	1色	3年に1回	
186	高齢社会対策課	計画係	練馬区高齢者基礎調査報告書(概要版)	練馬区高齢者基礎調査報告書の概要版	26年3月	冊子	A4判	19	2色	2色	3年に1回	
187	高齢社会対策課	計画係	第5期(平成24年～26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	24年～26年度の3年間の計画期間とする、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書	24年3月	冊子	A4判	180	1色	1色	3年に1回	
188	高齢社会対策課	計画係	第5期(平成24年～26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)	24年～26年度の3年間の計画期間とする、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書の概要版	24年3月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	3年に1回	
189	高齢社会対策課	施設係	高齢期を安心して過ごすための住まいのガイドブック	高齢期のリフォームや高齢者向け住まいの紹介	23年3月	冊子	A4判	50	2色	2色	3年に1回	
190	高齢社会対策課	事業係	高齢者いきいき健康事業周知用ポスター	公設掲示板用、協力店配付用	25年9月、26年2月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
191	高齢社会対策課	介護予防係	認知症に強い脳を作ろう！	認知症予防啓発配付用	26年4月、26年12月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
192	高齢社会対策課	介護予防係	認知症に強い脳を作ろう！ポスター	認知症予防啓発掲示用	26年4月	ポスター	その他	7	フルカラー	フルカラー	その他	
193	高齢社会対策課	介護予防係	健康長寿はつらつフェスティバル講演会ポスター	講演会周知用	26年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
194	高齢社会対策課	介護予防係	健康長寿はつらつフェスティバル講演会チラシ	講演会周知用	26年9月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	1色	年1回	1回
195	介護保険課	管理係	すぐわかる介護保険	介護保険制度の案内・啓発	26年4月	冊子	A4判	36	フルカラー	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
1,000	なし	26	なし			なし		UDフォント	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	171
1,500	なし	45	なし			なし		UDフォント	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	172
3,000	なし	2	なし			なし		UDフォント	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	173
2,000	なし	9	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	174
1,000	なし	4	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	175
1,000	なし	2	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	事業委託の中で印刷	176
2,000	なし	55	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	印刷費はポスターの印刷費を含む。	177
200	なし		なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	チラシと一緒に発注したため、印刷費は省略。サイズはA3	178
6,000	なし	89	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	印刷費はポスターの印刷費を含む。	179
900	なし		なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	チラシと一緒に発注したため、印刷費は省略。サイズはA3	180
900	なし	53	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		181
10,000	なし	309	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		182
5,000	あり	231	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	50	発行頻度: 不定期	183
26,000	あり	2,472	なし			あり	420	なし	用紙とインクの両方	2,850		184
400	あり	240	あり	630	6	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	80		185
1,500	あり	225	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	489		186
1,000	あり	550	あり	500	25	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	323		187
3,000	あり	285	なし			なし		音声コード	環境に配慮した用紙の使用	12		188
10,000	なし	681	なし			あり	250	なし	環境に配慮した用紙の使用	110	原則3年に一度だが、25年度は作成せず(26年度作成予定)。印刷費は26年度予算額	189
2,000(A3) 1,000(A3) 1,000(A4)	なし		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	不明	判型: A3、A3、A4 いきいき健康事業の業務委託の一部として練馬区産業振興公社に委託	190
2,200 2,500	なし	79 84	なし			なし		なし	なし	700	原則年に一度だが、内容変更が見込まれたため2回発行とした。	191
1	なし	10	なし			なし		なし	なし	1	判型: A1判 発行頻度: 一度のみ	192
2,000	なし	47	なし			なし		なし	なし	2,000	判型: A3判	193
35,000	あり	116	なし			なし		なし	なし	35,000		194
35,000	あり	1,360	なし			あり	240	その他	用紙とインクの両方	9,650	テーブル版およびデジ版の作成	195

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
196	介護保険課	事業者係	地域密着型サービス利用ガイド	新サービス導入によるパンフレット	24年12月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	3年に1回		
197	介護保険課	給付係	介護サービスの正しい利用法	介護保険サービスの適正な利用方法を周知するため	25年9月	冊子	A4判	36	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
198	介護保険課	資格係	介護保険料のご案内	保険料決定通知書に同封する説明資料	26年6月	チラシ等	A4判	4	2色	2色	年1回	1回	
199	介護保険課	資格係	練馬区の介護保険料	保険料改定時の説明資料	24年6月	チラシ等	その他	4	フルカラー	フルカラー	3年に1回		
200	障害者施策推進課	管理係	障害者福祉のしおり		25年3月	冊子	A4判	157	フルカラー	2色	2年に1回		
201	障害者施策推進課	事業計画担当係	練馬区障害者基礎調査報告書	区民のニーズ等を把握し、次期練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画策定の基礎データとするため	26年3月	冊子	A4判	197	1色	1色	3年に1回		
202	障害者施策推進課	事業計画担当係	練馬区障害者基礎調査報告書(概要版)	区民のニーズ等を把握し、次期練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画策定の基礎データとするため	26年3月	冊子	A4判	19	1色	1色	3年に1回		
203	健康部	健康推進課	庶務係	ねりまの保健衛生(平成26年版)	健康部、保健所、地域医療担当部の事業概要として	26年9月	冊子	A4判	200	1色	1色	年1回	1回
204	健康部	健康推進課	庶務係	練馬区健康実態調査報告書	次期「練馬区健康づくり総合計画」策定のための基礎資料	26年3月	冊子	A4判	140	1色	1色	その他	概ね5年に1回
205	健康部	健康推進課	成人保健係	がん検診再受診動奨八ガキ	再受診動奨事業実施のため	25年10月	その他	その他	圧着八ガキ	3色	3色	年1回	1回
206	健康部	健康推進課	成人保健係	がん検診無料クーポン券	がん検診推進事業実施のため	25年5月	その他	A4判	両面	3色	3色	年1回	1回
207	健康部	健康推進課	成人保健係	検診手帳	がん検診推進事業実施のため	25年5月	冊子	その他	52	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
208	健康部	健康推進課	成人保健係	歯科健康診査を受けましょう	歯科健診受診動奨のため	26年4月	ポスター	その他	1	3色	3色	年1回	1回
209	健康部	健康推進課	成人保健係	健診会場ポスター	練馬区健診の実施医療機関の周知	26年4月	ポスター	その他	1	2色	2色	年1回	1回
210	健康部	健康推進課	成人保健係	30歳代健診・がん検診等のご案内	30歳代健診・がん検診等の実施内容の周知	26年3月・6月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
211	健康部	健康推進課	成人保健係	40歳以上用・がん検診等のご案内	がん検診の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
212	健康部	健康推進課	成人保健係	乳がん検診のお知らせ	乳がん検診の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
213	健康部	健康推進課	成人保健係	子宮がん検診のお知らせ	子宮がん検診の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
214	健康部	健康推進課	成人保健係	健診・がん検診の実施医療機関等一覧表	健診・がん検診を受診できる医療機関の周知	26年6月	チラシ等	A4判	6	1色	1色	年1回	1回
215	健康部	健康推進課	成人保健係	(40歳以上用)健診・がん検診等のご案内	健診・がん検診等の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	12	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
216	健康部	健康推進課	成人保健係	成人歯科健康診査受診券	歯科健診の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
217	健康部	健康推進課	成人保健係	眼科(緑内障等)健康診査受診券	眼科健診の実施内容の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
218	健康部	健康推進課	成人保健係	会場日程表	健診センター・健康診査室での健診実施予定日の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
219	健康部	健康推進課	成人保健係	30歳代専用医療機関名簿	大腸がん検診等を受診できる医療機関の周知	26年6月	チラシ等	A4判	4	1色	1色	年1回	1回
220	健康部	健康推進課	成人保健係	練馬区がん検診等に係る自己負担金の免除について	健(検)診の自己負担金免除申請の周知	26年6月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年1回	1回
221	健康部	健康推進課	成人保健係	健診・がん検診年間予定表	健(検)診における実施期間等の年間予定の周知	25年6月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
222	健康部	健康推進課	母子保健係	母子健康手帳	母子保健法に基づき交付	26年6月	冊子	その他	60	フルカラー	1色	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
10,000	なし	320	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	2,000		196
4,000	あり	787	なし			なし		UDフォント	用紙とインクの両方	1,500		197
152,000	なし	537	なし			なし		なし	なし	不明		198
176,000	なし	715	なし			なし		なし	なし	不明	型判 = 変型 B 7	199
15,000	あり	2,450	なし			あり	163	音声コード	環境に配慮したインクの使用	300	点字版・録音版を委託料にて作成。1,501千円。(点字版100部、テープ版780部、デジ版60部)	200
500	あり	454	あり	400	8	なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	100	障害者計画策定支援業務委託に、報告書印刷も含まれている。	201
2,000	あり		なし			なし		音声コード	環境に配慮した用紙の使用	160		202
430	なし	297	なし			なし		なし	なし	不明	印刷・製本のみ	203
300	あり	4,599	なし			なし		なし	なし	85	印刷費は、区民3004人への調査を含んだ委託料一式	204
22,028	なし	314	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	控え分のみ	子宮がん・女性特有のがん検診用	205
66,250	なし	4,879	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	1,000	子宮・乳・大腸がん検診用	206
67,950	なし		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	500	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	207
380	なし	35	なし			なし		なし	なし	10		208
700	なし	32	なし			なし		なし	なし	5	縦620mm × 横220mm	209
2,600 114,200	あり	313	なし			なし		なし	なし	640	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	210
199,600	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	1,300	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	211
5,000	あり	103	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	1,065		212
5,600	あり	89	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	645		213
418,510	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	310	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	214
220,310	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	665	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	215
62,530	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	283	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	216
37,425	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	233	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	217
185,120	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	562	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	218
113,000	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	132	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	219
452,110	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	1,905	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難	220
2,500	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	876	封入・発送業務と一括のため、印刷費のみの算出は困難。26年度は未作成	221
7,600	なし	804	なし			なし		外国語版	なし	約6,000		222

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
223	健康推進課	母子保健係	出産育児情報	区の妊娠・出産・育児に関する制度、サービスおよび情報等を掲載	26年6月	冊子	A5判	96	フルカラー	2色	年1回	1回
224	健康推進課	母子保健係	母と子の保健バッグの内容について	母子健康手帳交付者へ案内	26年6月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
225	健康推進課	母子保健係	妊婦健康診査のご案内	母子健康手帳交付者へ案内	26年6月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
226	健康推進課	母子保健係	母親学級 パパとママの準備教室のご案内	母子健康手帳交付者へ周知	26年6月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
227	健康推進課	母子保健係	こんにちは赤ちゃん訪問のご案内	妊産婦に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を周知	26年6月	チラシ等	A5判	1	1色	1色	年1回	1回
228	健康推進課	母子保健係	妊婦歯科健診リーフレット	母子健康手帳交付者へ周知	26年6月	チラシ等	A5判	1	1色	1色	年1回	1回
229	健康推進課	母子保健係	父子健康手帳	母子健康手帳の副読本として使用	26年6月	冊子	その他	32	フルカラー	2色	年1回	1回
230	健康推進課	母子保健係	離乳食の進め方の目安	4か月健診等の指導教材として使用	26年4月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
231	健康推進課	母子保健係	練馬区里帰り出産等妊婦健康診査費助成のご案内	都外等で妊婦健診を受診する妊婦に制度を周知	26年6月	チラシ等	A4判	3	1色	1色	年1回	1回
232	健康推進課	母子保健係	あたらしい生命のために	母親学級のテキストとして使用	26年4月	冊子	A4判	123	フルカラー	2色	年1回	1回
233	健康推進課	母子保健係	あつまれ！わんぱく仲間	3歳児健診に来所した保護者に配布	26年6月	冊子	B5判	32	2色	2色	年1回	1回
234	健康推進課	母子保健係	乳幼児事故防止啓発ポスター(乳児版)	乳幼児健診で配布	25年12月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
235	健康推進課	母子保健係	乳幼児事故防止啓発ポスター(幼児版)	乳幼児健診で配布	25年12月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
236	健康推進課	母子保健係	子どもに安全をプレゼント(母親・両親学級用)	母親学級で配布	26年4月	チラシ等	A4判	1	3色	3色	年1回	1回
237	健康推進課	母子保健係	子どもに安全をプレゼント(3～4か月児健診用)	乳幼児健診で配布	26年4月	チラシ等	A4判	1	3色	3色	年1回	1回
238	健康推進課	母子保健係	子どもに安全をプレゼント(1歳6か月児健診用)	乳幼児健診で配布	26年4月	チラシ等	A4判	1	3色	3色	年1回	1回
239	健康推進課	母子保健係	子どもに安全をプレゼント(3歳児健診用)	乳幼児健診で配布	26年4月	チラシ等	A4判	1	3色	3色	年1回	1回
240	健康推進課	母子保健係	赤ちゃんのおみみ	乳幼児健診で配布	26年4月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
241	健康推進課	健康づくり係	禁煙支援パンフレット	妊婦・乳児と同居する喫煙者の禁煙支援	26年6月	冊子	その他	14	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
242	健康推進課	健康づくり係	健康手帳	健康管理・健康増進のため	26年5月	冊子	その他	81	2色	2色	年1回	1回
243	健康推進課	健康づくり係	がん予防講演会ポスター	がん予防講演会周知のため	26年8月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
244	健康推進課	健康づくり係	がん予防講演会チラシ	がん予防講演会周知のため	26年8月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
245	健康推進課	健康づくり係	乳がん月間啓発ポスター	乳がん月間啓発のため	26年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
246	健康推進課	健康づくり係	個別支援型フィットネスクラブ啓発チラシ	事業周知のため	26年5月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
247	健康推進課	健康づくり係	笑い与健康パンフレット	プログラム紹介のため	26年2月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
248	健康推進課	健康づくり係	笑い与健康チラシ	事業周知のため	26年2月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
249	健康推進課	健康づくり係	健康フェスティバル	事業周知のため	25年9月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
250	健康推進課	健康づくり係	乳がん検診実施医療機関マップ	乳がん検診受診促進のため	26年4月	地図	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
251	健康推進課	健康づくり係	練馬区職員体験記 男達の禁煙論	禁煙啓発のため	26年7月	冊子	その他	15	3色	フルカラー	その他	1回
252	健康推進課	歯科保健担当	ねりま お口すっきり体操	ねりま お口すっきり体操の内容をわかりやすく紹介するため	26年4月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	2年に1回	
253	健康推進課	歯科保健担当	お口の健康まつり	イベントの周知のため	25年3月・11月	チラシ等	A4判	1	3色	フルカラー	年複数回	2回
254	健康推進課	歯科保健担当	ねりま お口すっきり体操 しっかり体操	お口と体のストレッチ体操を習慣化することの周知のため	25年11月	チラシ等	その他	2	3色	3色	3年に1回	

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
8,800	なし	665	なし			なし		なし	なし	不明		223
7,000	なし	260	なし			なし		なし	なし	不明		224
7,400	なし	51	なし			なし		なし	なし	不明	事業者から購入。「練馬区」と印字	225
7,000	なし	260	なし			なし		なし	なし	不明		226
7,500	なし	27	なし			なし		なし	なし	不明		227
9,500	なし	51	なし			なし		なし	なし	不明		228
6,200	なし	515	なし			なし		なし	なし	不明	事業者から冊子を購入。表紙に「練馬区」と印字。希望者のみの交付	229
7,500	なし	65	なし			なし		なし	なし	不明		230
7,700	なし	83	なし			なし		なし	なし	不明		231
1,850	なし	399	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から冊子を購入。表紙に「練馬区」と印字	232
6,050	なし	267	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から冊子を購入。表紙に「練馬区」と印字	233
6,500	なし	81	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)	234
6,180	なし	77	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)	235
2,520	なし	45	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から購入。表紙に「特別区」と印字	236
6,720	なし	120	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から購入。表紙に「特別区」と印字	237
6,220	なし	111	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から購入。表紙に「特別区」と印字	238
6,220	なし	111	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から購入。表紙に「特別区」と印字	239
5,620	なし	101	なし			なし		なし	なし	不明	保健相談所で配布(購入のみ)。事業者から購入。表紙に「特別区」と印字	240
2,400	あり	251	なし			なし		なし	なし	1,490		241
37,000	あり	2,517	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	160		242
1,500	あり	31	なし			なし		なし	なし	0		243
2,500	あり	38	なし			なし		なし	なし	100		244
1,500	あり	66	なし			なし		なし	なし	0		245
35,500	あり	122	なし			なし		なし	なし	0		246
300	あり	59	なし			なし		なし	なし	0		247
900	あり	21	なし			なし		なし	なし	0		248
1,000	あり	20	なし			なし		なし	なし	0		249
3,500	あり	65	なし			なし		なし	なし	1,400		250
500	あり	125	なし			なし		なし	なし	100		251
約6,000	あり	103	なし			なし		なし	なし	約7,000		252
約2,500	なし	63	なし			なし		なし	なし	0		253
1,000	あり	100	なし			なし		なし	なし	1,000		254

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
255	健康推進課	栄養指導担当係	食育実践ハンドブック「野菜とれとれ!1日5とれとれ!」	「農地が身近にあるねりまならではの食育」を推進するため	26年1月	冊子	A4判	32	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
256	健康推進課	栄養指導担当係	食育実践ハンドブック周知用ポスター	食育実践ハンドブックの周知のため	26年2月	チラシ等	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
257	健康推進課	栄養指導担当係	食育推進講演会周知用ちらし	食育推進講演会周知のため	26年1月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
258	健康推進課	栄養指導担当係	食育推進講演会資料	食育推進講演会講演資料	26年1月	冊子	A4判	28	フルカラー	1色	年1回	1回
259	健康推進課	栄養指導担当係	健康づくり協力店普及促進事業講演会ちらし	健康づくり協力店講演会周知と啓発のため	26年1月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	1色	その他	
260	健康推進課	栄養指導担当係	食情報ポスター	健康づくり協力店事業で使用のため	26年3月	チラシ等	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	
261	生活衛生課	管理係	愛犬手帳	犬の登録・狂犬病予防注射・動物愛護等の周知	26年2月	冊子	その他	14	1色	1色	年1回	1回
262	生活衛生課	食品衛生担当係	営業許可申請書用パンフレット	許可までの手続等の周知するため(新たに営業許可を受ける方向向け)	25年12月	チラシ等	その他	4	2色	2色	その他	必要に応じて
263	生活衛生課	食品衛生担当係	新1年生向け手洗い指導教材	食中毒予防の基本である手洗いの普及のため	26年3月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
264	生活衛生課	食品衛生担当係	新1年生向け手洗い指導教材用シール	食中毒予防の基本である手洗いの普及のため	26年3月	その他	A5判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
265	生活衛生課	食品衛生担当係	妊婦向け食品衛生リーフレット	妊娠中、注意が必要な食中毒菌や食品について周知するため	26年3月	チラシ等	A5判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
266	保健予防課	予防係	子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けるみなさまへ(リーフレット)	子宮頸がん予防ワクチンの接種の有効性とリスクの周知	25年7月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	フルカラー	その他	必要に応じて
267	保健予防課	予防係	インフルエンザ予防接種ポスター	インフルエンザ予防接種助成の周知	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
268	保健予防課	予防係	大人の風しん予防接種ポスター	大人の風しん予防接種助成の周知	25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	必要に応じて
269	保健予防課	感染症指導係	性感染症(STI)ってどんな病気	性感染症予防の啓発	26年3月	冊子	その他	20	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
270	保健予防課	感染症指導係	ともに生きるためにHIV/AIDS	HIV/AIDS予防の啓発	26年3月	冊子	その他	18	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
271	保健予防課	精神保健係	練馬区ゲートキーパー手帳	ゲートキーパーの育成	25年9月	冊子	その他	28	フルカラー	3色	年1回	1回
272	保健予防課	精神保健係	こころの健康(クリアフォルダー)	自殺予防	26年2月	その他	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
273	保健予防課	精神保健係	「疲れてる?」心の声を聴いてみて。自殺予防ポスター	自殺予防	26年2月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
274	保健予防課	精神保健係	「疲れてる?」心の声を聴いてみて。自殺予防名刺サイズカード	自殺予防	26年2月	チラシ等	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
275	豊玉保健相談所(ほか5保健相談所分合算)	栄養担当係	育児と離乳食 2回食~3回食	栄養指導	25年12月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
276	豊玉保健相談所	栄養担当係	うちのごはんはおいしいね!~すこやか親子の食事講習会~	栄養指導	25年12月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
277	豊玉保健相談所	栄養担当係	健康的な食習慣を身につけるために=幼児期の食育=	栄養指導	25年12月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
278	豊玉保健相談所(ほか5保健相談所分合算)	歯科健康担当係	フッ素を使ったむし歯予防	歯科指導	26年2月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
279	地域医療担当部	地域医療課	管理係	小児救急医療のご案内	26年1月	チラシ等	A5判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
280	地域医療担当部	地域医療企画調整課	地域医療企画調整担当係	看護職員フェアポスター	26年6月・11月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
281	地域医療担当部	地域医療企画調整課	地域医療企画調整担当係	看護職員フェアチラシ	26年6月・11月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回



1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
20,000	あり	1,346	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	10,000	残部数については、食育事業での活用を計画しているため	255
1,000	なし	30	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	食育実践ハンドブックを区内医療機関等に閲覧用として配布しており、その周知用のポスター	256
4,000	なし	34	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		257
300	なし	76	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		258
1,500	あり	36	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		259
A3版 500 A4版 2,000	なし	62	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		260
3,000	なし	86	なし			なし		なし	なし	2,400		261
2,000	なし	85	なし			なし		なし	なし	1,700		262
6,500	なし	11	なし			なし		なし	なし	50		263
6,500	なし	15	なし			なし		なし	なし	50		264
7,100	なし	9	なし			なし		なし	なし	0		265
10,000	あり	82	なし			なし		なし	なし	200		266
400	なし	48	なし			なし		なし	なし	10		267
500	なし	82	なし			なし		なし	なし	10		268
300	なし	23	なし			なし		なし	なし	40		269
50	なし	4,400	なし			なし		なし	なし	10		270
1,000	あり	116	なし			なし		なし	なし	100		271
4,000	なし	191	なし			なし		なし	なし	なし		272
680	あり	81	なし			なし		なし	なし	不明		273
10,000	なし	46	なし			なし		なし	なし	1,200		274
1,600	なし	69	なし			なし		カラーUD	なし	不明	育児と離乳食(2~3回食)講習会配付資料 年間8回	275
7,000	なし	140	なし			なし		カラーUD	なし	1,500	1歳からの食事講習会配布資料 6保健相談所 年間計138回	276
7,000	なし	77	なし			なし		カラーUD	なし	1,500	3歳からの食事講習会配布資料 6保健相談所 年間計142回	277
6,000	なし	35	なし			なし		カラーUD	なし	不明	1歳6か月児歯科健康診査配布資料 年間24回	278
14,000	あり	357	なし			なし		なし	なし	不明		279
1,400	あり	58	なし			なし		なし	なし	不明	版型:A3版	280
1,200	あり	39	なし			なし		なし	なし	不明		281

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
282	環境課	まち美化推進係	一斉清掃ポスター	区内一斉清掃周知用	25年4月 25年9月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
283	環境課	まち美化推進係	ねりまのかんきょう	調査の結果、環境の監視、測定の結果、環境の保全に関する施策の実施状況についての報告	26年9月	冊子	A4判	158	3色	1色	年1回	1回
284	環境課	まち美化推進係	歩行喫煙およびたばこのポイ捨ての禁止に関するチラシ	歩行喫煙およびたばこのポイ捨ての禁止を広く区民に周知するため	25年6月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
285	環境課	環境計画推進係	もっと！青い空	区民の環境意識の向上を図るため	26年6月	チラシ等	A4判	4	2色	2色	年複数回	2回
286	環境課	環境計画推進係	区立施設用 節電ポスター	区立施設の節電について区民に周知するため	26年6月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
287	環境課	地球温暖化対策係	LED節電プロジェクトポスター	LED節電プロジェクト事業周知のため	25年4月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
288	環境課	地球温暖化対策係	LED節電プロジェクトリーフレット	LED節電プロジェクト事業周知のため	25年4月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
289	環境課	地球温暖化対策係	環境月間行事ポスター	環境月間行事周知のため	25年5月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
290	環境課	地球温暖化対策係	節電啓発ポスター	夏期節電啓発のため	25年6月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
291	環境課	地球温暖化対策係	ねりまエコアドバイザーチラシ	ねりまエコアドバイザー事業周知のため	25年9月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
292	環境課	地球温暖化対策係	環境作文コンクール入賞作品集	環境作文コンクール入賞作品発表のため	25年12月	冊子	A5判	44	フルカラー	1色	年1回	1回
293	環境課	地球温暖化対策係	地球温暖化防止宣言シール	地球温暖化対策設備設置補助金交付者に対する環境啓発のため	25年7月	その他	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
294	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェックシート(小学生用)	エコライフチェック事業実施のため	25年9月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
295	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェックシート(中学生用)	エコライフチェック事業実施のため	25年9月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
296	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェックシート(高校生以上)	エコライフチェック事業実施のため	25年9月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
297	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェックシート(イベント用)	エコライフチェック事業実施のため	25年9月	チラシ等	A4判	2	1色	1色	年1回	1回
298	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェックシート 依頼	エコライフチェック事業実施のため	25年9月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
299	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェック報告書概要書	エコライフチェック事業実施のため	26年2月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
300	環境課	地球温暖化対策係	エコライフチェック事業報告書	エコライフチェック事業実施のため	26年3月	冊子	A4判	39	1色	1色	年1回	1回
301	みどり推進課	みどり事業係	ねりまの憩いの森	憩いの森の案内	26年3月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	2年に1回	
302	みどり推進課	みどり協働係	練馬みどりの葉っぱい基金	基金の紹介	26年1月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	その他	
303	みどり推進課	みどり協働係	びいちゃんファンクラブ 会員募集チラシ兼申し込み用紙	会員募集案内、申し込み用紙	26年3月	チラシ等	その他	2	フルカラー	1色	年1回	1回
304	みどり推進課	みどり協働係	びいちゃんファンクラブ 会員募集ポスター	会員募集案内	26年3月	ポスター	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
305	みどり推進課	みどり協働係	びいちゃんファンクラブ 会員募集ポスター	会員募集案内	26年3月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
306	みどり推進課	みどり協働係	びいちゃんファンクラブ 会員募集ポスター	会員募集案内	26年3月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
307	みどり推進課	みどり協働係	びいちゃんファンクラブ 会員募集ポスター	会員募集案内	26年3月	ポスター	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
308	みどり推進課	みどり協働係	育てよう！広げよう！みどりのカーテンプロジェクト ゴーヤー育成ブック	啓発冊子、アンケート	26年4月	冊子	A5判	12	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
309	みどり推進課	花とみどりの相談所	練馬区立牧野記念庭園	牧野記念庭園を紹介するため	26年4月	チラシ等	A5判	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
310	みどり推進課	花とみどりの相談所	牧野記念庭園の植物	牧野記念庭園の植物を紹介するため	26年4月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
311	清掃リサイクル課	計画調整係	平成25年度練馬区資源・ごみ排出実態調査報告書	家庭から排出される資源・ごみの組成割合を把握するため	26年2月	冊子	A4判	68	1色	1色	年1回	1回
312	清掃リサイクル課	計画調整係	雑紙回収袋	雑紙を資源回収するための普及啓発用に配布する。	26年3月	その他	その他	2	2色	2色	その他	
313	清掃リサイクル課	清掃事業係	資源・ごみの分け方と出し方	区民向け正しい資源・ごみの分け方と出し方の周知のため	26年4月	冊子	A4判	36	フルカラー	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
1,000 1,300	なし	31	なし			なし		なし	なし	10	町会ボランティア団体へ郵送。公設掲示板へ掲示依頼	282
500	あり	255	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100	26年9月中旬より配布開始	283
約16,000	あり	52	なし			なし		外国語版	なし	100		284
2,000	なし	43	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		285
1,000	あり	46	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	180		286
1,050	あり	33	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	0		287
18,000	あり	143	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	0		288
700	あり	37	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	0		289
700	あり	34	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	0		290
1,000	あり	42	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		291
1,500	あり	173	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0		292
1,000	なし	63	なし			なし		なし	環境に配慮したインクの使用	0		293
26,000	なし	260	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	294
11,500	なし	173	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	295
42,000	なし	126	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	296
1,000	なし	35	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	297
37,500	なし	112	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	298
40,000	なし	200	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	0	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	299
1,300	なし	260	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	70	エコライフチェック事業運営補助委託料に含む。	300
4,500	なし	211	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	4,500	B2判両面8つ折り	301
5,000	なし	137	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	3,527	ホームページには主要部のみ掲載	302
7,000	あり	49	なし			なし		なし	なし	1,566		303
400	なし	10	なし			なし		なし	なし	347		304
100	なし	6	なし			なし		なし	なし	80	A3縦	305
50	なし	4	なし			なし		なし	なし	33	A3横	306
500	なし	55	なし			なし		なし	なし	0	屋外掲示用	307
10,000	あり	238	なし			なし		なし	なし	1,400		308
10,000	なし	195	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	9,600	両観音折	309
10,000	なし	321	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	6,000	横105mm×縦195mm 二つ折り+W折り	310
200	あり	79	なし			なし		なし	なし	49		311
10,000	なし	216	なし			なし		なし	なし	不明		312
50,000	あり	1,363	なし			あり	90	なし	環境に配慮した用紙の使用	4,000		313

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
314	清掃リサイクル課	清掃事業係	(外国語版)資源・ごみの分け方と出し方 タガログ語	区民向け正しい資源・ごみの分け方と出し方の周知のため	26年4月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
315	清掃リサイクル課	清掃事業係	できることからはじめよう	資源・ごみの流れの周知 環境学習用(小学4年生)	26年3月	冊子	A4判	16	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
316	清掃リサイクル課	清掃事業係	ねりまの環	区民向け正しい資源・ごみの分け方と出し方等の周知	25年1月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
317	清掃リサイクル課	清掃事業係	(外国語版)資源・ごみの分け方と出し方 英語、中国語、ハングル、タガログ語	区民向け正しい資源・ごみの分け方と出し方の周知のため	25年4月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	その他	
318	練馬清掃事務所	事業調整係	年末年始ごみ収集チラシ	年末年始のごみ収集日程を周知するため	25年12月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
319	練馬清掃事務所	作業係	練馬清掃事務所管内地図	収集作業計画作成用ほか	25年11月	地図	その他	1	1色	1色	年1回	1回
320	都市整備部 都市計画課	都市計画担当係1	練馬区まちづくり条例のあらまし	練馬区まちづくり条例及び規則の周知のため	26年6月	冊子	A4判	58	2色	2色	年1回	1回
321	都市整備部 都市計画課	都市計画担当係2	練馬区都市計画図2	都市施設等を掲載した地図	26年4月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
322	都市整備部 都市計画課	都市計画マスタープラン担当係	震災復興の進め方『練馬区震災復興マニュアル』のあらまし	震災復興の重要性を広く周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
323	都市整備部 都市計画課	土地利用計画担当係	練馬区都市計画図1	用途地域等を掲載した地図	26年4月	地図	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
324	都市整備部 都市計画課	土地利用計画担当係	練馬区の土地利用	土地利用現況調査の集計・分析をまちづくりの基礎資料とするため	26年3月	冊子	A4判	96	フルカラー	フルカラー	その他	
325	交通企画課	交通企画担当係	ポケット時刻表	みどりバスの各ルート・時刻表の周知とともに消費税引き上げに伴う運賃改定を周知するため	26年3月	チラシ等	A5判	2	フルカラー	フルカラー	その他	2~3回(在庫なくなり次第・料金等変更あり次第)
326	交通企画課	交通企画担当係	氷川台ルート再編の周知チラシ	氷川台ルート再編を周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	その他	1回限り
327	まちづくり推進調整課	推進調整担当係	光が丘地区地区計画リーフレット	地区計画に定める内容を地区内権利者等に周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	3年に1回	
328	まちづくり推進調整課	推進調整担当係	環状七号線沿道地区計画リーフレット	沿道地区計画に定める内容を地区内権利者等に周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	3年に1回	
329	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係1	中村橋駅北口地区地区計画のパンフレット	地区計画策定にあたり、概要をまとめたパンフレット	25年7月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	その他	
330	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係2	放射35号線沿道周辺地区まちづくり通信	放射35号線沿道周辺地区のまちづくりの状況を地域へ周知する。	25年12月 26年2月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
331	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係2	放射35号線沿道周辺地区まちづくり構想	住民が検討したまちの将来像	25年12月	冊子	A4判	8	1色	フルカラー	年1回	1回
332	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係2	放射35号線沿道周辺地区重点地区まちづくり計画(素案)説明開催のお知らせ	説明会の開催日程、内容の紹介	26年1月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
333	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係2	放射36号線沿道周辺地区まちづくりニュース	放射36号線沿道周辺地区のまちづくりの状況を地域へ周知する。	26年2月・3月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
334	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係3	えこだより	地権者およびお住まいの区民に対し、区で行っているまちづくりを周知するため	26年1月・3月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	年複数回	2回
335	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係3	北町地区まちづくりニュース	地権者およびお住まいの区民に対し、区で行っているまちづくりを周知するため	25年7月 25年12月 26年3月	チラシ等	A4判	4	3色	3色	年複数回	3回
336	東部地域まちづくり課	まちづくり担当係4	豊井・富士見台地区まちづくり通信	地権者およびお住まいの区民に対し、区で行っているまちづくりを周知するため	25年6月・11月・26年3月	チラシ等	A4判	4	2色	2色	年複数回	2回
337	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	大泉学園駅北口地区まちづくりニュース	地元住民にまちづくりの進捗状況をお知らせするため	26年8月	チラシ等	その他	両面	1色	1色	年複数回	2回
338	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	大泉学園駅周辺地区まちづくり推進業務支援委託報告書	委託内容における業務結果をまとめるため	26年3月	冊子	A4判	85	1色	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
2,000	あり	66	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	2,000		314
7,000	あり	181	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	800		315
60,000	あり	279	なし			あり	40	なし	環境に配慮した用紙の使用	1,500		316
各3,000(英・中・ハングル)、1,500(タガログ語)	あり	122	なし			なし		外国語版	環境に配慮した用紙の使用	3,500	[残部数] 英語1,500部、中国1,000部、ハングル1,000部	317
33,350	あり	144	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	20	区内集積所看板に貼付	318
200	なし	20	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	20	所内作業用資料	319
8,000	あり	820	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	5,800		320
1,000	あり	570	あり	600	175	なし		なし	環境に配慮したインクの使用	300	都や他区、庁内関係課へ約500部配布	321
2,000	あり	147	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	1,500	平成20年初版の内容で毎年増刷している。	322
1,000	あり	460	あり	500	不明	なし		なし	環境に配慮したインクの使用	200	都や他区、庁内関係課へ約500部配布	323
400	なし	320	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100	都や他区、庁内関係課へ約300部配布	324
16,000～45,000(在庫により適宜)	あり	62(16,000部の場合)	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	50,000	ホームページに実質的に同内容の記事を掲載。発行部数は適宜	325
10,000	あり	40	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0	ホームページに実質的に同内容の記事を掲載	326
500	あり	91	なし			なし		なし	なし	500		327
500	あり	78	なし			なし		なし	なし	430		328
500	あり	42	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	490		329
8,500	あり	104	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100		330
8,500	あり	208	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100		331
8,500	あり	208	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100		332
1,200	あり	25	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	30		333
8,200	あり	109	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	500		334
4,000	あり	80	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	200		335
9,500	あり	190	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		336
3,300	あり	98	なし			なし		なし	なし	81	A3サイズ	337
10	なし	18	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	10	主に庁内資料	338

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数	
339	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	上石神井駅周辺地区まちづくり業務委託報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	冊子	A4判	106	1色	フルカラー	年1回	1回	
340	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	武蔵関駅周辺地区まちづくり業務委託報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	冊子	A4判	94	1色	フルカラー	年1回	1回	
341	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想(素案)	まちづくりの目標・方針の説明会	25年11月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他		
342	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想(案)の説明会開催案内	開催案内	26年3月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他		
343	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想(案)	まちづくりの目標・方針の説明会	26年3月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他		
344	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想	まちづくりの目標・方針	26年5月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他		
345	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	上井草駅周辺地区まちづくり業務報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	冊子	A4判	131	1色	フルカラー	年1回	1回	
346	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	上井草駅周辺地区まちづくり構想(素案)	まちづくりの目標・方針の説明会	26年2月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他		
347	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	上井草駅周辺地区まちづくり構想(案)の説明会開催案内	開催案内	26年8月	チラシ等	A4判	1	フルカラー	フルカラー	その他		
348	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	上井草駅周辺地区まちづくり構想(案)	まちづくりの目標・方針	26年8月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	フルカラー	その他		
349	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	神神井公園駅周辺地区まちづくり業務委託報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	その他	A4判	234	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
350	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	東京外かく環状道路沿道地区まちづくり方針策定等業務委託報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	その他	A4判	187	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
351	西部地域まちづくり課	まちづくり担当係	放射7号線沿道周辺地区まちづくり業務委託報告書	委託内容の業務結果をまとめるため	26年3月	その他	A4判	780	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
352	大江戸線延伸推進課	大江戸線延伸推進担当係	大泉町・大泉学園町地区沿道まちづくりだより	補助230号線沿道周辺地区のまちづくりの状況を地域へ周知する。	26年3月	チラシ等	A4判	2	1色	1色	年1回	1回	
353	住宅課	住宅係	区営住宅入居者募集案内	区営住宅の入居者募集	25年5月	冊子	A4判	16	1色	1色	年1回	1回	
354	住宅課	住宅係	住マイルライフ	区営住宅入居者への情報発信	25年6月	冊子	A4判	8	1色	1色	年1回	1回	
355	住宅課	住宅係	区立高齢者集合住宅入居者募集案内	区立高齢者集合住宅入居者募集	25年11月	冊子	A4判	12	1色	1色	年1回	1回	
356	住宅課	住宅係	都営住宅(地元割当)入居者募集案内	都営住宅(地元割当)入居者募集	25年5月	冊子	A4判	8	1色	1色	年1回	1回	
357	住宅課	住宅係	都営住宅(地元割当)入居者募集案内	都営住宅(地元割当)入居者募集	25年8月	冊子	A4判	8	1色	1色	年1回	1回	
358	住宅課	住宅係	都営住宅(地元割当)入居者募集案内	都営住宅(地元割当)入居者募集	25年11月	冊子	A4判	8	1色	1色	年1回	1回	
359	住宅課	住宅係	都営住宅(地元割当)入居者募集案内	都営住宅(地元割当)入居者募集	26年2月	冊子	A4判	8	1色	1色	年1回	1回	
360	開発調整課	管理係	ワンルーム形式集合住宅の建築の手引き	ワンルーム条例の手引を掲載	26年2月	冊子	A4判	30	1色	1色	年1回	1回	
361	開発調整課	調整係	ゆずりあって住みよいまちに！ - 練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例・施行規則 -	建築紛争の予防と調整の手続を掲載	25年9月	冊子	A4判	37	1色	1色	年1回	1回	
362	建築課	耐震化促進係	安全・安心なまちづくりを目指す建築物に係る耐震支援制度の手引き	旧耐震基準で建てられた建築物の所有者への耐震化の必要性和支援についての周知のため	26年7月	冊子	A4判	14	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
363	建築課	道路拡幅助成	狭い道路を拡幅するために	助成事業の案内	26年4月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
364	建築課	福祉のまちづくり係	練馬区福祉のまちづくり推進条例の概要	条例を区民や事業者に広く周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	2色	年1回	1回	
365	建築課	福祉のまちづくり係	練馬区福祉のまちづくり整備助成の概要	助成金制度や助成金を利用した整備事例を分かりやすく周知するため	26年3月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	2色	年1回	1回	
366	土木部	計画課	計画係	大泉学園駅南側みちづくり・まちづくり通信	都市計画道路補助135号線等の整備に向けて周知を図るため	25年12月	チラシ等	A4判	4	3色	フルカラー	その他	
367	土木部	計画課	公園計画係	練馬区都市公園等現況図	公園の維持管理用に使用	25年4月	地図	その他	1	フルカラー	フルカラー	2年に1回	
368	交通安全課	自転車対策係	光が丘で自転車レーン始まる	自転車レーン整備の周知と利用促進のため	26年3月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	その他	1回	
369	交通安全課	安全対策係	交通安全ルール&マナーブック	交通安全ルールとマナーの啓発のため	25年7月	冊子	その他	15	フルカラー	フルカラー	その他	1回	

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
10	なし	9	なし			なし		なし	なし	4	主に店内資料	339
10	なし	30	なし			なし		なし	なし	4	主に店内資料	340
10,200	なし	260	なし			なし		なし	なし	0	観音開き。地区内および地区外権利者、窓口配布	341
10,200	なし	58	なし			なし		なし	なし	0	地区内および地区外権利者、窓口配布	342
300	なし	27	なし			なし		なし	なし	0	観音開き。地区内および地区外権利者、窓口配布	343
10,000	あり	258	なし			なし		なし	なし	200	観音開き。地区内および地区外権利者、窓口配布	344
10	なし	30	なし			なし		なし	なし	4	主に店内資料	345
2,800	あり	168	なし			なし		なし	なし	0	観音開き。地区内および地区外権利者、窓口配布	346
2,800	なし	140	なし			なし		なし	なし	0	地区内および地区外権利者、窓口配布	347
300	なし	130	なし			なし		なし	なし	90	観音開き。地区内および地区外権利者の説明会用、窓口配布	348
2	なし	30	なし			なし		なし	なし	0	主に店内資料	349
10	なし	8	なし			なし		なし	なし	0	主に店内資料	350
2	なし	30	なし			なし		なし	なし	0	主に店内資料	351
4,500	なし	135	なし			なし		なし	なし	0		352
3,700	あり	82	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0(廃棄済)		353
900	あり	31	なし			なし		なし	なし	0(廃棄済)		354
2,500	あり	74	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	約100(一部廃棄)		355
7,500	あり	88	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0(廃棄済)		356
4,500	あり	67	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0(廃棄済)		357
7,200	あり	85	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	約100(一部廃棄)		358
4,500	あり	66	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	約100(一部廃棄)		359
3,000	あり	159	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	1,500		360
4,000	あり	100	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	100		361
2,000	なし	117	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	1,600		362
1,000	あり	114	なし			なし		なし	なし	500		363
1,000	あり	85	なし			なし		なし	なし	約600		364
2,000	あり	141	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	約500		365
8,000	あり	300	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		366
400	なし	429	なし			なし		なし	なし	80	B1版、7色	367
10,000	なし	200	なし			なし		なし	なし	不明	自転車レーンの誘導案内業務委託の一環として発行	368
3,000	なし	170	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	400		369

	部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
370	会計管理室	会計管理室	出納係	平成25年度(2013年度)練馬区各会計歳入歳出決算書	議案として区議会へ提出する他、区民等への閲覧に供し、決算状況を広く公表するため	26年8月	冊子	A4判	441	1色	1色	年1回	1回
371	会計管理室	会計管理室	出納係	平成25年度(2013年度)練馬区各会計歳入歳出決算説明書	決算書の内容をより細かく説明するものとして、決算書と同様、決算状況を広く公表するため	26年8月	冊子	A4判	657	1色	1色	年1回	1回
372	教育振興部	教育総務課	庶務係	教育だより	児童・生徒の保護者をはじめとする多くの区民に教育行政について周知し、興味をもってもらう。	26年7月	チラシ等	A4判	8	2色	1色	年複数回	4回
373	教育振興部	教育総務課	庶務係	練馬区教育要覧	教育委員会の基本的情報や学校教育等についての事業概要、事業実績報告、施設情報等を周知する。	26年9月	冊子	A4判	202	1色	1色	年1回	1回
374	教育振興部	教育総務課	学校保健係	小学校移動教室 下田	児童への移動教室の事前学習のため	26年3月	冊子	A5判	64	フルカラー	1色	年1回	1回
375	教育振興部	教育総務課	学校保健係	小学校移動教室 岩井	児童への移動教室の事前学習のため	26年3月	冊子	A5判	64	フルカラー	1色	年1回	1回
376	教育振興部	教育総務課	学校保健係	小学校移動教室 軽井沢	児童への移動教室の事前学習のため	26年3月	冊子	A5判	56	フルカラー	1色	年1回	1回
377	教育振興部	教育総務課	学校保健係	小学校移動教室 武石	児童への移動教室の事前学習のため	26年3月	冊子	A5判	64	フルカラー	1色	年1回	1回
378	教育振興部	教育総務課	学校保健係	中学校 SKI移動教室 武石・軽井沢	生徒へのスキー移動教室の事前指導のため	26年11月	冊子	A5判	54	フルカラー	1色	年1回	1回
379	教育振興部	教育総務課	学校保健係	中学校 臨海学校 下田・岩井	生徒への臨海学校の事前指導のため	25年7月	冊子	A5判	52	フルカラー	1色	年1回	1回
380	教育振興部	教育総務課	少年自然の家係	ヘルデ宿泊ガイド	施設案内および利用促進のため	25年4月	チラシ等	A4判	2	フルカラー	フルカラー	その他	
381	教育企画課	新しい学校づくり担当係	平成24・25年度小中一貫教育乗り入れ授業報告	25年度小中連携推進教員研修資料	25年12月	冊子	A4判	46	1色	1色	その他		
382	教育企画課	新しい学校づくり担当係	2012ねりまの小中一貫教育	小中一貫教育の紹介、周知	24年11月	チラシ等	A4判	6	フルカラー	フルカラー	2年に1回		
383	教育企画課	新しい学校づくり担当係	練馬区小中一貫教育研究報告書	小中一貫教育の紹介、周知	24年11月	冊子	A4判	140	1色	1色	2年に1回		
384	学務課	管理係	私たちの練馬 2014	中学校社会科副読本	26年3月	冊子	A4判	148	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
385	学務課	管理係	わたしたちの練馬区・東京都	小学校社会科副読本	26年3月	冊子	その他	208	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
386	学務課	管理係	文集 練馬の子ら	小学校国語科副教材	26年3月	冊子	A5判	68	1色	1色	年1回	1回	
387	学務課	学事係	平成27年度入学 練馬区立中学校 学校案内	中学校入学時の学校選択に当たり、学校情報を提供するため	26年9月	冊子	A4判	96	フルカラー	2色	年1回	1回	
388	施設給食課	学校給食係	ねりまのきゅうしょく	小学1年生に給食の説明資料として入学時に配布するため	26年4月	冊子	A4判	11	2色	2色	年1回	1回	
389	教育指導課	管理係	教育指導課要覧	教育指導課業務、事業説明用(配布先:区立小中学校ほか関係機関)	25年7月	冊子	A4判	90	1色	1色	年1回	1回	
390	教育指導課	管理係	練馬区道徳資料	小中学校教員用道徳指導資料	26年3月	冊子	A5判	128	1色	1色	その他		
391	教育指導課	管理係	体力調査報告書	児童生徒の体力調査結果報告(配布先:区立小中学校ほか関係機関)	26年3月	冊子	A4判	38	1色	1色	その他		
392	教育指導課	管理係	いじめ防止ポスター	いじめ防止啓発用ポスター(掲出場所:区立小中学校、区立施設)	26年1月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
393	学校教育支援センター	研究相談係	健やかに育てる	家庭教育手引書。幼稚園児、小学校低・中・高学年、中学生の保護者向け	26年3月	チラシ等	A4判	8	フルカラー	1色	年1回	1回	
394	学校教育支援センター	研究相談係	子供電話相談カード	教育相談の周知、利用のため。区立幼稚園児、小・中学生用	26年3月	チラシ等	その他	両面	フルカラー	フルカラー	年1回	1回	
395	学校教育支援センター	研究相談係	教育相談 48	24年度の教育相談等事業実績報告書	25年8月	冊子	A4判	88	1色	1色	年1回	1回	



1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
510	なし	523	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	約25	残部には、区議改選対応分を含む。	370
560	あり	847	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	約25	残部には、区議改選対応分を含む。	371
62,000	あり	482	なし			なし		その他	環境に配慮した用紙の使用	200	印刷色数(表紙):2回はフルカラー、2回は2色。 印刷色数(本文):1色(ただし、一部ページのみ、2回はフルカラー、2回は2色)。 ユニバーサルデザイン等の取組:音声版を作成	372
520	なし	258	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	20		373
3,096	なし	286	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	100		374
3,166	なし	293	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	60		375
3,203	なし	296	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	60		376
3,023	なし	279	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	30		377
5,220	なし	343	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	60		378
4,460	なし	304	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	2		379
10,000	あり	158	なし			なし		なし	なし	4,000	A4 3つ折り両面カラー印刷	380
300	なし	66	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	30		381
59,000	あり	434	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	2,000		382
2,500	なし	299	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	70		383
5,286	なし	2,065	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	150		384
6,042	なし	3,560	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	240		385
37,498	なし	3,859	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	なし	残部なし	386
7,250	あり	987	なし			なし		なし	なし	200	印刷色数(本文)は一部フルカラー有	387
6,200	なし	157	なし			なし		なし	なし	250		388
450	なし	153	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	0		389
300	なし	142	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		390
400	なし	54	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		391
2,850	なし	171	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		392
24,030	なし	590	なし			なし		なし	なし	なし		393
50,000	なし	74	なし			なし		なし	なし	なし	名刺サイズ	394
800	なし	147	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	なし		395

部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
396	光が丘図書館	管理係	練馬区立図書館ビジョン	策定した図書館ビジョンについて広く周知するため	25年6月	冊子	A4判	40	フルカラー	1色	その他	
397	光が丘図書館	管理係	練馬区立図書館ビジョン概要版	策定した図書館ビジョンについて広く周知するため	25年6月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	フルカラー	その他	
398	光が丘図書館	事業統括係	図書館だより	図書館や読書に関する広報活動を行うため	26年7月	冊子	A4判	8	フルカラー	フルカラー	年複数回	3回
399	光が丘図書館	子供事業統括係	図書館利用案内	教員向け、学校支援事業に使用するため	26年4月	チラシ等	A4判	4	1色	1色	年1回	1回
400	光が丘図書館	子供事業統括係	としょかんへおいでよ	新小学1年生への図書館利用案内	26年4月	チラシ等	A5判	4	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
401	光が丘図書館	子供事業統括係	ほんだな	乳幼児・児童への読書活動啓発および区立図書館主な行事の案内のため	26年9月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年複数回	12回
402	光が丘図書館	子供事業統括係	中学生のあなたにおくるブックリスト	中学生への読書活動啓発のため	26年10月	チラシ等	A4判	両面	1色	1色	年複数回	3回
403	光が丘図書館	子供事業統括係	よんでみようこんなほん(4種類)	乳幼児・児童への読書活動啓発のため	26年7月	チラシ等	A5判	8	1色	1色	年1回	1回
404	光が丘図書館	子供事業統括係	子ども読書の日記念事業周知用ポスター	乳幼児・児童への読書活動啓発のため	26年4月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
405	光が丘図書館	子供事業統括係	子ども読書の日記念事業周知用チラシ	乳幼児・児童への読書活動啓発のため	26年4月	チラシ等	A4判	1	1色	1色	年1回	1回
406	光が丘図書館	子供事業統括係	練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)改訂版	練馬区子ども読書活動推進計画の改訂のため	26年3月	冊子	A4判	46	フルカラー	1色	その他	
407	子育て支援課	児童手当係	子ども医療費助成のてびき	子ども医療証の使用の仕方、ご案内	26年1月	冊子	その他	10	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
408	子育て支援課	子ども育成係	練馬こどもまつりポスター	練馬こどもまつり開催の周知のため	26年4月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
409	子育て支援課	子育て支援計画担当係	練馬区子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るニーズ調査報告書	ニーズ調査の結果を掲載	26年1月	冊子	A4判	487	1色	1色	その他	
410	子育て支援課	子育て支援計画担当係	練馬区子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るニーズ調査報告書(中学生・高校生)	ニーズ調査の結果を掲載	26年3月	冊子	A4判	58	1色	1色	その他	
411	子育て支援課	子育て支援計画担当係	練馬区子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るニーズ調査報告書(概要版)	ニーズ調査の結果を掲載	26年1月	冊子	A4判	54	1色	1色	その他	
412	保育課	保育運営係	おとうさんおかあさんのてびき	園生活全般の説明と子育てに関する情報提供のため	26年2月	冊子	A5判	40	1色	1色	年1回	1回
413	保育課	保育運営係	大地震にそなえて	災害時における保育園の対応と情報伝達方法を周知するため	26年2月	冊子	A5判	8	1色	1色	年1回	1回
414	保育課	入園相談係	平成26年度 練馬区認可保育園入園のしおり	保護者に保育園入園申込手続方法を周知するため	25年10月	冊子	A4判	32	1色	1色	年1回	1回
415	青少年課	青少年係	第63回社会を明るくする運動	毎月7月の強調月間に行われる行事の周知のため	25年6月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	2色	年1回	1回
416	青少年課	青少年係	青少年とともに(116号・117号)	青少年健全育成PRのため	25年7月・12月	冊子	A4判	両面	2色	2色	年複数回	2回
417	青少年課	青少年係	平成26年度版練馬区青少年育成活動方針	青少年健全育成PRのため	26年3月	チラシ等	A4判	5	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
418	青少年課	青少年係	平成26年度版練馬区青少年育成活動方針ポスター	青少年健全育成PRのため	26年3月	ポスター	A4判	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
419	青少年課	青少年係	健やかカレンダー	健やか運動PRのため	25年12月	その他	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
420	青少年課	育成支援係	「青少年のための講演と映画のつどい」	12月に行われる人権週間行事の周知のため	25年11月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
421	青少年課	育成支援係	「青少年のための講演と映画のつどい」	12月に行われる人権週間行事の周知のため	25年11月	チラシ等	A4判	両面	フルカラー	1色	年1回	1回
422	青少年課	育成支援係	第12回練馬区中学校駅伝大会	11月に行われる中P連との共催事業の周知のため	25年11月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
423	青少年課	育成支援係	練馬子ども議会報告書	8月に行われた練馬子ども議会報告のため	25年12月	冊子	A4判	140	1色	1色	年1回	1回
424	練馬子ども家庭支援センター	管理係	練馬区育児支援ヘルパー事業利用のしおり	育児支援ヘルパー事業の利用案内	27年4月	冊子	A5判	8	1色	1色	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
1,000	あり	121	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	300		396
3,000	あり	79	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	250		397
11,000	あり	260	なし			あり	0	その他	環境に配慮した用紙の使用	なし	有料広告は26年度発行分から導入(7月発行分は申込なし)。音声版を作成	398
4,000	なし	39	なし			なし		なし	なし	600		399
7,000	なし	64	なし			なし		その他	なし	100	英語同時表記	400
4,000	あり	26	なし			なし		なし	なし		配布中	401
15,000	あり	56	なし			なし		なし	なし		配布前	402
28,000	あり	186	なし			なし		なし	なし		配布中	403
550	あり	42	なし			なし		なし	なし	30	サイズA2判	404
9,000	あり	26	なし			なし		なし	なし	18		405
700	あり	114	なし			なし		なし	なし	98		406
70,000	なし	279	なし			なし		カラーUD	環境に配慮した用紙の使用	13,000		407
850	あり	80	なし			なし		なし	なし	0	デザインは区内の児童による。	408
450	あり	817	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	80		409
450	あり		なし			なし		なし	用紙とインクの両方	100		410
500	あり	76	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	150		411
2,400	なし	135	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	30	新入園児の保護者に配布	412
2,400	なし	57	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	30	新入園児の保護者に配布	413
13,000	あり	2,274	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	1,100		414
A4 14,000 A3 1,200	あり	117	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		415
8,500	なし	125	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		416
79,500	あり	760	なし			なし		なし	用紙とインクの両方	不明		417
500	あり	37	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	なし		418
A1 8,000 A3 11,000	あり	400	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	不明		419
1,100	なし	50	なし			なし		なし	なし	不明		420
1,200	なし	39	なし			なし		なし	なし	不明		421
150	なし	22	なし			なし		なし	なし	なし		422
500	なし	285	なし			なし		なし	なし	80		423
500	なし	23	なし			なし		なし	なし	不明		424

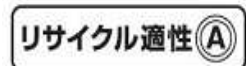
部等	課等	係等	刊行物の名称	内容・発行目的	発行年月	種類	判型	ページ数	印刷色数(表紙)	印刷色数(本文)	発行頻度	年間発行回数
425	練馬子ども家庭支援センター	管理係	子育て応援します。(子育てスタート応援券のご案内)	子育てスタート応援券の利用案内	27年4月	冊子	A4判	12	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
426	練馬子ども家庭支援センター	管理係	ねりまエンゼルナビ	子育て情報誌	26年12月	冊子	A4判	64	フルカラー	2色	年1回	1回
427	選挙管理委員会事務局	情報啓発係	白ばらだより	選挙啓発を目的とした区民、ボランティア向け広報誌	25年9月 26年3月	チラシ等	A4判	4	フルカラー	2色	年複数回	2回
428	選挙管理委員会事務局	情報啓発係	ポスターコンクールカレンダー	小中高校から応募された明るい選挙を啓発するポスターの優秀作品を掲示	25年12月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	年1回	1回
429	選挙管理委員会事務局	情報啓発係	選挙啓発ポスター(区長・区議補欠選)	選挙啓発と周知を目的としたポスターの掲示	26年3月	ポスター	その他	1	フルカラー	フルカラー	その他	1回
430	選挙管理委員会事務局	選挙係	ポスター掲示場案内図(都議選・参院選)	公営ポスター掲示場の設置場所をお知らせする地図	25年5月	地図	その他	1	3色	3色	その他	1回
431	選挙管理委員会事務局	選挙係	ポスター掲示場案内図(都知事選)	公営ポスター掲示場の設置場所をお知らせする地図	26年1月	地図	その他	1	3色	3色	その他	1回
432	選挙管理委員会事務局	選挙係	ポスター掲示場案内図(区長・区議補欠選)	公営ポスター掲示場の設置場所をお知らせする地図	26年3月	地図	その他	1	3色	3色	その他	1回
433	選挙管理委員会事務局	選挙係	結果記録(都議選・参院選)	選挙結果をまとめた記録集	25年12月	冊子	A4判	142	1色	3色	その他	1回
434	選挙管理委員会事務局	選挙係	結果記録(都知事選)	選挙結果をまとめた記録集	26年3月	冊子	A4判	76	1色	3色	その他	1回
435	選挙管理委員会事務局	選挙係	選挙公報(区長・区議補欠選)	選挙の立候補者の公約等を掲載	26年4月	その他	タブロイド判	区長1 補欠2	1色	1色	その他	1回
436	監査事務局	監査担当係	練馬区監査結果報告集	前年度監査結果報告を取りまとめた。	26年7月	冊子	A4判	90	1色	1色	年1回	1回
437	監査事務局	監査担当係	練馬区各会計歳入歳出決算等審査意見書	決算審査に当たり、監査委員意見をまとめた。	26年8月	冊子	A4判	120	1色	1色	年1回	1回
438	農業委員会事務局	農業担当係	農業委員会だより	農業者を対象に農業・農地に関する情報を発信する。	25年9月 25年12月 26年3月	チラシ等	A4判	4(3月のみ6)	1色	1色	年複数回	3回
439	議会事務局	調査係	区議会だより	区議会定例会の内容等を情報提供するため	26年7月	冊子	タブロイド判	2、4、8	フルカラー	フルカラー	年複数回	4回
440	議会事務局	調査係	ねりま区議会のしおり	議会のしくみや活動を周知するため	26年8月	冊子	A5判	32	フルカラー	2色	年1回	1回
441	議会事務局	調査係	わたしたちの区議会	小学3年生の議場見学用	25年7月	冊子	A5判	12	フルカラー	フルカラー	年1回	1回

1回当たりの発行部数	区ホームページへの全文掲載	1回あたりの印刷費(千円)	有償頒布の有無	頒布価格(円)	有償頒布実績数	有料広告の導入	広告収入(千円)	ユニバーサルデザイン等の取組	環境配慮の取組	最新版の残部数	備考	
8,000	あり	302	なし			なし		なし	なし	不明		425
15,000	あり	1,468	なし			あり	0	なし	なし	不明		426
6,300	なし	132	なし			なし		なし	なし	10	1回目の表紙...2色、2回目の表紙...フルカラー	427
2,800	なし	165	なし			なし		なし	なし	100		428
6,500	なし	239	なし			なし		なし	なし	10	【規格】B3...4,500枚、A3...2,000枚	429
800	なし	338	なし			なし		なし	なし	20	都議選版と参院選版は同一のものを作成、兼用している。	430
500	なし	326	なし			なし		なし	なし	20		431
500	なし	326	なし			なし		なし	なし	20		432
350	なし	206	なし			なし		なし	なし	100		433
350	なし	159	なし			なし		なし	なし	160		434
各380,000	あり	2,693	なし			なし		点字版	なし	50	音声版(カセットテープ、CD)もあり	435
300	あり	113	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	20		436
350	あり	170	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	15		437
2,500	あり	32(3月のみ58)	なし			なし		なし	なし	約250		438
240,000	あり	1,218	なし			なし		点字版	用紙とインクの両方	7,000	音声版を作成	439
5,600	なし	224	なし			なし		音声コード	用紙とインクの両方	500		440
1,000	あり	72	なし			なし		なし	環境に配慮した用紙の使用	200		441

平成 26 年度（2014 年度）  
練馬区監査結果報告集

平成 27 年 8 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局  
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話 03（5984）4729



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。